

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	3
第 1 号 (3月9日)	
開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	5
事務局出席者	5
議事日程	6
開会及び開議の宣告	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
諸般の報告	9
行政報告	9
平成27年度村長所信表明	10
諮問第1号の上程、説明	17
同意第2号の上程、説明	17
同意第3号の上程、説明	18
同意第4号の上程、説明	18
議案第3号の上程、説明	19
議案第4号の上程、説明	19
議案第5号の上程、説明	20
議案第6号の上程、説明	20
議案第7号の上程、説明	21
議案第8号の上程、説明	22
議案第9号の上程、説明	23
議案第10号の上程、説明	23
議案第11号の上程、説明	24
議案第12号～議案第19号の一括上程、説明	24
議案第20号～議案第22号の一括上程、説明	27
議案第23号の上程、説明	28
議案第24号の上程、説明	31
議案第25号の上程、説明	31
議案第26号の上程、説明	32
議案第27号の上程、説明	33

議案第28号の上程、説明	34
議案第29号の上程、説明	36
議案第30号の上程、説明	38
議案第31号の上程、説明	39
議案第32号の上程、説明	40
議案第33号の上程、説明	41
報告第1号の上程、報告	42
議案第34号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	42
議案第35号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	43
休会について	44
散会の宣告	45

第 2 号 (3月11日)

開議、散会の日時	47
出席議員	47
欠席議員	47
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	47
事務局出席者	47
議事日程	48
開議の宣告	49
一般質問	49
前田 孝 議員	49
安里 重和 議員	53
新城 一智 議員	56
吉濱 覺 議員	60
大城 佐一 議員	69
散会の宣告	75

第 3 号 (3月12日)

開議、散会の日時	77
出席議員	77
欠席議員	77
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	77
事務局出席者	77
議事日程	78
開議の宣告	80
諮問第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	80
同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	80

同意第 3 号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	81
同意第 4 号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	82
議案第 3 号の質疑、委員会付託	82
議案第 4 号の質疑、委員会付託	82
議案第 5 号の質疑、委員会付託	83
議案第 6 号の質疑、委員会付託	83
議案第 7 号の質疑、委員会付託	83
議案第 8 号の質疑、委員会付託	83
議案第 9 号の質疑、委員会付託	84
議案第 10 号の質疑、委員会付託	84
議案第 11 号の質疑、委員会付託	84
議案第 12 号～議案第 19 号の一括質疑、委員会付託の省略、討論、採決	84
議案第 20 号～議案第 22 号の一括質疑、委員会付託の省略、討論、採決	87
議案第 23 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	88
議案第 24 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	92
議案第 25 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	92
議案第 26 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	93
議案第 27 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	93
議案第 28 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	93
議案第 29 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	105
議案第 30 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	105
議案第 31 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	106
議案第 32 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	106
議案第 33 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	106
諸般の報告	107
休会について	107
散会の宣告	108

第 4 号 (3月16日)

開議、散会の日時	109
出席議員	109
欠席議員	109
地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	109
事務局出席者	109
議事日程	110
議案第 23 号～議案第 27 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	111
散会の宣告	114

第 5 号 (3月20日)

開議、閉会の日時	115
出席議員	115
欠席議員	115
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	115
事務局出席者	115
議事日程	116
開議の宣告	117
議案第9号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	117
議案第3号～議案第8号、議案第10号及び議案第11号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	118
議案第28号～議案第33号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	123
陳情第3号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	128
意見案第1号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	130
委員会の閉会中の継続審査の件	131
議員派遣の件	132
閉会の宣告	133
署名議員	133

平成27年第2回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成27年3月9日
会期12日間
閉会 平成27年3月20日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月9日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・平成27年度村長所信表明・議案提案説明・報告 議案第34号及び第35号質疑、委員会付託省略(即決)
3月10日	火	休 会		議案検討
3月11日	水	本会議	午前10時	一般質問
3月12日	木	本会議	午前10時	諮問第1号質疑、委員会付託省略(即決) 同意第2号～第4号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第3号～第8号、第10号及び第11号質疑、総務常任委員会付託 議案第9号経済建設常任委員会付託 議案第12号～第19号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第20号～第22号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第23号～第33号質疑、予算審査特別委員会付託
3月13日	金	休 会		議案検討 (中学校卒業式)
3月14日	土	休 会		
3月15日	日	休 会		
3月16日	月	委員会	午前10時	議案第23号～第27号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午後3時	議案第23号～第27号予算審査特別委員会委員長報告、 質疑、討論、表決
		委員会	午後4時	議案第9号経済建設常任委員会 (説明～採決) 陳情第1号 (検討～採決)
3月17日	火	委員会	午前10時	議案第3号～第8号、第10号及び第11号総務常任委員会 (説明～採決) 陳情第3号 (検討～採決)
3月18日	水	委員会	午前10時	議案第28号～第33号予算審査特別委員会 (説明～検討)
			午後2時30分	予算審査特別委員会 (現地調査)

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月19日	木	委員会	午後1時30分	予算審査特別委員会 (検討、質疑～採決) (小学校卒業式)
3月20日	金	委員会	午前10時	予算審査特別委員会 (検討、質疑～採決)
		本会議	午後3時	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 意見案等の処理 議員派遣の件 (閉会)

会期日数 12日間 本会議日数 5日間 委員会日数 5日間 休会日数 4日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
1	平成27年1月28日	灌漑施設に関する陳情書	大宜味村津波区灌漑施設管理組合 会長 金城 清隆 大宜味村津波区 区長 屋良 朝之	経済建設常任委員会
2	平成27年1月29日	地球社会建設決議に関する陳情書	荒木 實	議員配布
3	平成27年2月19日	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書	沖縄県医療福祉労働組合連合会 執行委員長 長浜 徹	総務常任委員会
4	平成27年2月20日	住民の安全・安心を支える国の公務・公共サービス体制の充実を求める陳情書	国家公務員労働組合 沖縄県協議会 議長 山田 貞光	議員配布

平成27年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成27年3月9日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成27年3月9日 午前10時00分)

散 会 (平成27年3月9日 午後2時02分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 会 計 課 長 島 袋 経 子

総務課長兼
村史編纂室長 島 袋 幸 俊 教 育 長 友 寄 景 善

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 課 長 新 城 寛

住民福祉課長 宮 城 豊 選 挙 管 理
委員会書記長 島 袋 幸 俊

企画観光課長 山 城 均 農 業 委 員 会
局 長 宮 城 久 美 子

産業振興課長 大 城 武 監 査 事 務 局 長 神 里 富 松

建設環境課長 大 嶺 実

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5		平成27年度村長所信表明	
6	諮問 第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	提案説明
7	同意 第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	提案説明
8	同意 第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	提案説明
9	同意 第4号	監査委員の選任について	提案説明
10	議案 第3号	字の区域の変更について	提案説明
11	議案 第4号	大宜味村長期継続契約条例	提案説明
12	議案 第5号	大宜味村総合計画策定条例の一部を改正する条例	提案説明
13	議案 第6号	大宜味村行政手続条例の一部を改正する条例	提案説明
14	議案 第7号	大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	提案説明
15	議案 第8号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	提案説明
16	議案 第9号	大宜味村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例	提案説明
17	議案 第10号	大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例	提案説明
18	議案 第11号	大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	提案説明
19	議案 第12号	大宜味村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例	提案説明

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
20	議案第13号	大宜味村課設置条例の一部を改正する条例	提案説明
21	議案第14号	大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例	提案説明
22	議案第15号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
23	議案第16号	証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
24	議案第17号	大宜味村特別職報酬等審議委員会条例の一部を改正する条例	提案説明
25	議案第18号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
26	議案第19号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例	提案説明
27	議案第20号	大宜味村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例	提案説明
28	議案第21号	大宜味村保育所設置及び管理条例の全部を改正する条例	提案説明
29	議案第22号	大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例	提案説明
30	議案第23号	平成26年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明
31	議案第24号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	提案説明
32	議案第25号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	提案説明
33	議案第26号	平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	提案説明
34	議案第27号	平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	提案説明
35	議案第28号	平成27年度大宜味村一般会計予算	提案説明
36	議案第29号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	提案説明
37	議案第30号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	提案説明
38	議案第31号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	提案説明
39	議案第32号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
40	議案 第 33 号	平成27年度大宜味村工業用水道事業会計予算	提案説明
41	報告 第 1 号	大宜味村第三次国土利用計画の策定について	報告
42	議案 第 34 号	大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例	提案説明 付託省略
43	議案 第 35 号	大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則	提案説明 付託省略

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
ただいまから平成27年第2回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 東 武久議員及び1番 大城佐一議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの12日間にしたいと思います。
御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から3月20日までの12日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会及び経済建設常任委員会に付託しましたから報告します。
次に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、大宜味村教育委員会の点検評価報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しをしてください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。

平成27年第2回定例会を招集いたしましたところ、全議員御出席のもと開会できますことに対し、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

行政報告を行う前におわびを申し上げます。告示後、議案の差しかえ等で議員の皆さんに御迷惑をかけたことに対し、心からおわびを申し上げます。今後、十分に確認し、差しかえのないよう対応していきます。よろしくお願いいたします。

では、12月から2月までの行政報告を行います。

お手元に配りましたとおり、2月25日に政府に対して、北部市町村長とともに27年度予算獲得の要請に行きました。

1月4日の成人式、5日の村民の集いは、盛会に開催することができました。

2月2日の区長会には、各区からの要望について報告をし、村の対応について説明をいたしました。

23日には、参議院議員沖繩及び北方問題に関する特別委員会に対し、北部市町村会から19項目の懸案事項の早期実現方について要請をしています。本村からは、塩屋湾の港湾整備と防災、消防、ヘリポート建設の要請を行っています。

また、翌24日には、県過疎地域振興協議会総会においても、本村から8項目の要請を県に行っております。その他については、スケジュール表を御参照願います。

次に平成26年4月1日から今年2月27日まで発注いたしました公共工事の入札結果を報告書として提出をしておりますので、御参照ください。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎平成27年度村長所信表明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 平成27年度村長所信表明を求めます。
村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） はじめに。

平成27年大宜味村議会第2回定例会が開催され、平成27年度一般会計予算をはじめとする諸案件を提案し、ご審議いただくにあたり、平成27年度の村政運営に取り組む所信の一端を申し上げます。大変厳しい財政状況にありますが、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

私は、昨年9月7日の村長選挙において、人材育成、子育て支援、教育・福祉等14の政策を掲げ、多くの村民の支持で当選させていただきました。村民のご期待に沿うべく、公約の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

特に、本村の三大プロジェクト、塩屋湾外海公有水面埋立土地利用計画・長寿と癒しの森整備計画・大宜味型体験滞在・交流プログラムの構築等、これまでの村政の取り組みの成果を踏まえつつ、公約で掲げた施策の実現に確かな道筋をつける年にしたいと考えております。

昨年10月7日就任後、全17区に於いて、懇談会を行い村民の要望を聞き、今後の行政運営に反映する為実施し、180余の要望事項等がありました。その中ですでに実施できた件もありますが、その他未解決の要望につきましては、27年度や以降に実施して行くよう取り組んでまいります。

今議会に提案しております27年度当初予算は、私が村長に就任して初めて編成する当初予算であります。大変厳しい財政状況ではありますが、公約の実現に向けた取り組みを着実に実施してまいります。

さて、今年は、「地方創生元年」として、国にとっても、地方自治体にとっても「地方創生」が大きなテーマの一つとなります。国において、昨年12月に日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」とこれを実現するために、今後5カ年の目標や施策の基本的な方向を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。これを受けて、それぞれの地方の特色と創意工夫による地方創生を推進して行くことが求められております。本村においても人口の現状や将来の展望を示す「地方版総合戦略」を策定し、将来展望に基づく長期的な視野のもと、地域特性に応じた対策を実行してまいりたいと考えております。なお、「地方版総合戦略」の策定は、「大宜味村第5次総合計画」の策定と重なることから、各施策を横断した総合的な観点からの戦略として、推進していく所存であります。

それでは、平成27年度の基本的な施策につきまして、ご説明申し上げます。

1. 予算編成方針について。

本村の財政状況は、大保ダム完成に伴う国有資産等所在市町村交付金の歳入により、財政指標の改善は見られますが、依存財源の比率が高く財政構造上、国の方針転換（交付税の削減等）により、著しく財政状況が変化する状況であります。また、人口減少や少子・高齢社会の進展などによる社会保障費の増加や、老朽化した公共施設の改修や修繕に要する費用、台風による災害復旧費も増加傾向であり、引き続き厳しい財政状況にあります。

平成27年度予算編成に当たりましては、平成28年4月開校に向け学校建設費を優先し、限られた財源の範囲内で歳出予算を編成するという基本姿勢に立ち、経費の徹底した見直しを行い、大宜味村の将来像「健康長寿のいきいき輝く文化の村」の創造に向けて予算編成を行ったところであります。

このようにして予算を編成した結果、平成27年度の予算規模は、一般会計予算が総額約49億4千1百万円となり、前年度予算額と比較しますと8億7千1百万円、21.4%の増加となり過去最大の予算額となっております。

また、特別会計予算総額は約9億8百万円、9.6%増となっており、その内訳につきましては、国民健康保険特別会計予算総額は約7億1千3百万円で対前年度比14.1%増、簡易水道事業特別会計予算総額は約1億3千7百万円で対前年度比11%減、公共下水道事業特別会計予算総額は約2千3百万円で対前年度比47%増、後期高齢者医療特別会計予算総額は約3千5百万円で前年度並みとなっております。

2. 行財政の健全化について。

(1) 村民対話。

昨年10月就任後、17字を訪問し、各区民と懇談を行い、直接区民からの声を聞くことにより、多くの要望や生活の様子を知ることが出来ました。今年度も各区での懇談会を行い、予算編成等の参考にしてまいります。また、村民の声が村長に届くシステムを構築してまいります。

(2) 職員の資質の向上。

厳しい財政状況と複雑多様化する行政サービスに対応するため、職員の資質の向上が必要であります。全国市町村アカデミーでの実務研修や自治研修所での研修を実施してまいります。また、制度化される人事評価に向けて、職場内研修や派遣研修を行ってまいります。

(3) 行政改革の推進。

地方分権の新たな時代に応えるために、「第四次大宜味村行政改革大綱」実施計画に基づき、推進してまいります。平成22年度に実施した機構改革を検証し、機構の見直しを検討してまいります。

(4) 財政運営。

税収などの自主財源に乏しく、依存財源である地方交付税や国・県支出金に頼らざるを得ない厳しい財政運営が見込まれる中、既存の歳入確保として納期内納付を推進（延滞金の加算）し、滞納繰越分の徴収を強化してまいります。

また、新たな歳入の創出及び村内特産品のPRの観点から、今年一月から、むらづくり応援寄付につきてきて、返礼品の取扱いを開始し、村の魅力を発信しつつ、今後も村を応援して下さる寄付者を拡大する取組みを推進してまいります。また、収納方法についても、寄附者の利便性を高められるよう、クレジットカード決済・コンビニエンスストア収納を導入してまいります。

歳出面では経常収支比率は改善傾向にありますが、今後も経常経費の増加が見込まれますことから、引き続き一般財源の縮小を図り、国の経済対策の活用や制度改正などに注視しながら、持続可能な行財政基盤の確立に向け、行財政改革の取組とともに、将来負担等の中長期的な視点にも十分留意した財政運営に取り組んでまいります。

(5) 公共施設等総合管理計画。

平成23年度から実施しております公有財産台帳整備事業は、今年度で工作物及び物品の評価額を確定し、完了する予定です。それと平行して、公共施設等の効率的な維持管理及び総合的且つ計画的に管理していくため「公共施設等総合管理計画」を策定してまいります。

又、公共用地は村民の貴重な財産であると共に、大宜味村の施策を進めていくうえでも欠かせないものであります。施設廃止後における効率的・効果的な跡地の活用は広く村民の望むところであります。未利用の公共施設や統廃合後の学校の跡地及び施設等の活用等につきてきての検討委員会を設置してまいります。

3. 豊で住みよい村づくり ー産業の振興ー

本村の目指す「豊で住みよい村づくり」の基本は、産業の振興であり、産業は雇用と定住及び地域活力を生み出す基盤であると考え、平成27年度は、農林業発展の基礎となる担い手育成、さらには新たな雇用の創出など産業基盤の確立に向けた取組みを進めてまいります。

(1) 農業の振興。

農業の振興につきてきては、「人・農地プラン」の作成により地域の担い手になる生産者を認定し、その生産者へ農地の集積や支援事業を行い農業所得の向上を図ります。また、肥料の購入補助に対しましては、広く村民の地産地消を推進する上から全村民を対象に助成してまいります。

花卉栽培におきましては、花ロボ等の導入を行い作業の省力化や生産向上を図ってまいりました、喜如嘉地区、大保地区において、オクラレルカやフトイ等の切葉の拠点産地認定に向けて取り組んでまいります。

シークワサーの振興につきてきては、産地振興協議会の組織改革を行い、大宜味村シークワサー振興戦略の見直しを行い、安定生産、販売促進等産地育成活動と新商品開発を支援し、地産地消から県内外へ消費拡大を推進してまいります。

特産品加工施設の運営につきてきては、加工場の機能高度化の推進を図り、更なる商品の開発と販路

開拓の支援を行います。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシ柵設置やカラス一斉駆除を行っていますが、今後とも捕獲活動を行い農作物への被害防止に努めてまいります。

耕作放棄地につきましては、農業委員会・農地中間管理機構と連携し耕作放棄地の解消と農地の集積に取り組んでまいります。

農道等基盤整備につきましては、引き続き事業を推進するとともに、新たに土地改良地区等の再整備に向けて地域及び地権者との協議を進め事業を推進してまいります。

(2) 林業の振興。

林業の振興につきましては、県の計画であります「やんばる型森林業推進事業計画」及び「大宜味村森林整備計画」に基づき、近隣市町村と連携を図りながら、自然に配慮した森林業の取り組みを行ってまいります。

(3) 畜産の振興。

畜産業の振興につきましては、口蹄疫や鳥インフルエンザ等への防疫体制の強化を図り、経営の安定向上の支援を行ってまいります。

また、悪臭や家畜排泄物の適正処理の指導を県と連携し、周辺環境の改善に努めてまいります。

(4) 水産業の振興。

平成23年度より着手しております漁村地域整備交付金を活用し、漁港用地の舗装や水飲み場及び休憩所等の整備を行い、漁民の就労改善を図ってまいります。

また、今年度より水産物供給基盤機能保全事業基本計画の策定を行い漁港等の適正な維持管理に努めてまいります。

(5) 商工業の振興。

商工業の振興につきましては、商工会と綿密な関係を構築しながら村内企業の安定経営と育成を図ることにより村内企業の発展が図られ、地域の振興につながって行くものと考えられます。また、本村の潜在需要の掘り起こしや多様な能力を活かせる人材の確保・育成などにも取り組んでまいります。

村内における雇用の場を確保するため、企業と連携し、国の緊急雇用創出事業などの活用も検討し村内企業の雇用支援を図ってまいります。

企業誘致につきましては、雇用の場の創出や若者の定住促進を図るため、過疎対策として大きな効果が期待されるものであり内外へ企業誘致の展開を図ってまいります。

国の重要無形文化財である喜如嘉の芭蕉布を県内外に発信すると共に伝統工芸を継承し産業や観光振興に資するための施設整備を推進するため芭蕉布の里基本構想を策定してまいります。

(6) 観光振興。

観光振興につきましては、三大重点プロジェクトの「長寿と癒しの森整備計画」でハード面の整備を行い、「大宜味型体験滞在・交流プログラム」でソフト面の強化を図り、両者を推進することで大宜味村の魅力を県内外に発信することができ、観光振興に繋げることができると考えます。

現在やんばる地域が奄美・琉球世界自然遺産候補地に選定されその登録へむけた取り組みが展開されております。それらに伴い早急に環境保全型観光の体制づくりを推進して行かなければなりません。先人から受け継いできました地域資源を活用して、人々が憩い、働き、学ぶことができる「暮らしの場」を創造し、「体験滞在型・交流プログラムの構築」を図る必要があります。本村の自然文化などの地域

資源を活かし、世界自然遺産地域に期待されるプログラムを作成し提供するためにも、これを可能にする推進体制の整備、推進主体として、ガイドを兼ねたコーディネーターの育成に重点をおき推進してまいります。

観光受入主要事業としての民泊事業の受入が平成24年度1,692人、平成25年度2,248人と増加傾向にあり、受入体制が確立されつつあります。その展開により、さらに「大宜味型体験滞在・交流プログラムの構築」につながることから、さらに支援してまいります。

観光客を受入れる拠点整備としまして長寿と癒しの森整備計画がありますが、計画が進展していない状況にあります。長寿と癒しの森が目指す基本的な考えに基づき、民間活力の導入や各事業エリアに係る事業主体の実施計画を立て具体的整備事業が推進できるよう施策を講じてまいります。

また、観光案内機能の充実と村内特産品・農産物等の販売促進対策を図るため道の駅の運営や移転を含めた整備計画の検討、さらに観光関連施設としての学校跡地及び跡施設の活用を検討してまいります。

4. 健康ユイマールの村づくり ―保健・福祉の充実―。

(1) 健康福祉の村づくりの推進。

高齢化社会が進む本村におきまして、子ども、高齢者、障がい者や村民誰もが安心して暮らし、健康で、互いに助け合い、支えあうユイマール社会の実現を目指してまいります。

今年度は地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用しユイマールネットワーク事業を社会福祉協議会と連携し各地域に出向き健康・栄養指導や居場所づくり及び買い物支援事業等に取り組んでまいります。また、同交付金事業で低所得者等への商品券発行事業も行っております。

健康管理の問題は、長寿の里が危惧される大きな課題であり、健康長寿で元気な村民を引き継いで行くため、特定検診の受診率向上や特定保健指導を積極的に実施してまいります。また、20代30代の婦人がん検診の受診率がかなり低い状態にありますので、啓発活動を積極的に推進してまいります。

中高年就労問題につきましては、本村における大きな課題でありますので今年度中にシルバー人材センターの設立に向けて、人材の調査や登録作業を行い平成28年度の設立を目指してまいります。

(2) 児童・母子父子福祉の充実。

子どもがのびのびと育つよう、子育て支援、生活支援等の推進と保育の安心・安全の確保と子供の個々の発達に応じ充実した保育を推進していくため子ども・子育て会議の設置に取り組んでまいります。

(3) 障がい者及び高齢者福祉の充実。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して主体的に生活していくため第4期障害福祉計画に基づき適切なサービスを供給できるよう努めて参ります。また、障害のある人もない人も社会参加しやすいよう、相談員との連携を強化し住みよい村づくりを目指してまいります。

高齢者を取りまく社会環境はますます複雑化、困難化を深めております。人間としての尊厳を持ち、健康で安心して在宅生活ができるよう、地域包括支援センターの強化を図り地域支援事業・介護予防業等を推進してまいります。

これまで、要支援者台帳づくりやマップ作り等地域における自主防災組織の強化に取り組んでまいりましたが、台帳の整備また自主防災組織は結成率が悪い状況であるので少しでも多くの地域が取り組んでもらえるよう努力してまいります。

(4) 戦後70年平和祭について。

今年で沖縄戦終結70周年を迎えるにあたり、沖縄戦の戦没者の慰霊を慰め、世界の恒久平和を願う大

宜味村民の心を発信するため平和記念祭を開催いたします。

5. 心豊かな文化の薫り高い村づくり ―教育・文化の振興―。

(1) 学校教育の振興。

学校教育では、新しい学力向上推進要項「くがにープラン〜夢へのチャレンジ〜」の下、幼児児童生徒一人一人の「学ぶ意欲（チャレンジ精神）」を向上させ、自己実現（自立）への基礎を培うことを目標に各学校におきまして具体的取り組みを展開してまいります。重点事項に確かな学力の向上・豊かな心の育成・健やかな体の育成（食育の推進等）、子ども一人一人の「意欲を育て、個性を伸ばし、健康の保持増進を図る活動」に取り組んでまいります。また、大宜味村立学校適正化総合基本計画を基に平成27年度事業の小学校統合・中学校移転を着実に進め、より良い学校環境づくりの実現に取り組むと同時に4つの小学校の閉校式等を行い平成28年4月の開校を目指してまいります。

一方、学校跡地利用でのアーカイブセンター（文書保管設備・施設）等の取組も合わせて検討を行い有効利用に努めてまいります。

ソフト事業としまして、平成25年度から継続している一括交付金を活用した学習支援員配置事業を継続し学校と連携を図りながら学力の向上を目指してまいります。

その他、琉球大学教育学部との連携により村内の子供たちの学びを支援し「なりたい自分探し」のサポートを行ってまいります。

(2) 生涯学習の振興。

一括交付金を活用した生涯学習支援事業で生涯学習支援員を継続配置し各社会教育団体の生涯学習活動及び青少年の学校外活動における学習機会を「わんぱく体験団」の事業との連携により、心豊かでたくましい児童生徒の育成ができる事業に取り組んでまいります。

また、平成25年度から行っている地域住民対象のパソコン教室やシニア世代への講座をさらに拡大し、大人向けの講座も計画してまいります。

さらに、人材バンクを整備し村内の人材の活用によるさまざまな分野での専門知識や経験、技能など学校教育や社会教育に活用を図ってまいります。

その他、体験学習としての子供議会の開催に向けた取組や青年会・婦人会などの各種団体との連携を強化してまいります。

大宜味の自然を守り伝える子供達への応援、喜如嘉小学校の喜如嘉タープクの野鳥観察や塩屋小学校の屋古の蝶観察等への協力を行ってまいります。

体験の翼事業におきましては、これまでの事業を継続しつつ今後の体験プログラムの見直しを視野に入れながら事業の継続を図っていきたいと考えております。

(3) 地域文化の振興。

地域資源文化財を活かした貴重な歴史民俗資料の整備に努めてまいります。

平成26年度に引き続き一括交付金を活用し、根謝銘グスクの調査測量を行っていき、将来の文化財指定に向け取り組んでまいります。

また、大宜味村文化協会（仮称）の設立に向け準備を行ってまいります。

(4) 村史編纂について。

平成26年度には、一括交付金を活用し、新村史編纂基本計画に基づき、「大宜味村の戦争聞き取り証言集」の発刊、八重山移民調査を行ってきました。「移民・出稼ぎ編」の刊行と「人と自然」、「民

俗・ことば」、「写真集」、「通史」等の発行計画に基づき資料収集をしております。

6. 安心・安全な村づくり ―生活環境の整備―。

(1) 生活基盤（インフラ）整備。

平成26年度に実施しました、大川川をはじめ9河川の環境調査結果を踏まえ、老朽化が著しい大川川の整備推進計画策定及び実施測量設計を行い、山原らしい癒やされる河川の再生と治水安全度の向上や観光にリンクした河川とその周辺の整備指針を策定しております。

また、新規事業として一括交付金を活用し、安心安全な生活道路の減災対策として、村内の生活道路や危険箇所周辺の生い茂った雑木や高木の伐採を行い、災害に強い環境整備を図り、併せて景観の向上にも努めてまいります。

本年度においても、長寿命化計画に基づき道路橋の予防的な修繕及び架替えを実施し、また道路の総点検結果を踏まえ、老朽化が著しい箇所の補助事業での採択を早めに行い、先立って出来る事は、職員自ら路面の段差や陥没箇所の修繕を行い、職員の防災意識を向上させ、事前予防、減災対策の強化を図ってまいります。

(2) 生活環境。

ゴミの不法投棄におきましては、全国的な問題となっており、平成26年度に設置した監視カメラの効果を検証し、定期的に巡回を行い生活環境の向上に努めてまいります。し尿処理につきましては、公共用水域の水質汚濁の防止及び公衆衛生の向上を図るため合併処理浄化槽への転換整備促進、維持管理の指導を行ってまいります。

(3) 消防・防災の推進。

3・11東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年度に沖縄県防災計画が修正されました。それに準じ、大宜味村地域防災計画を見直ししてまいりました。「自分たちの地域は自分たちで守る」という認識の下、地域住民が主体的に防災活動を行うため、自主防災組織の育成支援をしております。

結の浜の避難路につきましては、現在実施しています実施設計書ができ次第一括交付金を活用し、整備してまいります。消火栓設置につきましても、一括交付金での整備を行ってまいります。

(4) 情報通信の整備。

北部広域ネットワーク協議会と連携し、情報通信の高速化とインターネットの民間普及を推進してまいります。

(5) 結の浜の整備推進。

結の浜におきましては、インフラ整備が整い土地利用計画の一部の計画は実施され、現在統合小学校及び中学校の移転建設が進められており、徐々に生活圏が確立されつつあります。しかしながら今後の計画につきましては、整備メニューの確保難や村財政状況により進展が図られていない状況であります。今後「まち・ひと・しごと創世総合戦略」の策定を急ぎ、整備計画の進展を図るとともに、民間企業による商業施設や定住促進を図る賃貸住宅の誘致など周辺的生活環境の整備に取り組んでまいります。

むすびに。

平成27年度は、大宜味村第4次総合計画も10年計画の最終年次となっております。各施策におきまして目標達成の検証を行い仕上げの年と位置づけると共に、第5次総合計画の策定により新たに向こう10年間の本村の将来像を村民の声をしっかりと聞き、村づくりの基本理念と目標を定め、策定してまいりたいと思います。

また、顕著で普遍的な価値がある地域としまして、奄美・琉球世界自然遺産候補区域に本村も選定されました。本村を含む三村地域の自然環境のすばらしさが世界に認められることであり、将来に引き継いで行くべき宝物として、また地域振興の為にも国立公園化及び世界自然遺産登録に向けた取り組みが重要となります。

各施策につきまして述べさせていただきましたが、大宜味村の特性を生かした村づくりを基本理念に若い世代を含めた多くの方々が「大宜味村に住みたい」と思える村づくりに全力をあげて取り組んでまいりますので、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成27年度の施政方針といたします。

平成27年3月9日

大宜味村長 宮城功光

なお、平成27年度の主要事業につきましては、26項目別表にて皆さんにお配りしておりますので、御参照願いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） これで平成27年度村長所信表明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時37分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

◎諮問第1号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長（宮城功光） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久3番地

氏 名 島袋 晃

昭和26年1月3日生

平成27年3月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

以上、よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎同意第2号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と

します。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
大宜味村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住 所 大宜味村字塩屋564番地

氏 名 古波蔵 武

昭和27年2月26日生

平成27年3月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方税法第423条第3項の規定により、同意を求める。

なお、履歴書について添付しておりますので御参照願いたいと思います。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎同意第3号の上程、説明

- 議長(平良嗣男) 日程第8 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と
します。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
大宜味村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住 所 大宜味村字大保326番地5

氏 名 米須 邦雄

昭和27年8月14日生

平成27年3月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方税法第423条第3項の規定により、同意を求める。

なお、履歴書について添付してございますので御参照ください。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎同意第4号の上程、説明

- 議長(平良嗣男) 日程第9 同意第4号 監査委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 同意第4号 監査委員の選任について
大宜味村監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字田嘉里559番地
氏 名 吉濱 エツ子
昭和36年1月14日生

平成27年3月9日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

委員の任期満了に伴い、地方自治法第196条第1項の規定により、同意を求める。
なお、履歴書については添付してございますので御参照ください。お願いします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第3号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第3号 字の区域の変更についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。
(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） 議案第3号 字の区域の変更について
国頭郡大宜味村字塩屋念蒲の一部を国頭郡大宜味村字上原阿根に編入する。
(別図標示の区域)

平成27年3月9日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

塩屋湾外海埋立により新たに生じた土地の一部を、字上原地先の土地について、字上原に編入するため地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議会の議決を求める。
以上で説明を終わります。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第4号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第4号 大宜味村長期継続契約条例を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。
(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） 議案第4号 大宜味村長期継続契約条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成27年3月9日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び第214条、並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の一部改正に伴い、この案を提出する。
内容につきましては課長から説明させます。よろしくお願いします。

- 議長（平良嗣男） 総務課長。

(島袋幸俊総務課長 登壇)

- 総務課長(島袋幸俊) 議案第4号について説明します。

自治法施行令で物品の借り入れ、役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり、契約をしなければ当該契約に係る事務に支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものは契約を複数年にわたり契約ができるとされています。電子計算機や警備の業務などがそれに当たります。

細かいことは規則でうたっております。

平成27年4月1日からの施行となっています。

説明を終わります。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第5号の上程、説明

- 議長(平良嗣男) 日程第12 議案第5号 大宜味村総合計画策定条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第5号 大宜味村総合計画策定条例の一部を改正する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

平成27年3月9日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村総合計画策定条例の一部を改正する条例

大宜味村総合計画策定条例(平成24年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「基本構想」の次に「及び基本計画」を加え、「策定しようとするときは」の次に「大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例(平成26年条例第24号)第3条第1項の規定により」を加え、同条第2項中「基本構想の変更」を「基本構想及び基本計画の変更(軽微な変更を除く。「以下同じ」)又は廃止」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例の制定に伴い、大宜味村総合計画策定条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

以上で説明を終わります。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第6号の上程、説明

- 議長(平良嗣男) 日程第13 議案第6号 大宜味村行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） 議案第6号 大宜味村行政手続条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成27年3月9日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）に伴い、大宜味村行政手続条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

- 議長（平良嗣男） 総務課長。
（島袋幸俊総務課長 登壇）
○ 総務課長（島袋幸俊） 議案第6号について説明します。

国の行政手続法の改正にあわせ条例を改正するものです。

主な内容として、1つ目として、行政指導を行う際、現行の趣旨、内容、責任者に加え、根拠法令の条項法令に規定される要件に適合する理由を明示することとしています。

2つ目として、法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合には、指導を受けた相手方、または村に中止などを求めることができるとされております。

3つ目として、何人も法令違反の事実を発見したときは、是正のための処分等を村に求めることができることとしています。

附則で、平成27年4月1日を施行日としています。

説明を終わります。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第7号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第7号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第7号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成27年3月9日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

平成26年10月7日付けの県人事委員会勧告に基づき、大宜味村職員の給与に関する条例等を改正する必要があるため、この案を提出する。

説明は、担当課長からいたします。

- 議長（平良嗣男） 総務課長。
（島袋幸俊総務課長 登壇）
○ 総務課長（島袋幸俊） 議案第7号についての骨子を説明します。

この条例は、2条からなっております。

まず、大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を第1条として、職員の給料表第1表及び第2表を改めています。

第3表の保育士の特殊勤務手当の項を削っております。

また、管理職が休日や休日以外の日の深夜に災害への対処などの勤務に対して、管理職員特別勤務手当を支給するための条項を加えています。

大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年条例第11号）の一部を改正する条例を第2条として、現給保障を平成30年3月31日までとすることを加えています。

附則で、平成27年4月1日を施行期日としています。

説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第8号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第15 議案第8号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第8号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成27年3月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方自治法第252条の17の2の規定により、屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例の事務権限移譲のため、条例を改正する必要があることから、この案を提出する。

内容説明については、課長から説明させます。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

（山城 均企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（山城 均） 議案第8号の補足説明をさせていただきます。

屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例の事務権限移譲のため、広告物の許可申請手数料を定める必要があることと、現行の各手数料の種類及び金額を別表記載に改めるため、条例を改正するものであります。

第2条の手数料の種類及び金額を定める第1項の各号を別表第1に、同条第2項を削除し、同じく別表第1への記載としております。

新たな広告物許可申請手数料は、別表第2表となります。

なお、本村で行う事務処理につきましては、地方自治法第252条の17の2、条例による事務処理の特例の規定により、屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例のうち、定められた条項を運用して処理するものであります。

附則で、この条例は、平成27年4月1日から施行としております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第9号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第16 議案第9号 大宜味村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第9号 大宜味村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

平成27年3月9日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例

大宜味村園芸農業活性化事業基金条例（平成17年条例第25号）を廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

大宜味村園芸農業活性化事業基金事業の完了に伴い、この条例を廃止する必要があるためこの案を提出する。

以上で説明を終わります。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第10号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第17 議案第10号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第10号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

平成27年3月9日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例

大宜味村立学校設置条例（昭和47年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）中「大宜味村統合小学校（仮称）」を「大宜味小学校」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

平成26年3月に議決した大宜味村立4つの小学校の統合校の仮称名を正式に確定し平成28年4月開校に向けての準備を行うため、この案を提出する。

以上で説明を終わります。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第11号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第18 議案第11号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第11号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

平成27年3月9日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

大宜味村子ども医療費助成条例（平成11年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号イ中20条の次に「、19条の2」を加え、同号に次のように加える。

カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

提案理由

児童福祉法（平成22年法律第164号）の一部改正に伴い、大宜味村子ども医療費助成条例の改正が必要なため、この案を提出する。

以上、説明を終わります。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第12号～議案第19号の一括上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第19 議案第12号 大宜味村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例から日程第26 議案第19号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例までを一括して議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第12号 大宜味村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

議案第13号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例

議案第14号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例

議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第16号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 大宜味村特別職報酬等審議委員会条例の一部を改正する条例

議案第18号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例

この8件の議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（昭和31年法律第162号）の改正に伴い、条例の制定、一部改正及び廃止する必要があり提出しております。

なお、内容につきましては、担当課長から説明をさせます。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

（新城 寛教育課長 登壇）

○ 教育課長（新城 寛） それでは内容を説明していきたいと思っております。

今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によるポイントとして、新教育長は、今後特別職となり給与関係が改正されます。

また、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置する改正も行われました。

それでは議案の中身のほうを説明していきたいと思っております。

議案第12号 大宜味村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の第11条第4項及び第5項の規定に伴い、制定するものです。

また、教育公務員特例法第16条第2項に規定されている教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件は、一般職とは別に地方公共団体の条例で定める必要があるため、提案しております。

条例の内容として、1条のみの制定ですが、勤務時間、その他の勤務条件ということで、第1条、教育長の勤務時間その他の勤務条件は、大宜味村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第8号）の適用を受ける職員の例による。

附則として、（施行期日）1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）がございませぬ。2として、この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による制定後の大宜味村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は適用しないものとします。

議案第13号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例

大宜味村課設置条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条総務課の項の第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）といたしまして、総合教育会議に関する事項。

附則として、（施行期日）この条例は、平成27年4月1日から施行する。

この条例改正には経過措置はございませぬ。4月以降、早い時期に総合教育会議を開催するよう説明があり、経過措置はありませぬ。

議案第14号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例

大宜味村職員定数条例（昭和47年条例第26号）の一部を次のように改正します。

第1条中「第21条」を「第19条」に改めます。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による本条の繰り上げです。新法では19条に伴っての本条の引用する箇所についての改正に当たります。

議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第27号）の一部を次のように改正します。

別表第1（第2条関係）中、表になっておりますが、その表の教育委員会委員長、教育委員会委員長職務代理者、その項目、職名、種別、報酬額、そのものの2カ所の全て削除になりまして、それを改める条例でございます。

これにつきましては、附則があります。（施行期日）この条例は、平成27年4月1日から施行する。

ここにおいても経過措置がございます。教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の規定は適用せず、改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は、なおその効力を有するということとあります。

議案第16号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条中「参加した者」の次に「、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第5項の規定による意見聴取のため総合教育会議に参加することを求められた関係者又は学識経験者」を加える。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行します。

ここについても経過措置はございません。

議案第17号 大宜味村特別職報酬等審議委員会条例の一部を改正する条例

大宜味村特別職報酬等審議委員会条例の一部を改正する条例です。

第2条中「及び副村長」を「、副村長及び教育長」に改めます。

附則として、（施行期日）1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

ここにおいては、（経過措置）があります。2として、経過措置を入れております。よろしくお願ひします。

次に、議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第1条に次の1号を加えます。

（3）として、教育長、そこが入ってきます。

次に別表の改正がございます。別表第1（第3条関係）中、副村長の下に教育長が入ってきます。教育長として表の中に入ってきます。

これにつきましては、附則（施行期日）この条例は、平成27年4月1日から施行する。

ここにおいても（経過措置）がございますので、よろしくお願ひします。

最後に、議案第19号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例

これにつきましては、議案第12号で教育長の勤務時間その他勤務条件について行っております。また途中の議案で給与のほうがあります。それに伴っての廃止というふうになります。

附則として、（施行期日）1 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

ここにおきましても（経過措置）がございますので、よろしくお願ひします。

かなりの本数の変わり方でございます。御審議のほう、よろしくお願ひいたします。

以上、説明を終わります。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第20号～議案第22号の一括上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第27 議案第20号 大宜味村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例から日程第29 議案第22号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例までを一括して議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第20号 大宜味村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例

議案第21号 大宜味村保育所設置及び管理条例の全部を改正する条例

議案第22号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

この3件の議案は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の制定に伴い、条例の制定、改正及び一部改正をする必要があり提出しております。

なお、内容につきまして、担当課長から説明させます。よろしくをお願いします。

- 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

（宮城 豊住民福祉課長 登壇）

- 住民福祉課長（宮城 豊） それでは議案第20号について御説明いたします。

本条例の制定は、子ども・子育て支援制度における教育、保育の利用者負担額は国の定める基準額を上限として、市町村が設定するものとされております。

よって、利用者負担保育料を設定する必要があり、本条例の上程をしております。

続きまして、議案第21号について御説明いたします。

子ども・子育て支援法の制定により、入所資格や入所手続等、字句、条項の大幅な改正が必要なため、本条例の全部を改正することとしております。

なお、両議案とも平成27年4月1日から施行することとしております。

- 議長（平良嗣男） 教育課長。

（新城 寛教育課長 登壇）

- 教育課長（新城 寛） それでは議案第22号の説明をいたします。

今回の子ども・子育て支援法の制定に伴い、大宜味村立幼稚園授業料等の徴収条例の一部を改正する条例を提出しております。

内容として、この条例中「授業料等」を「授業料」に改めます。

8条を第9条とし、7条を8条とし、6条を7条とし、5条を6条と繰り下げております。

第4条第1項中「入園料は入園式前までに」、「全部又は」を削り、同条第2項中「第2条第2号ただし書き」を「第3条第2項」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とする。

第2条の見出し中「授業料等の額」を「授業料」とし、同条第1項中「次」を「別表」に改め、同条第1号及び第2号を削り、同条に次の1項を加え、同条を第3条としております。

2月の途中から入退園した場合は、入退園日を含む月を1月と計算する。

第1条の次に次の1条を加えております。

(定義)として、第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)において使用する用語の例による。

(1) 保護者 支援法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。

(2) 園児 支援法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。

(3) 授業料 支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額をいう。

それで附則の次に次の別表を加えております。

別表(第3条関係)として、大宜味村幼稚園授業料基準額表を定めております。

これにつきましては、5階層からなる表になっております。第1階層から第5階層まで、定義として、区分5つに分かれております。

まず、第1階層については、生活保護法による被保護世帯、これにつきましては徴収金額第1子から第3子まで全てゼロ円です。

第2階層、定義としては、市町村民税非課税世帯(村民税所得割非課税世帯を含む)、これにつきましても徴収基準額はゼロ円です。第1子から第3子までです。

次、第3階層、これにつきましては、市町村民税所得割課税額7万7,100円以下、第1子が3,000円、第2子が1,500円、第3子がゼロ円です。

第4階層、市町村民税所得割課税額7万7,101円以上22万1,200円以下、第1子が4,000円、第2子が2,000円、第3子がゼロ円です。

第5階層、市町村民税所得割課税額22万1,201円以上、第1子が5,000円、第2子が2,500円、第3子がゼロ円です。

なお、第1階層を除き、当該年度の4月から8月分までの授業料の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月から3月までの授業料の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が該当するものでございます。

備考として、1 同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目の子どもを第1子、2人目の子どもを第2子、3人目以降の子どもを第3子とする。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第23号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第30 議案第23号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第23号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算(第6号)

平成26年度大宜味村一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,827万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,970万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

(一時借入金の補正)

第4条 一時借入金の借入れの最高額に6億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を14億円とする。

平成27年3月9日提出

大宜味村長 宮城功光

以下、内容については、課長から説明をいたします。

○ 議長(平良嗣男) 財務課長。

(知念和史財務課長 登壇)

○ 財務課長(知念和史) 議案第23号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算(第6号)の概要を説明いたします。

今回の予算の補正は、2億7,827万7,000円の減額補正となっております。

歳入について、主な款で概要を説明いたします。予算書、1ページをお開きください。

1款村税190万4,000円の増額ですが、主に村民税139万円、固定資産税34万6,000円の増額であります。

3款から7款についての増減につきましては、県見込み額通知による増減であります。

9款普通交付税124万6,000円の増額ですが、交付基準額の増額であります。

11款分担金及び負担金21万7,000円の増額ですが、保育料の増額によるものであります。

12款使用料及び手数料85万7,000円の増額ですが、主に村営住宅使用料滞納繰越分78万1,000円と幼稚園使用料13万9,000円によるものであります。

予算書の2ページをお開きください。

13款国庫支出金1億6,876万3,000円の増額ですが、主に教育費国庫負担金と補助金で1億8,980万7,000円の増額、国の補正予算に伴う総務費補助金3,184万7,000円の増額と土木費国庫補助金の3,509万8,000円の減額であります。

14款県支出金1億4,037万1,000円の減額ですが、主に沖縄振興特別振興交付金8,646万円の減額、農林水産業県補助金3,285万7,000円の減額、商工費県補助金1,837万9,000円の減額であります。

15款財産収入558万6,000円の減額ですが、主に結の浜宅地分譲売り払い用地代によるものであります。

16款寄附金411万9,000円の増額ですが、村づくり応援寄附金で362万円、教育費寄附金49万9,000円の増額であります。

17款繰入金109万3,000円の減額ですが、財産形成基金、園芸農業活性化事業基金、中山間ふるさと農

村活性化基金、取り崩し金の減額であります。

19款諸収入863万円の増額ですが、主に後期高齢者医療広域共通経費精算金によるものです。

20款村債 3億1,670万円の減額ですが、過疎対策事業債 3億760万円の減額、災害復旧事業債860万円の減額、総務債50万円の減額であります。

以上が歳入の概要であります。

続きまして、歳出の主な概要を説明いたします。予算書の4ページをお開きください。

1款議会費25万9,000円の減額となっております。

2款総務費2,070万1,000円の減額ですが、主に総務管理費900万4,000円の減額、戸籍住民基本台帳費で701万4,000円の減額、選挙費で467万6,000円の減額であります。

3款民生費1,253万9,000円の増額ですが、主に社会福祉総務費でユイマールネットワークづくり支援事業によるものです。

4款衛生費807万円の減額ですが、主に保健衛生費の予防費156万8,000円減額、母子保健衛生費111万3,000円の減額、清掃費の塵芥処理費389万6,000円の減額であります。

5款労働費1,837万8,000円の減額ですが、わき水を活用した村のブランド力強化支援事業によるものです。6款農林水産業費3,515万1,000円の減額ですが、主に農業振興費で災害に強い栽培施設の整備事業補助金の減額であります。

予算書の5ページをお開きください。

7款商工費8,317万3,000円の減額ですが、主に観光費の観光拠点施設整備事業8,296万4,000円とホームページ作成委託料で408万3,000円の減額であります。

8款土木費7,472万円の減額ですが、主に道路橋梁費5,940万3,000円の減額、河川費1,475万7,000円の減額であります。

9款消防費95万5,000円の減額ですが、特別負担金の減額によるものであります。

10款教育費9,302万3,000円の減額ですが、主に小学校費、中学校費ともに学校建設費による減額であります。

11款災害復旧費2,508万5,000円の減額ですが、農林水産施設災害復旧費610万8,000円、土木施設災害復旧費1,897万7,000円の減額であります。

12款公債費332万3,000円の減額ですが、主に利子の減額であります。

予算書の6ページをお開きください。

13款諸支出金211万4,000円の減額ですが、主に財産形成基金積立金611万3,000円の減額、結い基金費積立金354万円の増額であります。

14款予備費7,413万円の増額となっております。

以上が歳出の主な概要です。

なお、詳細につきましては、委員会で御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

予算書の後ろのほうに、今回補正のありました繰越明許費、また地方債の補正の表をつけておりますのでごらんください。

また、今回一時借入金、当初額から6億円追加し14億円としておりますので、一緒に御参照ください。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第24号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第31 議案第24号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第24号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,621万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,069万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月9日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

（宮城 豊住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城 豊） それでは議案第24号の概要の説明を行いたいと思います。

今回の補正額は、1,621万5,000円の減額補正となります。

歳入の主な概要を説明いたしたいと思います。予算書1ページをお開きください。

まず、4款国庫支出金48万7,000円の減、5款療養給付費交付金852万3,000円の減、7款県支出金48万7,000円の減、9款共同事業交付金741万3,000円の減、11款繰入金56万9,000円の増、13款諸収入12万6,000円の増、以上が歳入の主な概要です。

続きまして、歳出の主な概要を説明いたします。予算書2ページをお開きください。

1款総務費41万4,000円の減、2款保険給付費900万円の減、7款共同事業拠出金18万3,000円の増、8款保健事業費20万2,000円の減、11款諸支出金21万1,000円の増、12款予備費699万3,000円の減、以上が歳出の主な概要です。

なお、詳細については、委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第25号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第32 議案第25号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第25号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ140万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,449万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成27年3月9日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

（大嶺 実建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（大嶺 実） 議案第25号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の概要を説明します。

今回の補正は、総額で140万円の減額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書の1ページをお開きください。

6款村債は、工事請負費の確定に伴い140万円の減額補正となっております。

以上が歳入の概要です。

歳出の主な概要を説明します。予算書の2ページをお開きください。

1款簡易水道総務費56万4,000円の減額補正ですが、実績見込みによるもので、2款簡易水道事業費142万1,000円の減額補正は工事請負費の確定によるものであります。

4款予備費58万5,000円を増額補正しております。

以上が歳出の概要です。

なお、詳細につきましては、委員会で説明を行いますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第26号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第33 議案第26号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第26号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,781万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月9日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

（大嶺 実建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（大嶺 実） 議案第26号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要を説明します。

今回の補正は、総額で20万円の減額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書の1ページをお開きください。

1款使用料及び手数料は、使用料の見込み額により20万円の減額補正となっております。

以上が歳入の概要です。

歳出の主な概要を説明します。予算書の2ページをお開きください。

1款公共下水道事業総務費2万7,000円の減額ですが、実績見込みによるものです。

4款予備費17万3,000円の減額は、歳入の減額によるものです。

詳細につきましては、委員会で説明を行いますので、よろしく御審議お願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第27号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第34 議案第27号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第27号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,473万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月9日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、補正予算につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

内容につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

（宮城 豊住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城 豊） それでは議案第27号の概要について説明いたします。

補正額は31万5,000円の減額補正となります。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書1ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料57万8,000円の増、4 款繰入金89万3,000円の減、以上が歳入の主な概要です。

歳出の主な概要を説明します。予算書2ページをお開きください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金31万4,000円の減、4 款予備費1,000円の減としております。

なお、詳細については、委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第28号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第35 議案第28号 平成27年度大宜味村一般会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第28号 平成27年度大宜味村一般会計予算

平成27年度大宜味村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億4,116万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月9日提出

大宜味村長 宮城功光

以下、内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

（知念和史財務課長 登壇）

○ 財務課長（知念和史） 議案第28号、平成27年度一般会計予算の概要を説明いたします。

予算総額は49億4,116万円で、前年度予算額40億7,037万1,000円に対し、8億7,078万9,000円の増額で、対前年度比21.4%の伸びとなっております。

歳入について、主な款で説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

1 款村税ですが、6 億8,079万8,000円で、対前年度989万5,000円の増額となっております。主に国有資産等所在地交付金1,161万8,000円の減額、固定資産税1,944万8,000円の増額となっております。

6 款地方消費税ですが、4,424万円で、対前年度1,669万5,000円の増額となっております。主に社会保障財源交付金分となっております。

7 款自動車取得税交付金ですが、216万4,000円で、対前年度100万2,000円の減額となっております。予算書の2ページをお開きください。

9 款地方交付税ですが、9 億7,300万円で、対前年度800万円の増額となっております。

13 款国庫支出金ですが、10億1,916万6,000円で、対前年度3 億7,901万3,000円の増額となっております。主に国庫負担金2 億5,512万円の増額、国庫補助金1 億2,425万4,000円の増額、委託金36万1,000円の減額となっております。

14 款県支出金ですが、4 億3,755万4,000円で、対前年度1,730万4,000円の減額となっております。主に県負担金174万2,000円の増額、県補助金1,469万8,000円の減額、委託金434万8,000円の減額となっております。

予算書の3ページをお開きください。

17 款繰入金ですが、6,923万2,000円で、対前年度1 億2,324万4,000円の減額となっております。主に財政調整基金より6,328万7,000円、結い基金より434万4,000円の繰り入れとなっております。

18 款繰越金ですが、6,000万円で、対前年度1,000万円の増額となっております。

19 款諸収入ですが、4,608万2,000円で、対前年度343万7,000円の増額となっております。主にコミュニティー助成金209万9,000円、農地中間管理事業253万円の増額、対米請求権助成金100万円の減額であります。

20 款村債ですが、14億9,890万円で、対前年度5 億8,570万円の増額となっております。主に学校建設費に伴う過疎対策事業債の増額であります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について主な款で御説明いたします。予算書の4ページをお開きください。

1 款議会費ですが、6,688万3,000円で、対前年度330万2,000円の増額となっております。特別共済会費の増額であります。

2 款総務費ですが、4 億8,161万円で、対前年度3,595万3,000円の減額となっております。主に総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費で3,700万4,000円の減額、統計調査費監査費で105万1,000円の増額となっております。

3 款民生費ですが、5 億8,031万4,000円で、対前年度2,888万1,000円の減額となっております。主に社会福祉総務費国民健康保険費の繰出金2,500万円の減額となっております。

4 款衛生費ですが、5 億6,268万9,000円で、対前年度2 億2,561万3,000円の増額となっております。主に清掃費塵芥処理費の国頭地区行政事務組合負担金特別分で2 億5,644万5,000円の増額となっております。

5 款労働費で、緊急雇用創出事業で2,012万5,000円の減額となっております。

6 款農林水産業費ですが、2 億2,875万8,000円で、対前年度1,013万6,000円の減額となっております。主に農業費の統合型地理情報システム構築業務委託金、新規就農総合支援事業で3,502万4,000円の増額、

水産業費の漁港建設費で4,470万円の減額となっております。

予算書の5ページをお開きください。

7款商工費ですが、1億4,208万2,000円で、対前年度3,285万2,000円の減額となっております。主に商工業振興費で2,572万7,000円、観光費で930万円の減額となっております。

8款土木費ですが、2億9,157万8,000円で、対前年度4,811万4,000円の増額となっております。主に道路橋梁費の道路維持費で雑木危機箇所伐採委託金及び工事費で2,345万1,000円の増額、河川費で1,383万9,000円の増額、下水道費で繰出金の589万3,000円の増額となっております。

9款消防費ですが、1億4,728万1,000円で、対前年度1,223万1,000円の増額となっております。主に特別負担金の増額となっております。

10款教育費ですが、21億117万3,000円で、対前年度7億2,330万6,000円の増額となっております。主に小学校費、中学校費の学校建設費の増額であります。

予算書の6ページをお開きください。

12款公債費ですが、2億5,376万2,000円で、対前年度1,653万6,000円の減額、主に元金の減額となっております。

13款諸支出金ですが、6,250万2,000円で、対前年度189万7,000円の増額となっております。主に財政調整基金積立金の502万5,000円の増額、財産形成基金積立金の306万4,000円の減額となっております。

14款予備費は、2,043万8,000円で、43万7,000円の増額計上となっております。

以上で歳入歳出予算の概要説明を終わります。

なお、7ページに起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法等を掲げた第2表地方債を掲載しておりますので御参照ください。

また8ページから10ページに事項別明細書。171ページに債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書。172ページに地方債の現在高調書を。173ページ以降に給与費明細を載せておりますので御参照ください。

詳細につきましては、委員会で御説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午後12時04分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時29分)

◎議案第29号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第36 議案第29号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長（宮城功光） 議案第29号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1,315万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月9日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、課長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

（宮城 豊住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城 豊） それでは議案第29号の概要について御説明いたします。

歳入歳出総額は、7億1,315万2,000円で、対前年度8,798万9,000円の増額で、対前年比14.1%の増額となっております。

歳入について主な款の主な事項で御説明いたしたいと思っております。予算書の1ページをお開きください。

1款国民健康保険税は、6,455万3,000円で、対前年度1,007万9,000円の増額となっております。増額の主なものとして、一般被保険者国民健康保険税の増でございます。

4款国庫支出金は、2億2,755万1,000円で、対前年度1,105万5,000円の増額となっております。増額の主なものとして、財政調整交付金の増となっております。

5款療養給付費交付金は、3,265万2,000円で、対前年度603万6,000円の減額となっております。

6款前期高齢者交付金は、4,889万8,000円で、対前年度276万5,000円の減額となっております。

7款県支出金は、3,568万3,000円で、対前年度2万5,000円の増額となっております。

9款共同事業交付金は、2億1,942万1,000円で、対前年度1億539万円の増額となっております。増額の主なものとして、保険財政共同化事業、安定化事業交付金の増となっております。

予算書の2ページをお開きください。

11款繰入金は、7,222万7,000円で、対前年度2,476万8,000円の減額となっております。減額の主なものとして、一般会計繰入金の減となっております。

12款繰越金は、1,200万円で、対前年度400万円の増額となっております。

続きまして、歳出の説明をいたします。予算書の3ページをお開きください。

1款総務費は、384万1,000円で、対前年度68万6,000円の減額となっております。

2款保険給付費3億9,417万円で、対前年度656万3,000円の減額となっております。減額の主なもの

として、退職被保険者等療養給付費の減となっております。

3 款後期高齢者支援金等は、6,488万5,000円で、対前年度242万5,000円の減額となっております。

6 款介護納付金は、3,831万8,000円で、対前年度4万1,000円の減額となっております。

7 款共同事業拠出金は、1億8,500万2,000円で、対前年度8,503万円の増額となっております。

予算書の4ページをお開きください。

8 款保健事業費は、821万5,000円で、対前年度1,000円の増額となっております。

11 款諸支出金は、1,029万4,000円で、対前年度989万3,000円の増額となっております。

12 款予備費は、782万1,000円を計上しております。

なお、詳細については、委員会で御説明いたしたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第30号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第37 議案第30号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第30号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,670万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月9日提出

大宜味村長 宮城功光

以下、担当課長から説明を申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

（大嶺 実建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（大嶺 実） それでは議案第30号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の概要について説明いたします。

予算総額は、1億3,670万7,000円で、対前年度1,618万6,000円の減額で10.6%の減の予算となっております。

歳入について、款の主な事項で御説明したいと思います。予算書の3ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料は、平成26年6月1日からの水道料金改定に伴い、本年度は4月分から反映す

ることから7,521万8,000円で、対前年度308万8,000円の増額となっております。

2 款国庫支出金は、水道施設補助事業の計画がないため、対前年度と同額となっております。

3 款繰入金は、6,048万4,000円で、対前年度1,227万5,000円の減額となっております。

4 款繰越金は、100万円で、対前年度同額となっております。

5 款諸収入は、対前年度と同額となっております。

6 款村債は、水道事業単独事業の計画がないため、対前年度699万9,000円の減額となっております。

続きまして、歳出の説明をいたします。予算書の4ページをお開きください。

1 款簡易水道総務費は、6,514万6,000円で、対前年度660万2,000円の減額となっております。減額の主な理由として、前年度実施した津波浄水場加速ろ過池更正委託業務が今年度において予定がないことから減額となっております。

2 款簡易水道事業費は、水道施設単独事業の計画がないため、対前年度705万5,000円の減額となっております。

3 款公債費は、7,105万1,000円で、対前年度252万9,000円の減額でございます。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

なお、14ページに地方債の現在高調書等を添付しておりますので、御参照ください。

詳細につきましては、委員会で説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第31号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第38 議案第31号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第31号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算

平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,344万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年3月9日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

（大嶺 実建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（大嶺 実） それでは議案第31号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の概要について説明いたします。

予算総額は、2,344万8,000円で、対前年度743万9,000円の増額で46.5%増の予算となっております。

歳入について、款の主な事項で説明したいと思います。予算書の3ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料は、259万2,000円で、対前年度25万3,000円の減額となっております。主な理

由は、企業支援向上の前年度における使用料を過大に見積もったためであります。

2 款国庫支出金は、180万円で、対前年度179万9,000円の増額となり、公共下水道にかかわる計画設計業務の計画によるものです。

3 款繰入金は、1,825万2,000円で、対前年度589万3,000円の増額で、主な理由は、1 款公共下水道事業総務費の新種タンク設置工事と 2 款公共下水道事業費の公共下水道にかかわる計画設計業務が予定されているためであります。

続きまして、歳出の説明をいたします。予算書の 4 ページをお開きください。

1 款公共下水道事業総務費は、1,145万4,000円で、対前年度362万9,000円の増額で、主な理由は、新種タンクの設置工事によるものです。

2 款公共下水道事業費は、300万7,000円で、対前年度299万9,000円の増額で、主な理由は、公共下水道にかかわる計画設計業務によるものであります。

3 款公債費は、848万7,000円で、対前年度81万1,000円の増額でございます。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

なお、11ページに地方債の現在高調書を添付しておりますので、御参照ください。

詳細につきましては、委員会で説明します。よろしく御審議のほどをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第 3 2 号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第39 議案第32号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第32号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算

平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,498万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成27年 3 月 9 日提出

大宜味村長 宮城功光

中身については、課長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

（宮城 豊住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城 豊） それでは議案第32について概要を説明いたしたいと思っております。

予算総額は、3,498万2,000円で、対前年度4,000円の増額で、対前年度とほぼ同額の予算であります。歳入の概要について、款の主な事項で説明したいと思っております。予算書の 1 ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料は、1,731万7,000円で、対前年度88万7,000円の増額となっております。増額の主なものとして、普通徴収保険料の増額となっております。

4 款繰入金は、1,738万4,000円で、対前年度79万4,000円の減額となっております。

続きまして、歳出の説明をいたします。予算書の2ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、3,458万4,000円で、対前年度12万6,000円の増額となっております。

4款予備費に、13万円を計上しております。

なお、詳細については、委員会で説明いたしたいと思っておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第33号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第40 議案第33号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第33号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計予算
（総則）

第1条 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- （1）給水事業所数 1戸
- （2）年間総給水量 7,300立方メートル
- （3）一日平均給水量 20立方メートル

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 687万5,000円

第1項 営業収益 29万4,000円

第2項 営業外収益 657万9,000円

第3項 特別利益 2,000円

支出

第1款 工業用水道事業費用 544万9,000円

第1項 営業費用 534万5,000円

第2項 営業外費用 4,000円

第3項 予備費 10万円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出額は、次のとおりと定める。

収入

第2款 資本的収入 5,000円

第1項 企業債 1,000円

第2項 出資金 2,000円

第3項 諸資本収入 2,000円

支出

第2款 資本的支出 5,000円

第1項 建設改良費 3,000円

第2項 企業債償還金 1,000円

第3項 予備費 1,000円

(他会計からの補助金及び負担金)

第5条 一般会計からこの会計への負担金は、483万4,000円である。

平成27年3月9日提出

大宜味村長 宮城功光

以上で提案説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第1号の上程、報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第41 報告第1号 大宜味村第三次国土利用計画の策定についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長（宮城功光） 報告第1号 大宜味村第三次国土利用計画の策定について大宜味村第三次国土利用計画の策定について、別紙のとおり報告する。

平成27年3月9日提出

大宜味村長 宮城功光

以下、添付書類がありますので、どうぞ御参照願いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午後 1時52分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時53分)

◎議案第34号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第42 前田 孝議員ほか全員発議により提出されました議案第34号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。6番 前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

○ 6番（前田 孝） それでは、ただいま議題となりました議案第34号 大宜味村議会委員会条例の

一部を改正する条例について提案いたします。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年3月9日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 前田 孝 大城佐一 新城一智 仲井間宗利 宮城辰徳 安里重和 吉濱 覺 金城 勇

賛成者 東 武久

提案理由 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことから、大宜味村議会委員会条例第19条を改正するものである。

内容といたしましては、議会への出席説明者の要求書につきまして、現行の「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。提案説明といたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第34号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○ 議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって議案第34号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○ 議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって議案第34号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第43 前田 孝議員ほか全員発議により提出されました議案第35号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。6番 前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

○ 6番(前田 孝) ただいま議題となりました議案第35号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則について説明をいたします。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年3月9日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 前田 孝 大城佐一 新城一智 仲井間宗利 宮城辰徳 安里重和 吉濱 覺 金城 勇

賛成者 東 武久

提案理由 標準町村議会会議規則に準じた整備を行うため。

改正条文は、会議規則の第51条の発言の要求、従来は「挙手」でありましたけれども、「起立」に改正をしていきたいということでございます。

そして、会議規則第81条の表決における場合の、これまでの「挙手」というところを「起立」に改めていきたいということの内容になっております。

なお、この規則は、平成27年4月1日から施行するということで御提案申し上げます。

よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第35号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第35号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第35号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

◎休会について

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。議案検討のため3月10日は休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。
したがって3月10日は休会とすることに決定しました。
-

◎散会の宣告

- 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
お疲れさまでした。

(午後 2時02分)

平成27年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成27年3月11日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成27年3月11日 午前10時00分)

散 会 (平成27年3月11日 午後12時59分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 会 計 課 長 島 袋 経 子

総務課長兼
村史編纂室長 島 袋 幸 俊 教 育 長 友 寄 景 善

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 課 長 新 城 寛

住民福祉課長 宮 城 豊 選 挙 管 理
委員会書記長 島 袋 幸 俊

企画観光課長 山 城 均 農 業 委 員 会
局 長 宮 城 久 美 子

産業振興課長 大 城 武 監 査 事 務 局 長 神 里 富 松

建設環境課長 大 嶺 実

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

-
- 議長（平良嗣男） 起立。

本日は、4年前の午後2時46分に東日本大震災が発生した日であります。被災され、犠牲になられた方々の御冥福をお祈りして、追悼の意を込め黙祷を捧げたいと思います。黙祷。

（黙 祷）

- 議長（平良嗣男） 黙祷直れ。着席。
-

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

◇ 前 田 孝 議員

- 議長（平良嗣男） 学校建設に伴う財政について、前田 孝議員。

6番 前田 孝議員。

- 6番（前田 孝） 学校建設に伴う財政についてお伺いをいたします。

現在、学校建設が進まれているわけなんです、小学校統合と中学校移転による財政の内訳について、次の点についてお伺いをいたしたいと思います。

まず1点目に、用地造成から建築までの全ての事業ごとの経費と財源内訳について説明をお願いしたいと思います。

そしてこれから予想される学校建設関係に係る事業と経費についてはどうなっていく予定ですか、お伺いしておきます。

3点目に、平成34年までの実質公債費比率の年度ごとの予想比率についてお示しを願いたいと思います。

- 議長（平良嗣男） 教育長。

（友寄景善教育長 登壇）

- 教育長（友寄景善） お答えします。

まず説明の方法なんです、事業費について、まず平成26年度の総額と内訳、そして次に平成27年度の総額、内訳。その後に平成26年度と27年度の総計事業費と内訳。そして後に今後予定される事業費について概算で説明を申し上げたいと思います。

まず平成26年度の事業費ですが、事業内容としましては、校舎建築事業費と屋内運動場、外構工事等がありまして、事業費総額が10億3,001万4,680円。その内訳ですが、補助金が6億364万8,000円、起債が4億1,950万円。その他、これは基金取り崩しになりますが、450万円。一般財源が236万6,680円となっております。

次に平成27年度事業ですが、この事業内容は、校舎建設事業費、屋内運動場、外構工事等でありませんが、事業費総額が18億2,273万円。内訳ですが、補助金が7億8,130万2,000円、起債が10億4,130万円、その他ゼロ円です。一般財源が12万8,000円となっております。そして平成26年度、27年度の合計総事業費ですが、28億5,274万4,680円。内訳として補助金が13億8,495万円、起債が14億6,080万円、その他財源が450万円、一般財源が249万4,680円となっております。

それからこれから予想される事業費として、平成28年度に大宜味中学校校舎屋内運動場等の解体工事及びプール建設工事の設計等で7,400万円程度。平成29年度にそのプールの建設工事費等で1億5,000万円程度。平成30年度以降に給食センターの建設事業で1億円程度を予想しております。以上でございます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 孝議員の質問にお答えいたします。

3点目のほうです。平成34年度までの実質公債費比率の予想比率につきましては、平成25年度決算の確定等に伴い、平成25年度決算、平成26年度予算、平成26年度の普通交付税及び臨時財政対策債の算定結果並びに今後の税収見込みなどを反映し、平成34年度まで算出した結果、学校建設費の元金償還が始まる平成30年度に6.2%になり、平成34年度に10.7%になることが予想されます。以上、お答えいたします。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 学校建設関係については、平成26年度、27年度の合計で28億円程度だということなんですけれども、国の負担金、補助金は13億8,000万円、結局半分もないんですよ。当初、これ75%ぐらいの補助じゃなかったですか、平成26年度は。補助率がどうなっているのかですね。そしてこの教育委員会の小学校統合の場合の説明会などにおいて、私が参加した中では複式学級の解消問題が主な話であって、財政面でのお話というのは聞いた覚えがないんですけれども、これは皆さん、学校統合の会合あたり、教育委員会の会議あたりで財政面についてのそういうお話はなされていたのでしょうか。中学校の移転については、結の浜の土地利用計画の中で当初から予定されていたわけですから、それはわかるとしても、小学校の統合問題については、後から用地の選定を変更して、そこに織り込んできたということになっているのが経過だと思うんです。なぜ実質公債費比率の問題もやっておくかということは、その財政負担が今後、将来どうなっていくかということを大変危惧するものですから、そこまでお伺いしているわけなんです。例えば私が前に主張していました既存4小学校を1つにまとめて利用した場合に、どのぐらいの予算がかかっていたかということも非常に気になる場所なんです。これは教育委員会もそういう財政面の点での話し合いはどういうふうになされてきたのか、住民説明会と委員会の中でどのような話し合いがなされてきたのか、その辺ひとつお伺いをしたいと思います。

そして実質公債費比率の問題につきましては、昨年3月18日に私の手元にあります資料からすると、実質公債費比率大分違うんですよ。昨年出された資料によりますと、平成33年は20.8%に実質公債費比率はなるんだと。これはあくまでも概算的に出されたと思うんですが、皆さんも御存じのように、実質公債費比率が18%を超すと、県知事の認可制になってくるんですよ。許可をもらわないとできないものですから、今後これ非常にしわ寄せが来るんじゃないかという、財政運営上から考えているんです。ちなみに申し上げますと、今度の、平成27年度の地方債の前々年度末における現在高等の調書を見ますと、

平成27年度末の現在高の地方債の合計が49億6,000万円、所信表明でもありましたように、今度の当初予算は49億4,000万円と過去最高の予算額になっているということであったわけですが、平成27年度の当初予算2,000万円以上も地方債現在高がオーバーしているんです。そしてちなみに、簡易水道事業、これも地方債の、平成27年度の残高では4億8,900万円、公共下水道のもので8,600万円、この特会の2つも平成27年度の当初予算よりもずっとオーバーしています。簡易水道の当初予算では1億3,600万円です。公共下水道のものでは2,300万円の当初予算なんですよね。それから数字から比較しても大変なものですよ。この3つのトータルで起債残高が平成27年度末の起債残高が55億3,600万円になる。ですから、一般の家庭で考えますと、100万円の収入があるといったら、120万円の借金があつてどう返すかということの問題と結局一緒だと思うんです。だからこれは今後の、平成28年度から予定されている基本構想、そして過疎計画、住民ニーズはだんだん高まってきますから、そういう住民ニーズに応えるためにも財政の運営は本当に大変だろうと思うんですよ。その内訳で先ほど教育長からありましたように、学校建設で平成26年度と27年度で、トータルで起債が14億6,000万円だと。もっと伸びているんですよ。ほかの事業はどうなっていくかなということでも非常に心配なんです。それで財務課から出された指標を見ますと、平成34年度までは10.7%だと、実質公債費比率ですね。これがそのまま数字推移して大丈夫でしょうか。その見通しをお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 補助率の件ですが、基本的に75%ということなんですが、それ以外に、補助対象外、いわゆる単独事業がありまして、総体的に補助率が半分ぐらいになっていると、そういう理由でございます。それから財政面の説明ですが、これは地域で説明会等においても財政については特に質問はなく、私の記憶では1人の方から質問がありまして、総事業費が幾らあるかという質問がありまして、説明会ではこのレベルでございました。それから教育委員会での予算の説明会等については、毎年予算編成して予算を上げる場合には教育委員会会議に諮って、了解を得ておりまして、教育委員の皆さんも予算については御存じでございます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（知念和史） 今、御指摘のありました今後の実質公債費比率について大丈夫かということですが、実質公債費比率は一般会計が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率で、村全体の資金繰りの危険度を示す指数をなっているのは御存じかと思いますが、比率が18%を超える、県の許可が必要になり、25%を超えると一般単独債などの借り入れができなくなる。また、35%を超えると一般公共債教育福祉施設等の借り入れができなくなるという国から示されている指数であります。

当初予算と起債残高が同額となっており、49億円という額としては大変大きい額でもありますが、交付税の償還金に対する算入率等もありまして、今後、この起債発行に当たりましては、できるだけ制限を加え、高利な起債の繰上償還等の検討も行い、起債発行の際には交付税算入のある有利な起債を充てるなど、措置を講じていくのは必要だと感じております。今現在、お手元にお配りしました資料につきましては、平成34年度で10.7%となっておりますが、実質公債費比率は3年平均をもって上げていくものですから、この平成32年、33年の差から見ても、平成34年、35年ぐらいがピークになり、その後は下がっていくものだと考えております。しかし、国の交付税の検討会等で償還金に対する起債の算入についての議論が大きく、国等の交付税の政策の変更等がある場合には、そこら辺は動いてくる可能性があります。今の交付税を維持した場合には18%にかかるということはないものだと考えております。

以上です。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 先ほど教育長の答弁では、財政関係については聞く人もいなかったから、というようなお話のようでもあるんですが、これはおかしいですよ。何かしら事業をする場合には幾ら金がかかるんだと、どうなるんだということは皆さん示さないといけないでしょう、それは当然。何の仕事もそうじゃないですか。何か事業するためには、予算規模どうなっていくんだと。そのくらいの内容はシミュレーションしておかないといけないでしょう、こんな大事なものは。そういう点でこれだけの金額がかかって、なってきた場合にはアンケートとかそういうのをとつても方向性が違ってきた可能性があるということも私は言っておきたいと思います。今さらと思うかもしれないんですが。事業をするからには、その予算内容をどう工面していくかということは当然説明あるべきですよ。その点としてはどうお考えなのかをお伺いしておきたいと思います。

実質公債費比率の問題につきましては、財務課長、非常に御苦労してこの資料もつくっておられると思うんですが、一般会計ベースで申し上げますと、49億6,000万円、平成27年度の現在高になるわけですよ、現在高がね。平成27年度中にも、その元金の償還見込み額は2億1,000万円しかない。さっき繰上償還なども考えたいといったけど、財政的に余裕があったら繰上償還できますよ。私は繰上償還ちょっと難しいだろうと。できましたら繰上償還もして、起債額を減額して少なくやっていくのはそれに対して必要です。中身から見てくださいよ。50億円近い借金が残っているのに、元金は2億1,000万円しか平成27年度に償還見込みがないということは、予算上あらわれているんです、これ。先ほどの話を聞いてもね、だから非常に危機感持っているということです。それも今後、皆さん事業選択とかいろいろ狭まられてくると思うんですが、先ほど申し上げましたように住民ニーズは上がってくる。じゃあどうやっていくかということ、その辺、非常に厳しい状況に追い込まれてくるだろうということは申し上げておきたいと思います。

そして最後になりますが、先ほど申し上げました教育委員会の事業ごとの経費と財源内訳、そして今後予想される問題、そして実質公債費のその年度ごとの予想比率、この件については、やっぱり情報公開という面から、やっぱりこういう財政面についても住民と、村とはその情報はやっぱり共有しておくべきだと思うんです。よって先ほど申し上げましたこの件について、何らかの方法で公表していただきたいと思うんですが、公表するお考えありますかどうか、お伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 学校建設事業費の財政内容の説明についての件ですが、教育委員会としては財政担当と調整しながら事業を進めてまいりまして、住民に対して詳しくまでは説明しておりませんでした。それと年度ごとの事業費の公表につきましては、今後、教育委員会の広報紙あじま一、あるいは村の広報紙等を活用して公表に努めてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（知念和史） 今、御指摘のありました49億円の現在高であります、そのうちの30億円が過疎債になっております。その30億円のうちの、先ほど話しました交付税の算入に有利な仮起債を充てていくということがありますが、なぜかといいますと、その償還金の7割が交付税で算入されるということから、実質上の償還につきましては、30億円のうちの21億円が償還に見られ、9億円ぐらいの償還になる見込みであります。また、予算書の172ページに載せております、起債の表のその他の部分

につきましては、臨財債を含め、災害復旧債については100%の算入率となっておりますので、そこら辺等、また普通債についてもやっぱり額的には、率的には低くなってきておりますが、幾らかの交付税算入もあることから、全てがこれから全部単独、一般財源で返していくお金ではないということをご説明しておきたいと思っております。

公表につきましてはありますが、やはり実質公債費比率につきましては、学校建設費だけではなく、特別会計の公債費等も算入されております。また一部事務組合、消防とか清掃とか、そこら辺の負担金に対する償還金の割合等、また出資、第三セクターではないんですが、土地開発基金等、そこら辺のものも含めての実質公債費比率となっておりますので、学校建設費のみの算入した公表ではなく、平成28年度に公共施設の管理計画が策定される予定になっております。また第5次総合計画等もありますので、その時期にあわせて長期的な健全化法に基づく4つの指標の見込みについては公表してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 安里重和議員

○ 議長（平良嗣男） 次に地域よりの要望事項等の回答について、安里重和議員。

7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） おはようございます。

村長がかわって、初めての一般質問で大変緊張しておりますが、お互い宜しくお願いします。

地域よりの要望事項等の回答について質問いたします。

昨年11月から12月にかけて行政懇談会が各区にて行われましたが、下記の点について質問いたします。

1点目、平成26年11月から12月にかけて各地区行政懇談会を行ってきましたが、各区の要望についての回答は約2カ月後の平成27年2月2日に文書にて報告が行われていますが、しかし昨年9月の津波区の要望は、約半年後の平成27年2月24日に回答されています。なぜ半年も遅れたのか説明願います。

2点目、村内各地より数多くの要望が村政へありますが、それに対しての村当局の回答は検討していますと多々あります。それで答えになっていると思いませんか。

3点目、津波区からの要望の中で、優先順位をつけるとするならば、1番目にガジナ地区の冠水対策や床上床下浸水対策は緊急を要すると思えます。その原因は、島の上農道からの排水の垂れ流しや河口閉塞に原因があるかと思われまます。産業振興課と建設環境課とタイアップし、早急に解決できないか。

4点目、県や国への要望や協力事項は、村行政だけで厳しい場合は政治の力をうまく活用しては。

以上、安心・安全・安住を考えるならば、住民の気持ちになって誠意ある答弁をお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） ただいまの安里議員の質問にお答えいたします。

まず、第1点目については、津波区から私の就任前の平成26年9月12日付で総務課、産業振興課、建設環境課を主管とする12件の要望がありました。要望の中には事業主体が県のものもあり、県と現場確認や調整などもあり、全体を一括して回答するために時間を要していますので御理解をいただきたいと思っております。このことについては、12月4日の津波区の懇談会の中でも私のほうからおわびをし、やはり要望があったことについては、速やかにそういう御返事を出すというのが、私としてはそういう方針で

ありますという話をしました。その辺について御理解をいただきたいと思っております。

2点目については、今回の各区行政懇談会は、昨年の就任まもなく、11月6日から12月10日の1カ月余をかけ、全12区を訪問し直接対話を行ってまいりました。その中では数多くの要望等があり、去る2月の区長会で回答を行ってきたところでもあります。要望の中には、村の通常業務や維持管理関係で解決できるものから、村単独費では困難なもの、事業の必要性が、補助事業の採択の可能性の検討、また国、県への要請を経て解決が見出せるものなどがあり、各要望事項へのそれらの条件や対応を踏まえた回答が多くなりましたが、前向きな検討として御理解をいただきたいと思っております。

3点目については、冠水や床下浸水の一番の要因は、高潮対策塀に設置したフラップゲート、逆流防止弁がうまく機能していない点であります。大潮と満潮が重なる時期には、年に一度程度、道路冠水や床下浸水をする状況です。道路冠水対策として、平成18年度に完了した農林水産省の補助を活用した集落地域整備事業、津波地区の河川改修と集落道整備を行いました。その目的は河川からの高潮対策で、護岸の全面改修と護岸テンバからさらに塀をEL2.6メートルまで構築し、集落側から流れる生活用水のはけ口には海水などの逆流を防ぐため、4カ所にフラップゲートの設置を行いました。設置後、しばらくは機能していたが、現地を確認したところ、フラットゲートの弁が河川側に2センチ程度隙間がある状況や、塀の目地に隙間があることなどから海水等が侵入し、道路冠水の要因になっており、本来の目的の効果が得られていない状況を確認しております。優先度が高いことを踏まえ、早急に修繕を行います。農道島の上線における排水処理については、沖縄県北部農林水産振興センターと現地確認して現在、対策を検討しています。また冠水の要因でもある河口閉塞については、昨年10月北部土木事務所に河口閉塞の解消に向けた要請を行い、12月に村と県の合同で砂の除去を行いました。完了後から数日後には砂が集積し、河口閉塞する状況でした。砂の除去だけでは抜本的な解決に至らないことから、県に対して離島過疎地域振興に関する要望事項において、ガジナ川の河口閉塞の改善を強く要望しているところであります。

4点目につきましては、これまで国、県への要請は解決できた案件もありますが、解決がなかなか進展しない案件も残されております。関係機関への要請に際しましては、要請先へ直接出向く姿勢を大切にしております。就任後にも県庁での要請事項が即解決できた案件もあります。そのような姿勢を基本にし、懸案事項の解決を図ってまいりたいと思っております。なお、平成24年度の大災害発生時には村議会の要請により、国、県の対応が図られた経緯もありますので、行政運営への御配慮をさらに賜いますようお願い申し上げます。ガジナ川の河口閉塞の解決方法として、河口に導流堤の設置がありますが、村のほうで設置は厳しいので直接私が県議会や土木建設部長へ強く要請してまいりたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。と思っております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 答弁ありがとうございます。

答弁に対してちょっと理解に苦しむ面もありますが、質問1点目ですね、同じような内容の質問、要望書等であり、平成26年9月12日に、津波区は要望書を提出していますので、先に回答するのが当たり前ではないかと思っております。また平成23年12月定例会でも似たような質問を私は行っております。そのときの村当局の答弁では、担当課による具体的な説明を充実させ、村民がわかりやすく、かつ迅速に対応してまいりたいと思っておりますと答弁しています。前回の答弁をしっかりと肝に銘じ、村民へのサービスを充実させていただきたいと思っております。

質問2点目に対して、要望とは実現を強くあらわしています。村当局の尽力をお願いいたします。また検討した結果を文書にて各区へ報告できますか。

質問3点目は、昨年10月末ごろだったと思いますが、産業振興課長、津波区長、私と3名で島の上農道の現場を調査いたしました。その場でどのような状況であるかは区長より話を聞いたはずですが、産業振興課の回答は、平成27年2月に沖縄県農林水産振興センター職員と現場を確認いたしました。現状を再度確認し、大雨時における水の流れに対応していきますと回答しています。産業振興課長へお伺いしますが、いつ大雨は降るんですか。それまで放っておくんですか。

2点目に、大雨とは災害の発生がある雨です。本当にその時点で現場調査いたしますか。確認の方法はほかにもあるかと思えます。例えば散水車やタンクローリーから大量の水を流して水の流れはわかるかと思えますが、いかがですか。以上、答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 要請に対する返答といえましょうか、その状況がどうなっているということに対しての村の対応ということでは、現在も今、各区長からの要望事項が来ております。それについては私は担当課に対して、即調査をし、検討し、どういうふうな形でその整備ができるか、その辺も十分に県や、あるいは関係機関との調整をして、その事業がどういうふうな形でできるかということをしかりと文書でもってお答えするようというところで、去る金曜日の課長会でもお話をしたところであります。当然、この要望については即対応するのが行政の役目だと思っております。2回、3回と要望しないとなかなか返事を出さないということでは行政の村民に対するサービス姿勢というのが非常に欠けているのではないかと思っております。それから私はさっき、最後に言いましたけれども、やはりそういうもの、なかなか村単独でできない問題があつてですね、やはり予算を伴うそういう事業に対してはどうしても県のほうと調整するために検討しなければできないという返事が主になっておりますけれども、そういう意味で前向きな形で検討しているということを御理解いただきたいと思っております。

あと、島の上線については、産業振興課と北部振興センターとの懇親会の場でも担当班長のほうから説明もありましたけれども、これからしっかりと現場も踏まえて、これからどういう形でできるか調整したいという話がありましたので、その辺については産業振興課長のほうから説明をさせます。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） じゃあ、安里議員の質問にお答えします。

農道事業を実施する場合には、やはり地域の測量と地形等をちゃんと把握して農道を整備することなんですけど、実際、農道に伴う排水路に関する事も設計上、考慮されて実施されているわけなんですけど、今、実情については、やっぱり下のほうに水が、墓地とかそういった場所に水が流れている現状がありますので、やはり図面上で検討されたことと、現場での実際の水の流れが違っているものから、実際に雨の降っているときに水の流れを確認しないと、対策がちょっとやりようがないのかなということで県のほうとも確認してまして、県の職員と一緒に、ちょっと大雨災害になってからでは遅いんですけども、ある程度、雨が降っているときに水の流れを確認して対策を行いたいという考えを持っています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 先ほど県との調整時間を費やすと言っていましたけど、じゃあ、きょう雨降りま

したから、きょう現場確認しますかという、県は来ますか。単純には。そんな簡単に来るものじゃないと思いますが、今の回答の中ですね、それだけ時間がかかるという話は。以上、どうですか。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） やっぱり災害が起こってからではもう遅いですから、県の職員との調整の中である程度、状況を見ながら早目にしようということを相談しています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で安里重和議員の質問を終わります。

◇ 新 城 一 智 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に結の浜の宅地分譲の現状について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 村長就任して、初めて一般質問をさせていただきます。村長は、故根路銘安昌村長以来、議員から上がった村長でありますので、ぜひ議会の声を酌み取っていただいて、村政に反映していただきたいと思います。

では、結の浜の宅地分譲の現状についてお伺いします。

現状、6戸の住宅、建築中もありますが、建てられています。現状、何区画が分譲されているか。また今後の分譲促進について、どのようなお考えがあるのかお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 新城一智議員の質問にお答えします。

現在、分譲全50区画のうち19区画が分譲済みで、5軒が竣工済みです。1軒が建設中であります。また、4区画において購入希望者がおり、現在、商談中であります。

また分譲促進についてであります。村のホームページや横断幕等で販売促進をしているところがありますが、結果が伴わない状況であります。若年層の村内定住を促進するため、区画内に民間アパートの誘致のため、県への土地利用計画の変更申請を行い、許可され、可能となりましたから建設誘致を進めていきたいと考えております。今後、小中学校の移転に伴う利便性をうたい、さらに分譲促進のための広報活動を行ってまいりたいと思っております。以上で、答弁とさせていただきます。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 今、村長から答弁ありましたけれども、企画観光課には各議員にも配付されています、これはホームページですか、50区画の分譲の資料が配付されましたけれども、あと22残っているわけですね。この販売促進について、今1から5までは県との変更の中で、用途でもアパート用地ということになっていますけれども、ほかの区画もこれは建て売りだとか、各住宅業者なんかで建て売りの発想もできないのかどうか。前に景観の件でいろいろ質問させていただきましたけれども、木造住宅だとか、今、現風景というか、昔の風景では喜如嘉にちょっと残っているんですけども、やっぱり昔の瓦家の木造住宅ですね、そういうものとか。やっぱり景観を後に残すためにそういう誘致の活動も必要だと思うんですけども、この用地の変更ができるということは、ほかの、別の、今の余っている区画もできる可能性があるということで理解してよろしいですか。答弁お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） お答えします。

返答からとして、埋立申請に伴う免許事項につきましての、変更につきましては、その用途等が大きく変更にならない部分であれば可能かとは思いますが。そういう住宅地としての利用としてですね。ですが、その方法につきましては建て売りとか宅地の企業を利用した方法とか、そういったものについて細かい点とかを県と調整しまして、変更申請が可能かどうかというのはまたこれから調整していきたいと思えます。その方法というか、あれなんです、1つの提案としましての調整をしてみたいと思えます。分譲地の、議員からもありましたが、景観形成ということで、村内についてもそれは該当するわけですが、特に新たなまちづくりということで景観形成を大事にしていくという方針で、私たちもそういう大宜味らしいとか、そういったものをそこに建設してほしいという方針も打ち出しておりますので、それを村として、見本として可能であればそういうことも考えながら、宅地が全て販売できるような方法とかの検討もしていきたいと思えます。先ほど申し上げましたように、住宅地という用途の変更等の詳細については、これからまた県と調整して確認してみたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） かなり前向きになっている答弁だと思いますけれども、村長がかわられて、4,200名の人口という目標も掲げていますので、ぜひ住宅地であるということが前提になりますけれども、この住宅地、居住させるという観点からいけば、やっぱりそういう業者の活用とかというのも必要になってくると思えますので、村長、この辺はトップセールスマンですから、ぜひ強くその辺は進めていただきたいと思えますけれども、最後に村長の答弁を聞いて終わりたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。今の件につきましては、私も以前に議員の皆さんが大分県の日田のほうにいきまして、古民家というか、まちなみ保存ということで研修をして、その報告書もちゃんと村のほうにあります。そういうものをしっかりと参考にしながら、本来、住宅地のつくりを、やはり大宜味らしさをつくる意味で、大宜味村の村なみをつくる必要があるんじゃないかというふうな、私もその思いであります。なかなか売れない状況の中で、今、議員が提案されました件については、本当に前向きに大宜味大工がつくるような木造建築でのそういうまちなみができないかどうか、その辺を早い時期に検討しながら、第5次基本計画の中にもできるだけ計画を入れて進めていくような方針でやっていきたいと思っております。

先ほど人口増についても話がありましたけれども、この辺については、私は、質問にはないんですけども、やはり空き家、空き地を活用した、そこに本当の地域との交流できるような住宅地の、安くでできる木造建築ができないかどうか。これからしっかりと自分らで企画をしてみて、進めていけたらという思いでいっぱいあります。そういうことでは今後、議会の皆さんの御協力と御指導もお願いしたいと思っておりますので、どうも大変ありがとうございます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで結の浜の宅地分譲の現状についての質問を終わります。

次にゴルフ場跡地の今後の活用は、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 2問目、ゴルフ場跡地の今後の活用はということでお伺いしたいと思います。過去にもこの件についてはいろいろ質問させていただきました。これまでさまざまな業者の進出が取りざたされていましたが、現在、どういう状況になっているのか、まずお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) ゴルフ場跡地の今後の活用について、質問にお答えします。

ゴルフ場跡地の土地利用につきましては、大宜味村企業立地促進条例に基づき、本地域の土地利用の公募をプロポーザル方式で実施し、平成26年2月7日に土地利用予定候補者として、メガソーラー事業と沖縄在来の植物の栽培から加工までの6次産業化を目指す事業の2者を選定しました。メガソーラー事業につきましては、ついに沖縄本島内の太陽光発電の接続申し込み量が沖縄電力の接続限界の57メガワットに達し、本事業の発電を沖縄電力へ接続できるか幾つかの問題がある中、沖縄電力への系統連係承認の手続を進めてまいりましたが、審査の過程で、昼間の発電は全て蓄電する大型蓄電池の併設が求められることによるコストの増大、また発電量を沖縄電力の要請に従って抑制する設備を備えること等、高額な設備投資の必要があり、事業性が確保できないとして、事業者より平成26年9月5日付で沖縄電力への接続は経済的要件を満たせないため、事業を断念せざるを得ない旨、事業の撤回の申し出がありました。ほか1者につきましては、計画地の一部において、用地の測量や農地開発、メガソーラー事業との同時進行を希望していたことと、施設の計画を平成27年度以降に予定していることなどから、現時点での進捗はない状況であります。これまで提案された本地域への事業計画につきましては、ほとんどがメガソーラーを伴う事業計画であることから、新たな事業者の確保が困難な状況にあり、現時点での活用の見通しが立たない状況である。今、そのような状況であります。以上。

○ 議長(平良嗣男) 2番 新城一智議員。

○ 2番(新城一智) フォトレック・パワーの進出から、今、村長から答弁があったメガソーラー事業、事業者名は明らかにはなっていないんですが、6次産業化と、今、頓挫した状態ということであります。この地域は、やっぱりヤシの森構想もそうなんですけれども、大保ダムの湖畔というか、周辺のこれからの活用も含めて大事なところでもあります。企業立地するのではなくて、やっぱり村独自でもう1回考える必要があるのかなという感じがしています。私は前に、質問でもゴルフ場を完成させたほうがいいんじゃないかということで何遍か質問させていただきました。民間では、確かに現状では無理です。民間のゴルフ場では無理なのはもう十分承知なんですけど、今、瀬嵩でしたか、エナジックがゴルフアカデミーということでゴルフ場をつくって、そこでゴルファーを養成している施設があります。沖縄でも先週終わったダイキンオーキッドでも沖縄出身のプロゴルファーがすごい活躍を見せました。やっぱりアカデミーとなると、県全体での取り組みもできるのではないかとということと、今、翁長県政にかかわって、翁長県政をサポートしている金秀グループの呉屋さんが今、会長が県のゴルフ協会の会長をなさっていることから、何か今後、その土地についてはそういう人材をもって資源となすという、大宜味のフレーズに合った養成所みたいな形の誘致も必要じゃないかということで考えているところでもありますけれども、ぜひ村長にも、それができると工事もほったらかされている状況なんですけれども、造成工事行っても整備されるわけですから、そこに工事が発生しますから、業者の育成もできます。後の管理もできます。その養成所には寮が必要ですので、そこでやっぱり雇用も生まれます。固定資産税も得られると思いますので、方法はいろいろとれると思うんですけども、そういう夢を見ながら、現実の物にするという点では非常にいいことかなと思っています。村長の考えをお伺いします。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長(宮城功光) お答えします。

1者につきましては、第6次産業化の1者につきましては村内の業者でありますので、この業者は今、

資金繰りとかいろんな面で準備をしているようであります。その場所でどうしてもやっていきたいという計画を持っているということを本人から聞いております。それと跡利用についてですね、いろんな形で私に挨拶がてらそういう話を持ってきている方も何件かあります。それはですね、やはり農業関係に使いたいとか、エネルギー資源としての作物をつくって進めたいという話もあります。新年度に入ってからですね、すぐやはり今後の跡利用については、担当課を中心にして進めていかなければならないというのは私もすごく思っております、ぜひともこれ4月ごろ、委員会なり、あるいは各課長会でもそういう話を持ちかけて、これを前向きな方法で、今議員がおっしゃった件についてもしっかりと検討しながら進めていけたらと思っております。確かに大宜味村には娯楽的な場所がなくて、皆さんからぜひやってほしいという声もたくさんあります。その辺についてはしっかりと受けとめながら、これからできるだけ実現できるように進めていけたらと私としては思っておりますので、そういう面でしっかりと進めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ぜひ前向きに進めていただきたいと思っておりますけれども、やっぱりこれは企業立地という意味からしても、観点からいっても、もうそぐわない土地になってきているんじゃないかと思うんです。だからこれを外したらいかがでしょうか、企業立地の促進条例の網からですね。もっと使い勝手がいい用途が広がると思うんですけれども、外してもう1回検討して、先ほど委員会なりで検討するという村長の答弁もありましたけれども、ぜひその辺は検討していただきたいと思っております。また、使い方についても、私一応、提案はしましたけれども、癒やしの森と大保ダムと、ゴルフ場跡地という意味では使い方次第ではすごくいいところになると思っておりますので、その辺、しっかり検討していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 確かに当該地域につきましては、企業誘致により高度利用を行いまし、雇用機会とか産業振興を目的にしました企業立地条例に基づいた指定地域ということで、今現時点ではあります。その方向性も検討しながらということになると思うんですが、この地域での、大宜味村の特性を生かすとか、例えば自然資源ですね、そういったもの。例えば現在行っています企業支援施設におきましては、豊富な水を利用した有効な利用ということが図られておまして、このゴルフ場、柚山地区において、そういう大宜味村の自然資源を有効に生かす方法がどういふことがあるのかということを検討する必要もあるかと思っております。まして、また今後、世界自然遺産とか、そういった動きに向けて、村としても検討していく必要も出てきますので、また世界自然遺産地域の大事な地域の周辺環境にも即すような利用もまた求められると思っておりますので、その辺を全体的な見解から、またさらに条例等の見直しとか、そういうことではなく、全体的な検討も必要かと思っておりますので、その辺を図ってまいりたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 以上で新城一智議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前11時04分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 吉濱 覺 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に小学校統合・中学校移転地結の浜の安全な環境づくりについて、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 本日3月11日は、東日本大震災から本日をもって満4年になります。先ほど議長の音頭で犠牲者に対して冥福を祈りました。私たちは、東日本大震災の教訓を活かし、災害から犠牲者を出さないような安全・安心な地域づくりを求められており、使命感を持って推進していきたいと思えます。

大宜味村自らが、村地域防災計画の津波危険想定区域（大津波想定）に指定したところのある海浜埋立地「結の浜」は、沖縄県津波被害検討委員会が出した津波被害想定によると浸水深が地盤から2m以上5m未満です。村はここを1.5m嵩上げして、標高6.5mとする計画ですが、それでも高さが足りず、どうしても取り繕うと、やはり浸水は否めません。子供たちや地域住民の命を守るために、津波の浸水が予想される地域では、津波が達成しない安全な高台等へ学校移転の推進。今後の学校施設整備については、教育機能のみならず、予め災害時の避難場所として必要な諸機能を備え、安全性・防災機能強化が国策として推し進められている中、「結の浜」への学校移転は、東日本大震災があった今、常識的にもあり得ないことであります。

東日本大震災の津波による死亡事故をめぐり、遺族が施設の管理側に賠償を求めた訴訟の判決は、どの訴訟も責任の所在について、管理者側が適切な情報収集を行い、津波の予想ができたかという「予見可能性」の有無が重要な争点となっています。本校舎建設は、津波の襲来を予見可能があるのは誰の目に見ても明らかです。

村長は、これまでに教育委員会の避難経路の資料や地質防災学者の指摘とは別に、津波が発生した場合に「結の浜」から迅速かつ安全な高台へ避難する避難路の安心安全な環境づくり整備事業を推進していますが、津波避難困難地域という地図があり、大宜味村は全く困難場所ではない位置づけで、5分以内で十分避難することが可能だとの見方をしていますが、「結の浜」での災害情報や対策が非常に曖昧だと思います。

村長に村民に納得・安心できる避難経路の推進も、事業実施前に安全が十分立証されるように、学者や専門家を交えた公開検討会やシンポジウム等の開催が必要と思います。また、津波避難困難地域という地図があると言っています。具体的な説明をお伺いいたします。

あわせて教育委員会には、大宜味村自ら村地域防災計画の津波危険想定区域（大津波想定）に指定したところのある海浜埋立地「結の浜」は、1つ、沖縄県津波被害検討委員会が出した津波被害想定による情報。2つ目に、文部科学省は安全性・防災機能の強化を図るべきとする趣旨の緊急提言。3つ目に、東日本大震災の津波による死亡事故をめぐり、遺族が施設の管理者側に賠償を求めた訴訟情報をどのように捉え、村民にどのような情報を提供しながら推進して学校移設に活かしたのか、具体的な説明をお伺いします。

まずは、教育委員会から先に答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

(友寄景善教育長 登壇)

○ 教育長(友寄景善) お答えします。

沖縄県から示された津波被害想定による情報については、これまでの説明会や報告会の中で住民に情報を提供してきたところです。その中で当初発表された結の浜地区の地盤高は、実際高と異なっていたことから、県へ確認を行い、村民に報告会の中で状況を説明してきたところであります。

それから2点目、文科省緊急提言においても、報告会で説明を行い、隣接地には高台があることから、速やかに避難可能であり、避難困難地域ではないと考えています。また、さらに高台への避難を速やかに行うため、村との連携による避難路の確保を図っていきたいと考えています。訴訟問題につきましては、3・11東日本大震災で犠牲に遭われた方々の尊い人命が失われたことに対し、心から御冥福を祈ります。このことを踏まえ、震災からの教訓を生かし、迅速、安全に避難ができるよう、村及び学校と連携を密にして今取り組んでいるところでございます。以上です。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 吉濱議員の質問にお答えいたします。

津波避難困難地域の地図の具体的な説明についてお答えします。

津波避難困難地域とは、津波浸水区域から毎秒0.5メートルの歩行速度で安全な場所へ避難することが困難な地域のことです。沖縄県が平成26年5月30日に発表しています沖縄県全域で117カ所が存在していますが、本村全域が区域外となっております。

なお、この結の浜につきましては、現在、村といたしましては、防災計画調査測量設計業務の委託をし、3月31日に完成し、上半期で発注して、12月末までには避難経路が完成する計画を今取り組んでいるところであります。以上です。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番(吉濱 覺) 先ほど教育長からの答弁で、これまでの説明会や報告会で話してきたと。しかし、教育委員会が決定する報告会がありました。そのときまでには浸水深の話とかは出ていなかったと認識しております。それから文科省が出されている緊急提言の件もなかったと思います。その後から出てきたと私は認識しています。県が言った、是正したというふうな凶面は私見ましたけれども、実際、教育委員会がおととしのかな、議会の資料から見ると、90センチ浸水するのだということで説明を間接的に聞いております。それと避難経路の問題についても時間的に厳しいんじゃないかという問題がありました。それと村長が言われているものと若干違ってきているのかというふうに認識しておりますが、その資料も私まだ見ていませんので、後日、また参考にいただいて、検討していきたいと思っております。

それから3番目に言った、この東日本大震災の津波の死亡事故をめぐり、訴訟問題について。教育長は遺族に対して冥福を祈りますと表現したんですけれども、これは責任の所在、日和幼稚園が裁判で負けたんですけれども、地震があつて、津波があるんですけれども、低地に向かわせたためにその責任が問われたんです。そして大川小学校も実際はそのあたりは安全だとも言われていたし地域もあるんですが、それがこの判断の過ちで責任を問われています、今。そういう問題で実際、津波が起きて逃げおくれた場合は、国道あたりは4メートル50センチぐらい浸水するわけですから、さきに村長から説明あつた住宅の問題もあるんですけれども、これはあくまでも村が進めている方々が安全だと認識しているんですけれども、実際違うんじゃないかという学者も住民もいるわけですから、その辺はみんなに納得

できるように説明会なども持っていただきたいと思います。東日本大震災であれだけの事故が起こったというのは想定外の津波が起こったからということになっておりますので、特に教育長に3番の冥福を祈ると言うだけじゃなくて、責任の所在はどうなるのか。またその辺は住民にどういう説明をしているか再度聞きたいと思います。

それから村長には説明会の話です。いろいろ不安に思っている人たちもいるので、また学者というのか、関係者も厳しいのではないかという見方の人たちもいます。そういう意味でも、やっぱりこの検討会というのは開いていただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 90センチの浸水をするということについてですが、これは当初のハザードマップでは当地の地盤高が3メートルで計算されていたようで、それを実際の標高に合わせてほしいと、5メートルで計算してほしいということで計算したら90センチの浸水深があるということを村民のほうに説明してきたわけですが、ただ、県のほうとしては、これについてはいろいろ検討会を重ねまして、先月12日に防災担当の皆様を集めて、新しい県のハザードマップ等を説明しているようです。その中で結の浜地区の学校のところは、学校地区一部が1センチから30センチの浸水深だということで、今回のハザードマップでは以前よりも安全であるということがあります。村内各集落、海岸沿いの集落のどこよりも、結の浜地区は浸水深がないと、安全だというハザードマップになっておりまして、当初、指摘されたような非常に危険な地域であるというところの認識は持っておりません。各集落よりも結の浜地区のほうが、津波が、今回のハザードマップでは安全性が高いということになっております。

それから訴訟の問題についてですが、これは学校、幼稚園、あるいは自動車学校とかの立地条件に対する遺族からの訴訟というよりも、地震津波に対する対応のまずさというんですか、対応に課題があるということで訴訟になっていると認識しております。そこで教育委員会の教訓、要するに適切に判断して、迅速に安全に避難するというのを教訓にして今後も取り組んで、開校までには住民が納得するような形で開校にこぎ着けていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 先ほど申し上げましたように、防災計画の調査測量設計業務委託をこれから行います。その中で専門家の皆さんの御意見を聞いたりして、これから結の浜全体的なそういう避難経路についての防災対策についてですね、これから調査、測量をしていきます。そういうことではこの中に、委託の中にこの専門家の意見を聞くという内容になっておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覚議員。

○ 8番（吉濱 覚） まず教育長から、先ほど設置の問題については、訴訟問題についてはそんなに認識していないと。対応のまずさから訴訟の問題にきているという話をしているんですけども、実際、東日本大震災の、あれだけの地震が起きたというのは想定されてなくて、あれだけ起きたということで、それで大川小学校の検討委員会は東北大学の皆さん方が中心になって、この防災計画をつくっているものですから、避難所の問題もあります。計画に問題があったんじゃないかと。この辺は今、堂々めぐりになるかもわかりませんが、対応の問題だけじゃないです。基本は設置する計画のところには大きな問題があると思います。それから村長に対しては、平成26年3月に大宜味村地域防災計画方針にも出ていましたけれども、平成25年度に沖縄県防災計画が修正されました。それに準じ、大宜味村地域防災

計画を見直しました。自分たちの地域は自分たちで守るという認識のもと、地域住民が主体に防災計画を行うため、自主防災組織の育成を図っていきます。結の浜の避難経路につきましては、現在、実施しています実施計画書ができ次第、一括交付金を活用し整備してまいります。

そして今、進めているということになっているんですが、実際、大宜味村で去年の3月に地域防災計画ができていますけれども、地域で一遍でも説明会もなかったです。それから委員の中には専門家と言われる人は誰も入っていませんでした。私が学校移設の件で琉大に行ったときに、琉大の地域防災センターはこれだけ沖縄のある一番、地震、津波、防災を考える組織ですが、何で私たちを活用しないんですかと言われてるんです。ただ、前回の地図と今回の防災マップを見ると、前回は確かに大津波危険想定区域出ていました。これは5メートル以下、10メートル以下という単位で図面に図示されております。ただし今回の場合は、5メートル以下、5メートルから20メートル、むしろこの低地におけるシビアなところですね。図示されていないんですよ。本当に今度防災計画ができたかというところを見たら、よりこの震災の教訓を生かしてというか、どこどこはどの地域に逃げると、きのうでもテレビでやっていました。その辺は再度村長に、やっぱり専門家というか、防災学の専門の方々、できたら琉大の地域防災センターですね、そこの方々も入れてやっていただきたいと思います。それから教育長については、先ほど教育長が言われた対応のまずさ、これは一番大きな犠牲を出しているのは計画のまずさで出しているわけですから、それに付随するのが対応だと思えます。その辺は最後に、村長はぜひこの専門家の活用も、去年できた防災計画が本当に、ただ私から見て海拔何メートル、意思表示されたものだけが変わったのかなど。実際、そう思っていますので、最後に一言ずつ答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 訴訟の件について。対応のまずさがあって、遺族の方々が訴訟を起こしているということを申しあげましたけれども、やはりこれは本来ですと、適切に対応していれば失わなくてもいい人命が失われたということで、当初の避難のマニュアルとか、そこら辺が徹底されていなくて、あのような大きな被害に至ったというふうに認識しています。適切に対応されれば、多くの人命が救われたというふうに思っております。それで現大宜味村の学校につきましては、学校現場は決まっております。先ほど申しあげました最新のハザードマップによりますと、1センチから30センチの浸水が一部の学校敷地であるということで、今後、東日本大震災の教訓を生かして、適切に、安全に避難できるように今後とも住民に説明しながら、住民に納得してもらおうような形で開校にこぎ着けていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） ただいま吉濱議員から提言のありました件については、この委託事業が、業者が決定しましたら、ぜひ村議会からそういう意見もありましたということ委託業者のほうにも助言をして、できるだけそういうふうになえることができるかどうかわかりませんが、その辺は助言をしていきたいと思っております。今、村の防災審査委員会ですか、防災委員会の皆さんもすばらしい専門の方々が大分入っております。そういう方も調整しながらしっかりと村民が納得するような、あるいはできるだけ要望が満たされるような、そういう避難経路の設計、あるいは施行までできるように進めていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで小学校統合・中学校移転地結の浜の安全な環境づくりについての質問を終わります。

次にシークワサー安定生産の支援について、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番(吉濱 覺) 昨年11月17日にシークワサー農家から大宜味村シークワサー産地振興協議会会長あてに、シークワサー生産農家の安定生産と安定的所得の維持・確保についての陳情が提出されています。陳情の趣旨は、村内の木には未だ行き場のない果実が大量に残り、収穫のめどは立っていない。需要と供給のバランスが崩れる等、農家は加工用出荷量調整を余儀なくされ、このままだと今年も大量廃棄が予想されます。

今後も北部地区全体においても増産傾向にありながら、不安定な生産価格や加工用出荷調整等、このような予想される危機を打開するために、村民、生産者、関係団体、行政が一体となって取り組む必要があると考え、振興戦略を見直し、数値目標も盛り込んだ持続可能な実効性のある策定を掲げた村民大会を実施するよう求めたものです。

私も去る第9回村議会定例会の一般質問で、村長に2009年に村シークワサー振興協議会が示した振興戦略に問題があるので対策を求めました。また、村シークワサー加工施設の最初の指定管理者が本村で工場の設置を推進しています。この会社、業界、一般消費者用の製品の商品化をして販売していますが、本村からのシークワサー入荷は3割程度ということですので、積極的にかわりを持ち、村内の生産物を買っていただけるよう工面をしてほしいと提言しました。

村長は、2009年に策定したシークワサー振興戦略を栽培から末端の消費拡大にまで全面的に見直し、農家が安心して栽培できるようにしたい。また、今後生産量が増加しても対応できるよう、加工施設の機能拡大と冷凍施設の設置等を検討していきたいと考えています。さらに、工場の増設については、本村の農産物だけの加工をしてほしいと加工業者に強くお願いしていきたい。このような業者に対する補助事業導入については、本村の農業振興を図るために村財政の捻出もあるので、しっかりとした方法で進めていきたいと思っていますと答弁しています。

年も明け、シークワサーの開花の時期を迎えました。しかし、農家の不安を解消する施設がまだに見えてきません。

村長は、選挙公約として行動する村政！シークワサー安定生産の支援などを掲げて、村民の大きな期待を寄せて就任から約半年になります。どうか農家が安心してシークワサーを栽培できるような明確な答弁をお願いしていきたいと思います。

①2009年に策定したシークワサー振興戦略を栽培から末端の消費拡大にまで全面的に見直しをし、農家が安心して栽培ができるような施策を具体的な説明を求めます。

②今後生産量が増加しても対応ができるよう、加工施設の機能拡大と冷凍施設の設置等をどのような方法で推進していくのか、具体的な説明を求めます。

③村シークワサー加工施設の最初の指定管理者が本村で工場の設置を推進しています。この会社は業界一消費者用の製品の商品化をして販売していますが、本村からのシークワサー入荷は3割程度ということですが、積極的にかわり本村の農産物だけの加工をしてほしいと加工業者にどのようなお願いをするのか、具体的な説明を求めます。

④シークワサー生産農家などが陳情した振興戦略を見直し、数値目標を盛り込んだ持続可能な実効性のある策定を掲げた村民大会の開催日程は何時になるのか、説明を求めます。

よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

平成21年4月に策定した大宜味村シークワサー振興戦略については、平成27年7月末までに見直しを行ってまいりたいと考えております。

2番目に、冷凍施設の設置については、施設を増設することにより、加工量の増加を考えていましたが、加工業者の状況を確認したところ、末端での消費が伸びないため在庫を抱えている状況で、今後、消費拡大を推進しながら加工施設の機能拡大及び冷凍施設の設置等を検討していきたいと考えております。

3番目の当加工業者については、来訪の折、大宜味村の産品で大宜味ブランドの製品を製造していただきたいとの要望をしております。その後、来訪もなく、何の方向性も伝えてきておりません。

4番目に、村民大会について今のところ予定はしておりません。以上、答弁いたします。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 1番については、7月末までというふうな話があります。その前にですね、村長が前回の一般質問でもそうですが、選挙公約にシークワサーの振興について、村内のシークワサー生産量は潜在的に3,000から400トンの生産が可能なことから、次のような施策を推進します。村内の全量加工ができるように、現在の加工施設の増設や新たな加工施設の設置を図ります。生産、流通、加工などにかかわる人材の育成を図ります。生産者、加工業者、行政間の信頼関係を構築し、出荷の一元化、価格安定を図ります。それで方針でもシークワサーの件が今回とても寂しく思っているんです。シークワサーの振興につきましては、産地協議会の組織改革を行い、シークワサー振興戦略の見直しを行い、安定生産、販売促進など、産地育成活動と新商品開発を支援し、地産地消から県内外へ消費拡大を推進してまいります。特産品加工施設の運営につきましては、加工上の機能高度化の推進を図り、さらなる商品の開発と販路開拓を支援していきますということで、戦略の見直しはやっているんですけども、ほとんどが支援だという形で選挙公約から、また一般質問の回答からトーンダウンしてきているんじゃないかという感じを持っているんですけども、そうしたら最初にあった指定管理者を受けた業者が大宜味産じゃないということになってくるんですけども、そのままの状態だとまた同じような展開になるんじゃないかと。そのまま本部から、ほかから入ってきて、大宜味村から入っていくのが少なくなるんじゃないかと。それで村長が言われたように、3,000から400トン捌くためには、今実績ですが、350トンぐらいですか、絞ったということを聞いていますけれども、これぐらい加工していくためにはかなり積極的に、最初に受けた指定管理者にお願いしないといけないんじゃないかと思っています。大宜味村のものを本当に買ってもらいたいという形でやってもらいたいと思います。その辺を積極的に、村長が言ったようにどんどん売り込んで、彼たちは近い将来というか、二、三年のうちには4,000トン、5,000トン搾汁することを頑張りたいという話をしておりますので、彼たちが全部大宜味村から買ってもらえれば売れ残ることもないと私は考えておりますので、ぜひ今の指定管理者、もとのところとしっかり連携して今年のシークワサーが売れ残らないように積極的に取り組んでいただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 吉濱議員ももとは役場職員でしたから御存じかなと思って詳しくは言わなかったんですけども、実際今言われている業者は指定管理者ではないと思いますけれども、その企業に対

して、村がぜひ大宜味に来て加工していただきたいというふうな、村行政がそういう要望をすること自体、大きな問題があるんじゃないかなと私は考えております。これは何を意味するかというのは言わなくてもわかると思います。その辺については答弁しませんけれども、その辺をぜひ理解していただきたいと思っております。

私、これから7月ごろまでにはそういう振興戦略の見直しということで進めていくわけなんですけれども、これからしっかりと、そういう消費活動をするための戦略を考えなければいけないという思いがあって、近いうち東南アジアへ向けたそういうシークワサーの販路を見出そうということで、来週の月曜日に役場のほうでそういう関係機関が来て、プロポーザルみたいな感じで提言をする機会をつくっております。そういう面ではきっと消費にも大きくつながるものだというふうに考えております。ひとつよろしく御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 村長から振興戦略の件については、7月までやっていくということと、それからこの前の指定管理者だった企業に対しては、私は実際、いろいろあったかもわかりませんが、村長が意図しているものが理解できませんので、また別の機会でお聞きしたいと思います。今しかし、それがそのままの状態だと、ただ彼たちが大宜味村に工場を構えて、大宜味産と言いながらよそのものも混ざっているんじゃないかというものは払拭できないと思います。その辺のことを本当に積極的にやって、大宜味村の農家の売れ残りがないように、積極的にきちんと進めていただきたいと思っております。特にその業者というのも、やっぱり実際今、受けている業者にも問題があるという話を聞いておりますけれども、問題があるものについては話し合いしながら解決していくということで振興戦略に入れていただきたいと思っております。これで終わります。

○ 議長（平良嗣男） これでシークワサー安定生産の支援についての質問を終わります。

次に村有地払い下げ地の利用について、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 村有地払い下げ条例にそって、農業生産の用に供する目的で村有地を復帰後農地法が適用されることで農家の方々に払い下げられています。

現在、農業委員会では、払い下げ地にも休耕地があり、新規就農者等が農地を活用しやすくするために賃貸借の設定を固定資産税の価格で検討すると聞いております。

しかし、村有地払い下げ地が農地転用され、理財を稼ぐ賃貸借地として活用されております。

一方、ほかの村有地払い下げに関係者が同じメガソーラーの設置事業を村に打診したところ、できないとの説明を受けたそうです。

村有林野払い下げ条例及び農地法等の制度に鑑み問題はないでしょうか。このような不公平があってはならないと思います。また、今月に村第三次国土利用計画が策定されています。利用区分の目標によると森林から畑へ約431ha増えていることに対し矛盾を感じます。これまでの村の経緯を考えを具体的に説明を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えします。

村有林野の払い下げについては、村有林野払い下げ条例に基づき、農業生産を向上せしめ、農家の経

済発展を図ることを目的として払い下げを行ってまいりました。平成7年1月の農業振興地域整備計画策定時点において、今後、おおむね10年以上にわたり基盤整備など、計画がない土地については農振農用地に含んでおりません。今回質問にあります土地については、その範囲にあると考えます。また村へ打診し、できないとの説明を受けた事例につきましては、農振農用地と思われます。

村有地払い下げ条例に対して問題がないかということですが、急斜面地や谷間を含めた払い下げを行っているため、農地として活用できない場所もあるため、農振白地となっている場合もあります。森林から畑への431haに関しては、今後10年間に於いて、農用地区域を拡大する計画を記載しているものであるかと考えます。以上で答弁を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 村長の説明だと、私が指摘している場所は農振農用地から除外されていると。それから同じように打診したところで断られた件につきましては、農振農用地だからだというような判断で説明されておりますが、確かに村有地は原野のまま払い下げられたところもありまして、谷間とかということもあります。この物件に対しては、村道をつくる時の残土、谷間に擁壁もつくり、そこに残土も入れてかなり整備された土地になっております。それだけ村が便宜を図りながら、この農地として先ほど谷間とかというふうなことではなく、非常に土地改良されたような感じの土地になっております。確かに農振から外れたというか、この農用地区域から農地の除外というのは、私ちょうど、村から資料を借りてきました。農用地区域からの除外の基準ということがありますけれども、何であそこは外されているのか、外されていないのか、それが問題だと思います。外すときの判断が状況でAさんはできる、Bさんはできないということになっていると思います。その辺の矛盾を感じませんか。制度に沿ってやられていないんじゃないかというふうに私は思っています。この件だけじゃなくて、たまたま今回、地域で話題になって私のほうに連絡がありましたから今回取り上げましたけれども、今の問題、外されているところと外されていないところがあるので、今回の場合についてはそれほど村が便宜を図っている土地ですよ、そこは。その辺、村長、先ほどのものは納得できるような答弁じゃないです。というところは、農地、ここは外されているんだという、それは村民が納得できないと思います。その辺をよろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今の吉濱議員の村有地問題については、私どもも質問を受けてどういうふうに対応すべきなのか、非常に難しい状況なんですよね。地番がはっきりわかればその対応も可能だったかもしれませんが、しかし想定でしか物を言えないという、議論できないというのはちょっと残念ではありますけれども、やはり質問する場合にはしっかりとどここの土地をどういうふうになっているので、そういう説明をしてほしいというのがやはり当局としては答弁のしようがないというのが現実あるんじゃないかと思っております。その辺については、多々、村有地払い下げ後のそういう問題についてはたくさんありますけれども、やはりいろいろないきさつがあって、村の事業のためにこの谷間を埋め立てして、そういう農地ができた。その分についてはやはり農業に期すべきじゃないかということも考えられるわけなんですけれども、しかし、これまで長年いろんな形で、恐らく、仮定でしか物が言えないんですけれども、もしかしたらシークワサー植えて、シークワサーが育たなかったから雑種地として、あるいは農振から外させたということも考えられるわけです。その辺をちょっとわかるようにしたら当局としての答弁もはっきりできるんじゃないかなと思いますけれども、その辺、担当課のほ

うからまたひとつ、ある、ない。ちょっと担当課のほうもどういってお答えをしていいかわからないような状況でありますので、ひとつよろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） じゃあ、質問にお答えします。

済みません、あくまでも憶測の形でしか答えられないんですが、この地域については、平成7年の農振の見直しの時点で、農振農用地外という捉え方をされていると思います。それでこの農振整備計画については、平成18年度の大宜味村第4次総合計画の中でも、この基本方針については議会の皆さんにも同意を求めて、村民の総意でもって土地利用計画、第4次総合計画が策定されたという形もありますので、この件については説明とかそういったことは全てされている形での土地利用となっていますので、理解してもらいたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 村長からどの場所という、想定がされていないという話でしたけれども、課長はちゃんと知っております。また私の通告書の中で所有権変更、平成26年6月13日に所有権移転執行の定めを廃止、それを村がやっています。登記簿謄本にある、法務局に。知っているんですよ、これ。平成26年6月13日にちゃんと大宜味村が手続をとって廃止しています。それで今、農振計画にのっているから、いないからということで、今、この件だけではなくてあっちこっちにあるんですよ。そうしたら、農地区域から除外の基準があるわけですよ。何でAさんはできるのに、Bさんはできないのかと。先ほど言っている農振農用地に入っているか、入っていないか。それを外したり、入れたりやっている、この不平等な計画されていること自体が問題ということを私は言っているんです。今後もじゃあ、これが今私は実際とめるべきだと思っています。この瑕疵あるような感じでやっているのであれば、ほかはじゃあ、やればみんな何でもできるのかと、やっていいのかと。何でまたやる前に計画自体が片方は外れて、片方は計画に入れられている。この農地法の農業地域選考制度の問題についても集団化、これが基本ですよ。この地域とか、あの地域とか。特別にここだけだめだということであればそうなんですけれども、例えば個人で使う場合は農地区域外に土地において代替する土地がないこととか、そういう基準があるんですよ。だからそういう基準があるのに、何で農振の農用地が外れているかというふうな、ほかにもありますよ。その辺が外すときの判断を誤っているのか。誤っていれば錯誤ということに戻せばいいんじゃないかと私は思っています。この件だけじゃなくて、この件はたまたま今回、地域で話題になっているから私出したんです。

そして今、村は先ほど言った土地の問題とか、いろいろ積極的にやっています。そして新規就農者に対して助成事業も今ぼんぼんぼんぼん、国挙げてやっています。そんなときにこんな事例を許していたらとんでもないなと私は思っています。特にここでどうするとか、判断は厳しいかもわかりませんが、また今後、私は一旦とめて考えてほしいと思います。これで村長、最後の答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） この件については、今、私も十分把握していないところもあって、これからしっかりとその辺の状況も、住民からも危機ながら対処していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で吉濱 覺議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午後12時10分)

-
- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後12時18分)

◇ 大 城 佐 一 議員

- 議長（平良嗣男） 次に村の施政方針について、大城佐一議員。

1 番 大城佐一議員。

- 1 番（大城佐一） まず、質問に入る前に、通告書に誤りがあったことをおわびして訂正いたします。

村の平成27年度の施政方針にある下記のことについてお伺いしたいと思います。

まず①結の浜の村民交流広場の整備について。

②AEDの各区への設置について。

③ふるさと納税の取り組み方について。以上、よろしくお伺いしたいと思います。

- 議長（平良嗣男） 村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） 大城議員の質問にお答えします。

交流広場の整備方針につきましては、村のスポーツレクリエーションの拠点として、生涯スポーツ施設の整備とともに、交流、休養、散策空間として整備を図ることを整備方針と位置づけ、陸上競技場や野球場を隣接する市町村に充実していることから、屋内体育館と野球やサッカーフィールドが確保できる多目的な広場、それから隣接してジョギングコースなどの整備を図り、大宜味村のスポーツ活力を高めていく計画が策定されております。整備計画につきましては、現計画から計画用地の変更が生じており、一部整備計画の見直しも検討しなければならないと思いますが、策定された計画書にありますが整備基本方針に基づき、現計画のスポーツ交流広場の機能を維持し得る施設整備を行ってまいりたいと思います。事業手法に当たりましては、補助事業導入を検討しておりますが、対象事業が定率補助事業であることや、上限額が制定されていることなど、現時点での事業実施には条件が厳しい状況ではありますが、今後も事業推進に向け、あらゆる角度から事業導入に向け検討してまいります。

2点目のAEDの各区への設置につきましては、現在、村内では役場と各学校及び田嘉里公民館に設置されています。役場に設置されているAEDについては購入し、定期的に機器の更新を行い、管理しています。各学校についてはリース契約を行い設置しています。田嘉里区については、平成24年に単独費により田嘉里川の事故対応などを考慮した要望があり、区費で管理することを条件に試験的導入をしています。設置後、正常に作動するためには保守管理をしっかりとしなければならないことから、維持費がかかります。各区において負担可能なのかを含めて設置希望調査を行い検討しています。

3点目のふるさと納税の取り組み方については、本村におけるふるさと納税数と納税額には年度間においてばらつきが見受けられ、過去最大寄附金額は平成21年198万円の13名、最小は平成23年の16万3,576円の12名となっている。年度間の変動がある中で、2人の寄附者は、ふるさと納税設立当初の平成20年から連続して寄附をいただいている方もおられます。これまで63名（重複を含む）、総額506万8,576円の寄附をいただいております。また寄附金の使途ですが、まず寄附をいただく際に、その使途

について寄附者の意向を聞いています。そしてその意向を尊重し、該当する事業へ充当することとして
います。充当実績としましては、介護支援専門員配置事業や学力向上推進費などの財源として活用して
まいりました。これまでふるさと納税制度を活用するため、ホームページや一心会総会等でのピーアール
に取り組んでまいりましたが、新たな歳入の創出及び村内特産品のピーアールの観点から、今年1月
から村づくり応援寄附について、返礼品の取り扱いを開始し、村の魅力を発信しつつ、今後も村を応援
していただける寄附者を拡大する取り組みを推進してまいります。また収納方法についても、寄附者の
利便性を高められるよう、クレジットカード決済、コンビニエンスストア収納を導入してまいります。
以上、お答え終わります。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいま村長から答弁ありましたが、この結の浜の交流広場ですね。これは私も
2回ぐらい以前に質問した覚えがありますが、せっかくですね、大宜味村の結の浜の公園スポーツ拠点
整備計画を立派につくってもらったんですが、いつ何どき学校用地が真ん中に来たのか、このいきさつ
も不明瞭のままに事業が進められてきているんですが、せっかくこういったすばらしい図面を描いてい
るのに、このとおり、とおりに言っても予算の関係上あるんですが、この話、一番の問題は交流広場と
いうのはなぜ先走ってやってほしいかという、今までいろんな村の行事等もですね、やっぱり学校施
設を利用しているわけなんです。学校施設を利用するということは、普段は学校は授業も行っているし、
できるだけ外部が入らないほうが学校としてはいいんじゃないかと思っている次第であります。今、教
育委員会では新しい学校でもオープンということをはいるんですが、これはオープンとなります
と大変な問題もありますので、だから学校とは全く別な、村民が交流できる施設があればいいんじや
ないかと。交流広場、運動公園はですね、今村長からもあったとおり、いろんな運動の施設です。ジョギ
ングコースとかですね、これも村として、健康長寿のいきいき輝く文化の村ということで掲げている
ので、やっぱり健康面からも自由にこうした運動ができる、学校に気兼ねなくて運動ができるような施
設があればと思っている次第であります。そしてあと1点は、先ほど一智議員のゴルフ場跡地の問題も
村長から話がちょっと出たんですが、昔、村民が軽くスポーツができるような施設ですね、そこにも村
内にない観点から村外に行ってやっている経過もありますので、そういったものですね。健康づくりの
意味からもそういった交流広場は設置したいと思っております。

あと2点目のAEDの問題、なぜ取り上げたかという、去年でしたか、一昨年でしたか、消防の分
遣所が東村に移って、これが心肺停止になって処置を行う場合には、心室細動、この発生から1分ごと
に救命率が7%から10%下がると言われております。これはいかに早く救急処置を行うかが生死を分け
ることになると書かれているんですが、要するに、前、大保にあった場合は、例えば塩屋の例によると、
塩屋から大体5分なんですね、通報して消防から出て塩屋に着くまでには大体5分程度、それが今は東
村に移っているものだから、自分の車ではかってみたら7分ぐらいかかりました。そうすると12分か
かりますね。となると、もう到底ですが、救急車が来るまでには1分ごとに7%から10%という、15分
となると、もうどうなっているかわからないわけです。だからぜひ身近にあれば、AEDの講習会も受
けて手際よくできるのであれば、本当に助からない人も、助かるかもわからないし。例えば役場を起
点にすればなおさら、塩屋まで12分だから、こっちまで10分ぐらい。二十何分ぐらいかかるわけですね。
その辺のAEDの役割、職員の扱い方の講習もぜひ受けてもらって、これは前にもちょっと出したつも
りもあったんですが、去年も消防の出初め式の資料を見ると、大宜味村役場はこういった講習が全くな

かったわけなんです。いかに、これを見てわかるかという、いざとなると人間どういうふうにするかですね、これ一、二回やってもなかなか、スムーズに行くとは思わないんですね。だからぜひ、こういったAEDのものについては考えてですね、今の村長の答弁にもあったんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、ふるさと納税ですね、これは村のホームページから拾い出してみると、やっぱりいろんな事業に平成25年度は使われているわけなんですけれども、そしてことしからお礼の品を贈ると。これを見ると大体2,000円弱かなと思っっているんですが、1万円以上なんですよ。1万円以上すると、このふるさと納税の制度の概要を見ると、2,000円以上のものに関しては控除が受けられると。要するに1万円だったら、2,000円以上だったら8,000円は、これは来年に控除が受けられることになるんですが、じゃこの2,000円はお礼の品を贈ると、1万円だったら大体セーブセーブなるという取り組みに考えたらなるんですがね。あるこの自治体で、静岡県でしたか、静岡県富士市でいいあれが、いろんなホームページにありましたので、富士市が平成25年に受けた寄附が73件で107万5,000円あったと。そして富士市民がほかの自治体に払った寄附が120件で831万9,000円。ということはこの富士市の自治体の持ち分が390万円ほどになって、これは107万円をやると、200万円ぐらひは赤字になってくるという話が出ております。村としても、大宜味村民がほかの自治体にやっていることも現在あるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います、よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） それでは1点目についてお答えしたいと思います。

議員が述べましたように、やはり交流広場につきましては、村民の健康づくり、体力づくり、それからスポーツレクリエーション、また交流活動、村のイベント等ですね、そういった関連で村民からは多く望まれている事業のひとつだと認識しております。この結の浜の土地利用計画の中でも優先して整備すべきという考えで私たちも今いろいろ検討しているわけなんです、この施設整備につきましては、多額の費用、計画書にあります概算も見られていると思いますが、そういう費用が結構必要となっております、この事業につきましては、やはりどうしても補助事業の導入が不可欠ということで、私たちもいろんな省庁の事業を検討しているところではあります、これにつきましては、調べた中では事業として高率補助の事業がちょっと確認とれなくて、2分の1以下の事業ということで、現在、導入するかどうかという判断をしかねている状況でありまして、今現在あります一括交付金ですね、そういったものの可能性等も相談しているわけなんです、これにつきましては補助事業が、別メニューがあるということで一括交付金の充当はできないという、今の段階での返答はいただいている次第でありまして、ここで補助事業のメニューについての判断を行いながら、まず交流広場の実現に向けて実施していきたいということ。あと、北部振興事業につきましてはなんですが、今度、平成28年までの法律事項で、平成29年から新たな北部振興事業が法律化に基づいて事業化がされると思います。その事業内容を見きわめながら、まず優先的にこの交流広場の整備を進めていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） AEDについてお答えをしていきたいと思ひます。

議員から指摘のとおり、各区にあれば本当に理想的なAEDの活用ができるかと思ひますが、さっき村長のほうから答弁があったとおり維持費がかかります。今、教育委員会のほうで各学校に設置しています5台のAEDが32万8,000円の維持費がかかっております。それを17個全部配置すると約3倍、

年間ですね、それぐらいかかります。また今、各公民館においては書記がいて、昼間はあいている公民館もあれば、本当に非常勤という形で閉まっている公民館もあります。そういうのも含めて、いろんな状況を踏まえて、本当にそれが有効なのか、そのあたりも検討はしていきたいと思います。また小学校の統合、あるいは中学校が移転した場合に、今ある5つのAEDが本当にそこで必要なのかということも含めて、ある意味また各校区でそういうのが設置できるのか、そのあたりも含めて検討はしていきたいと思います。また、ほかの機関ですね、例えば駐在、そのあたりにできるようなものがあれば、名護署あたりを通じて要望等もしてはいきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（知念和史） では、ふるさと納税についてのお答えをします。

先ほど質問のありました大宜味村においての実績とありますが、まず初めに、静岡県富士市の事例から申しますと、831万円の、当市からほかの市町村への寄附があり、73万円の受け入れしかないということでの、700万円以上の損失ということがありましたが、ここはからくりがありまして、交付税の基準財政収入額がその分減るということで、7割をその部分見られますので、実質的なマイナスとしては100万円以下になるかと思えます。大宜味村の実績としましては、今現在、このふるさと納税による控除を受けている方は1人もいらっしゃいません。あと、品物についての金額がありましたが、そこについては総務省のほうから過度の返礼品を行わないようにという通知がありまして、また金額等もあらかずことがないようにという指示がありますが、議員がおっしゃっていた金額よりちょっと高いです。また送料もかかりますので、今現在行っている同額の寄附があれば、やっぱり支出がふえますから、実際のところ減るところではありますが、そこは財務課のほうとしても目標値を定めて、その金額に達するようにピーアール等を重ねて、また収納方法につきましても、多分、県内では初になると思うんですが、クレジットカード決済とコンビニ収納を4月から始める予定に沿って、また財務規則等の改正のほうも行っていております。ですので、3年ぐらいをめどに返礼品を行っても、今現在以上の収入額になるようにピーアール活動に努めてまいりたいと思いますので、議員の皆さんもピーアールのほうに御協力いただければと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 企画観光課長から答弁がありましたが、ぜひ運動公園の移転、された予定としてはどこをするのか。もう恐らく北側とは思っているんですが、早目に結の浜を整備する中でも、早目に海岸沿いを植林からして、後は整備できるような体制でもっていけるような方向で、ぜひこれはお願いしたいと思っております。まず1点で、計画はどの場所で今、案をやっているのか、その辺、お願いしたいと思います。

次、AEDですね、これは本当に財政が、1つ当たりで相当な、調べてみますと、値段が高くてですね、財政的にこれ設置するのは大変だと思うんですが、これはお互い、去年11月でしたか、村長も議長も八重山へ一心会のあれで行ったんですが、そこへ行って初めて感じたわけです。各公民館にAEDが設置されているものだから。これは石垣市役所に電話して、問い合わせしたんですよ。それでこれは消防の管轄ということで、石垣市消防の警防課でしたか、そこへ確認したら。今、石垣市内で、これは市だから、148でしたか、設置したというんですが、そのうち、やっぱり北部ですね、大宜味出身者がいる北のほうの、各公民館はほとんど設置されているわけなんですね、この資料から見ると。そのうちに話を聞くと、学校関係はほとんど市の予算でやっている感じで、あと公民館で36は消防の一括交付金を

活用して設置したという話がありました。私らは、この一括交付金でできないかということで、ちょっと皆さんで考えてできないかと思っています。この一括交付金の、各区ですか、自治体に自主防災組織を編成させて、その中での一括交付金での活用ができると。この各区の自主防災を高める上で防災倉庫とか、防空資器材ということで、この防空資器材の中にこういったAEDも含まれているということでお話がありましたので、ぜひこういった活用が一括交付金でできないか、その辺の検討もお願いしたいと思います。ちなみに近隣の東村も各字、公民館にあるみたいなんですね。これは単費でやっているみたいです。そして費用についてもバッテリーとか、1回使用した場合にパットを交換する、会社からやる費用も、これは東村は村で払っているみたいです。ちょっとあそこは予算があるからできるかもわからないんですけどもね。国頭村については担当も、各学校についても何かわからないような言い分で、役場と役場の交流センターですか、体育館と陸上競技場と、そこは設置しているという答弁だけでありました。

そしてあと1つですね、これもAEDの設置が難しければ、これはお互いは大宜味村は東村から救急車来るより、MESHサポートが来るのが早い時間になるわけです。村長も行政報告でしたか、その中でもヘリポートの設置を要請したとありますので、ぜひ早目にMESHサポートのヘリポートを早目に設置して、もう大宜味村は救急車来るよりもMESHサポートのほうが早い時間になると思いますので、大宜味村も去年までの出動回数が34件、これは2014年5月現在です。延べ34件のMESHサポートが大宜味村で利用されております。そのためにも、このMESHサポートも大変、これはちょっと話されますが、このMESHサポートも苦しいあれでありますので、ぜひMESHサポートができたころは、あれは中南部の方だけかなと思っていたんですが、現在は消防署の分遣所の移転により、時間のかかることだし、大宜味村でのMESHサポートの利用も多くなるのではないかと思いますので、ぜひMESHサポートに協力できるような体制づくりもお互いで考えていかなければいけないんじゃないかと思っていますので、今後、こういった一括交付金の活用ができないか、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

あと、ふるさと納税ですね。私は別に地元のものしか、悪いとかじゃなくて、これは大変いいことであります。これは村長も新聞によって、これからやりますということで、これは大宜味村の地場産業のものをアピールしてやるのも大変いいことでありますので、最近、いろんな各自治体ですね、こういうものインターネットにも出ていましたが、余りに過熱するふるさと納税を問題視する声もあると。特産品ばかりが注目され、本末転倒な自治体が出てきているというところもたくさんあります。それはいかにお互いがよりよい考えを持ってやるかということで、これはあるテレビでやっていたんですが、やっぱりこの品物じゃなくて、この自治体はふるさと納税でどういうことをやって、どういう考えを持って、どういうビジョンを建てているのかということで、こういった自分たちのアイデアをインターネットで流して、募集したらどうかという、いいところがあって、これは埼玉県の宮代町ですか、そこが荒れた雑木林を、この自然のよさを生かしてやろうということで、500万円ぐらいかかるあれをホームページで流してもらったら、各都市から、やっぱり都市地区に住んでいる方たちはいろんな、昔はこういった山があって、畑があって、田んぼがあって、川があって、そこで自由に遊ぶのが当たり前だったんだが、最近、都会に住むとこういう自然環境の大切さというのが身にしみてですね、これに賛同して、寄附してもらって、発信して2カ月で支援者が775人来て、500万円の事業費をはるかにオーバーして、約2倍、939万4,000円が2カ月間で集まったと。今、各自治体でも政策を具体的に、こういった

ものは何々します、こういったものは何々しますと、はっきり、明確にうたえば賛同者もよく出ると。あと1点北海道もあります。北海道には東川町というまちで、人口8,000人ぐらいで。これは平成の大合併のときに単独で存続することを選択して合併しなかったみたいです。それにより交付税も減額され、人口もふえない、大変予算も厳しい中、どういふふうにやるかと考えた末、地元のブドウを生かしたワイン事業、そしてオリンピック選手の育成事業、森づくり事業ということで、これはインターネットで詳しく明確に流したら、これも鹿児島の方が森づくり事業に賛同し寄附してもらって、寄附したら、その東川町の役場からお宅の寄附で木を植えましたと。この木を見にきてもらえないですかということで案内状も来たみたいなんです。1人2万円の航空運賃を助成すると。宿もまちで格安で利用できるところを紹介すると、その誠意に押されて、この方は毎年鹿児島から北海道の東川町に訪れて、もう移住も夢見るぐらいのこの東川町のまちづくりに関心を深めてということでありました。そこでふるさと納税というのは、一生このまちにし続けるということでありました。ちなみに、こちらの人口8,000人に対して、寄附者が3,000人にふえたということでありました。

そこで私が言いたいのは、こういう事業ですね、大宜味村もこういった長寿と癒やしの森整備計画が総合計画にありますので、先ほど一智議員からゴルフ場跡地の問題もあったんですが、その中にすばらしいことがありましたよね。役場のいろんな計画は、寄附される計画はあるんですが、これをそのまま地域に、大宜味村は森の体験ゾーン、あと農園ゾーン、村の交流すばらしいものを掲げているので、そのまま納税しますけれども、どうしますかと。ちなみにこの森の体験ゾーンとか農園ゾーンには、桜もたくさん、本部町、名護市、今帰仁村とかあるんですが、大宜味村もこの桜を1本、あなたがオーナーになって、こういった花も咲く、1月に花が咲くということは内地の方にとっては大変魅力があると思いますので、そういったこれらを加味してこういった戦略も、きれいなふるさと納税に対するビジョンを、びっちりこういった計画はきれいなものがあるので、それに乗った今度の発信をやってもらったらいいんじゃないかと思っておりますので、ひとつその辺の答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） それでは1点目の交流広場の予定としては、議員が申しましたように北側を村としては予定しております、検討しているところでございます。現計画の面積が約4万3,000平米、北側につきましては約3万7,800平米ということで、5,200平米ぐらい規模としては、面積としては縮小となりますけれども、運動公園につきましてはの条件事項であります樹林地の設定ということで、約30%確保しないといけないということで、その面積を除きましても現交流広場の予定としております2万5,000平米を確保できるということで、その現計画の機能等をなるべく損なわないような方向で進めていけるんじゃないかということで、事業化の実施についてはまだ厳しい状況でございますけれども、一応、検討としては北のほうを予定して進めているところでございます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） この交流広場については、早い時期にそういう変更等の調整があれば進めて、しっかりと皆さんにも、議会のほうにも提示をしながら、情報提供しながら進めてまいります。

それからAEDについては、これは防災、人命の見地からもしっかりとそういう各区の意向も踏まえながら、しっかり対応していきたいと考えております。

それからふるさと納税、いろいろ参考になる件をお話ししていただきましたけれども、私も長になってから、あっちこっち広島のほうもいろいろ行って、宮城県、あるいは福島県、そういう状況を聞いて

きました。その中ではやっぱり60%返戻しているところもありました。何億というふるさと納税があるという状況もありましたので、その辺はしっかりと、これから本当に大宜味らしい、またそういう返戻をしながら、ふるさと納税が多く集まるような方法をしっかりとやっていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） 大城議員が事例を踏まえて提案ありました。一括交付金で整備することは可能です。しかし、先ほどから説明しているとおり維持費はどうするかということ、それが一番大きな問題になるかと思えます。維持費については一括交付金で賄うことはできませんので、過去に根路銘、饒波が自主防災組織を立ち上げて、非常用発電等の整備をしております。そのようにAEDについても整備することはできるんですが、維持費についてはあくまでも自主防災組織になりますので、そのあたりも勘案しながら検討はしていきます。

○ 議長（平良嗣男） 大城佐一議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。

ぜひ今の答弁にありましており、ぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思います。そして村長も就任以来、地域に入って取り組んで、各区の懇談会等を持ってもらって、大変いい傾向にあります。また村民からも大宜味はよくなりつつあるという話もよく聞こえてまいります。これからもぜひ村民一人一人に耳を傾けるような政治の取り組みをやっていただけたらと思っておりますので、今後とも議会、村政とも村民のために頑張っていくことを願って終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午後12時59分）

平成27年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成27年3月12日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成27年3月12日 午前10時00分)

散 会 (平成27年3月12日 午後12時07分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 会 計 課 長 島 袋 経 子

総務課長兼
村史編纂室長 島 袋 幸 俊 教 育 長 友 寄 景 善

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 課 長 新 城 寛

住民福祉課長 宮 城 豊 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 島 袋 幸 俊

企画観光課長 山 城 均 農 業 委 員 会 局 長 宮 城 久 美 子

産業振興課長 大 城 武 監 査 事 務 局 長 神 里 富 松

建設環境課長 大 嶺 実

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第3号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	諮 第 1 問 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	質 疑 付 託 省 略
2	同 第 2 意 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	質 疑 付 託 省 略
3	同 第 3 意 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	質 疑 付 託 省 略
4	同 第 4 意 号	監査委員の選任について	質 疑 付 託 省 略
5	議 第 3 案 号	字の区域の変更について	質 疑 委 員 会 付 託
6	議 第 4 案 号	大宜味村長期継続契約条例	質 疑 委 員 会 付 託
7	議 第 5 案 号	大宜味村総合計画策定条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
8	議 第 6 案 号	大宜味村行政手続条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
9	議 第 7 案 号	大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
10	議 第 8 案 号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
11	議 第 9 案 号	大宜味村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例	質 疑 委 員 会 付 託
12	議 第 10 案 号	大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
13	議 第 11 案 号	大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
14	議 第 12 案 号	大宜味村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例	質 疑 付 託 省 略
15	議 第 13 案 号	大宜味村課設置条例の一部を改正する条例	質 疑 付 託 省 略
16	議 第 14 案 号	大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例	質 疑 付 託 省 略
17	議 第 15 案 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 付 託 省 略
18	議 第 16 案 号	証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 付 託 省 略
19	議 第 17 案 号	大宜味村特別職報酬等審議委員会条例の一部を改正する条例	質 疑 付 託 省 略

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
20	議 案 第 1 8 号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 付 託 省 略
21	議 案 第 1 9 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例	質 疑 付 託 省 略
22	議 案 第 2 0 号	大宜味村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例	質 疑 付 託 省 略
23	議 案 第 2 1 号	大宜味村保育所設置及び管理条例の全部を改正する条例	質 疑 付 託 省 略
24	議 案 第 2 2 号	大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例	質 疑 付 託 省 略
25	議 案 第 2 3 号	平成26年度大宜味村一般会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
26	議 案 第 2 4 号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
27	議 案 第 2 5 号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
28	議 案 第 2 6 号	平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
29	議 案 第 2 7 号	平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
30	議 案 第 2 8 号	平成27年度大宜味村一般会計予算	質 疑 委 員 会 付 託
31	議 案 第 2 9 号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	質 疑 委 員 会 付 託
32	議 案 第 3 0 号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	質 疑 委 員 会 付 託
33	議 案 第 3 1 号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	質 疑 委 員 会 付 託
34	議 案 第 3 2 号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	質 疑 委 員 会 付 託
35	議 案 第 3 3 号	平成27年度大宜味村工業用水道事業会計予算	質 疑 委 員 会 付 託

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諮問第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

- 議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についての討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを採決します。

本件は、適任と認めると答申することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

- 議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、適任と認めると答申することに決定しました。

◎同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第2 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについてを採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○ 議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって同意第2号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○ 議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎同意第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 8番、退場。

（8番 吉濱 覺議員 午前10時03分退場）

○ 議長（平良嗣男） 日程第3 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについてを採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○ 議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって同意第3号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○ 議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しま

した。

◎同意第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第4 同意第4号 監査委員の選任についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
同意第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについてを採決します。
本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手を願います。
(挙手全員)
- 議長（平良嗣男） 挙手全員です。
したがって同意第4号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。
これから同意第4号 監査委員の選任についての討論を行います。討論はありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから同意第4号 監査委員の選任についてを採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。
(挙手全員)
- 議長（平良嗣男） 挙手全員です。
したがって同意第4号 監査委員の選任については、同意することに決定しました。
- 議長（平良嗣男） 8番、入場。
(8番 吉濱 覺議員 午前10時06分入場)

◎議案第3号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第3号 字の区域の変更についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第3号 字の区域の変更については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第4号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第4号 大宜味村長期継続契約条例を議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第4号 大宜味村長期継続契約条例は、総務常任委員会に付託し

ます。

◎議案第5号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第5号 大宜味村総合計画策定条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号 大宜味村総合計画策定条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第6号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第6号 大宜味村行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号 大宜味村行政手続条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第7号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第7号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第8号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第8号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第9号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第9号 大宜味村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号 大宜味村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第10号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第10号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第11号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第11号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第12号～議案第19号の一括質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第12号 大宜味村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例、日程第15 議案第13号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例、日程第16 議案第14号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例、日程第17 議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第18 議案第16号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第19 議案第17号 大宜味村特別職報酬等審議委員会条例の一部を改正する条例、日程第20 議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び日程第21 議案第19号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例までの8件について、一括して議題とします。

一括して質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第12号 大宜味村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例から議案第19号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例までの8件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○ 議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって議案第12号 大宜味村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例から議案第19号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例までの8件については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第12号 大宜味村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 大宜味村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○ 議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって議案第12号 大宜味村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第13号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○ 議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって議案第13号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第14号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○ 議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって議案第14号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第16号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第16号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 大宜味村特別職報酬等審議委員会条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 大宜味村特別職報酬等審議委員会条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第17号 大宜味村特別職報酬等審議委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第18号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第19号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号～議案第22号の一括質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第22 議案第20号 大宜味村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例、日程第23 議案第21号 大宜味村保育所設置及び管理条例の全部を改正する条例及び日程第24 議案第22号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例までの3件について、一括して議題とします。

一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第20号 大宜味村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例から議案第22号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例までの3件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第20号 大宜味村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例から議案第22号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例までの3件については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第20号 大宜味村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 大宜味村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

- 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第20号 大宜味村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 大宜味村保育所設置及び管理条例の全部を改正する条例の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 大宜味村保育所設置及び管理条例の全部を改正する条例について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

- 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第21号 大宜味村保育所設置及び管理条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第22号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

- 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第22号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第25 議案第23号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

- 6番(前田 孝) それでは5点ほどお伺いをしておきたいと思います。

まず、歳入の15ページ、13款2項4目5節社会資本整備総合交付金、これは細節では地方道路整備事業ということで、3,667万4,000円が補正減となっているんですが、この予算説明書の理由としましては、国からの内示が受けられなかったためだということであるんですけども、その内示が受けられなかつ

た理由について御説明を願いたいと思います。

次に17ページをお願いします。

14款2項1目2節沖縄振興特別推進交付金、これも8,646万円が補正減となっているんですが、実績に伴っての減だということなんです、それだけの減になっている理由について、実績ということなんですけれども、どれができて、どれができなかったのか。その辺も含めてひとつ御説明を願いたいと思います。

続いて、18ページの14款2項4目1節、細節の43の災害に強い栽培施設の整備事業、これは3,510万5,000円の補正減となっております。これは交付決定による減ということなんですけれども、その決定に至るまでの経緯について、ひとつ御説明をしていただきたいと思います。

同じページの14款2項6目1節の細節5、緊急雇用創出事業補助金、これも1,837万9,000円の補正減となっておりますけれども、これも実績に伴っての減だと説明書にあるわけなんです、減になった理由をお示し願いたいと思います。

次、歳出のほう、1件お願いしたいと思います。

26ページ、2款1項9目1節、これは村史編纂嘱託員の報酬が123万3,000円補正減となっているんですが、嘱託員の人数の減だということの説明書には理由として掲載されているわけなんです、嘱託員とかそういうこと、じゃなければ事業の進捗状況はどうなっているのか、その辺も含めて。5点についてお伺いしておきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） お答えします。

地方改善施設整備補助金の126万6,000円の補正減でございますけれども、これは国から内示が得られなくなったためと書いておりますけれども、まずそのいきさつから説明申し上げます。これは場所は大保でございますけれども、大保は平成24年度に災害等で床下浸水、甚大な被害をこうむりましたので、厚生労働省の補助で集落排水の改善を要望しました。これは今年の1月だったと思いますけれども、要請しました。そのときに平成26年度の、当初の予算には計上していません、去る6月に補正で対応してほしいということで、1月の要請をするときに確約書ということで書かされて、6月に予算化するというので予算化しました、6月の補正です。補正で予算を盛り込んだんですけれども、それから1カ月もならないうちに、県のほうから、国から内示が得られなかったということで電話がございました。この年ですね、沖縄県で11市町村ですか、結構大きな市町村から要望がありまして、厚生労働省の予算枠が限られているので、大宜味村の大保地区の排水事業は、ほかの市町村に比べて優先度が低いということで、漏れたということを知りました。それで私も納得できなくて、県のほうに何回か申し出たんですけれども、2次配分、3次配分もあるはずだから待っていてくれということで待っていたんです。実際は、今年1月で、今年はないということで、今回補正減したところでございます。新年度予算も、今、平成27年度予算は計上していませんけれども、再度ですね、平成27年度も継続して要望しているところでございます。同じように、また6月議会で補正するというので確約してあるんですけれども、今年の教訓を生かして、もう内示が確定した後に、その後に議会で、9月議会でも、補正で盛り込んでいきたいと思っております。御了承ください。

それと、先ほど地方道路整備事業の3,667万4,000円の減額でございますけれども、これは沖縄県公共投資交付金を活用した根路銘橋の橋梁架替工事が700万円の減で、根路銘上原線が2,744万円の減、合わせ

て沖縄公共投資交付金の現場技術員の200万円余りの減で、3,667万4,000円の減でございますけれども、主に根路銘橋の橋梁架替工事は、去る12月議会でも、薬液注入ができなかったわけですね。スラリー攪拌の変更とか、施設の杭が当初あったということで設計したんですけれども、実際、掘削したらなかったということで、400万円か500万円ぐらいの減にしたと思います。

それと根路銘上原線の一番大きい2,744万円ですけども、当初、8,040万円ほど県のほうへ予算要求をしたんですけども、県のほうから夏ごろに大宜味村は4,610万円しか割り当てできないよということで連絡がありまして、ただし、また8月、9月ごろに各市町村の増減調べ等があるんですよ。それを待っていたんですけども、ほかの市町村が今年度、平成26年度に完了する道路関係がありますので、そこに充填してまた割り振ったという経緯もありまして、今回、このような大きな3,667万4,000円の補正減になっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） お答えします。

お答えする前に、説明資料の中の説明不足で、十分説明できなかったことをおわび申し上げたいと思います。

まず、14款の総務費県補助金の沖縄振興特別推進交付金の8,646万円の減額につきまして説明したいと思います。これにつきましては、一括交付金でございますが、大きなもので、主に平南側の事業に際しまして、1年間で用地交渉から設計、工事という予算を組みまして予定しておりましたが、設計する段階に当たりまして、いろいろと駐車場広場と、あと休憩施設、トイレ施設ということで、設計を進める中で、トイレの建築設計におきまして、当初、プレハブ工法で工場生産のほうで安価で早いという想定で設計を進めてきたわけなんですけども、在来工法のコンクリート造を、これまでやっている在来工法と比較しますと、設計費、委託費を入れても、在来工法のほうがこちらの要望する企画と、プラントやった場合、進めた場合に、そういう機能的なもの、費用の安価がありまして、このあれを比較しますと、在来工法で進めたほうがいいということになりまして、新たに建築設計を追加しました。その中で、単年度では工事ができないという状況がありまして、平成27年度に工事を伸ばすということで、その費用をそのまま平成27年度に予定しているところです。主に、そのほかにも幾つか入札残とか、大きな入札残等も発生しております。委託のほうで1,400万円、本当に半額の入札、請負率が出たり、そういったものもろもろをあわせて、そういう状況になっています。

あと、18ページの14款の県支出金の中の商工費県補助金のほう、緊急雇用創出事業補助金で1,837万9,000円の減額が出ていますが、これにつきましては、現在、企業支援施設に入居しておりますブルーオーシャンズに対して、雇用の支援をしていこうということで予定して、6名の新規雇用を11カ月分、約1年間ですね、そういうことで雇用の支援と、あと販売促進等の雑費等を含めた金額で予定しておりましたが、これは100%補助ということで予定しておりましたが、実質、2名の雇用にとどまりまして、それも3月から6月と、3月から7月ということで、延べ7カ月しかその費用が発生しないという中で、約170万円ほどの事業費にとどまりまして、ほとんどが補正減ということで、執行できなかったということで補正減となっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） 先ほどの災害に強い栽培施設の整備事業について説明します。

本来、補助事業ですと、市町村から県に対してこのぐらいの事業料を、予算を要求するような形なん

ですが、今回、この事業については、9月の補正予算で計上しているんですが、県のほうから大宜味村のほうでこの金額を、事業実施してもらえないかということでありまして、このときに約5,600万円ほどの内示を受けたわけなんですけど、実際に、この平張りハウスを村内の農家の方々へ呼びかけて実施したところ、現実的には5農家で2,900万円ほどの補助事業ということになったものですから、その差額分を減額しています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長兼村史編纂室長。

○ 総務課長兼村史編纂室長（島袋幸俊） 村史編纂室の嘱託員の件についてなんですけど、まず、3月に応募しました。3名ということで応募したんですけど、まず1人が応募しました。その後、1人がちょっとどういふものなのかということで、ちょっと触ってみたいということで1日いたんですけど、これはもう自分でできないという、この性質上、自分では厳しいということで断られまして、再度募集をかけました。しかし、なかなか応募してもらえなくて、1人についてはこっちのほうから逆にお願いするという形で採用してきたんですけど、その後、5月以降、2人体制をとっています。しかし、この編纂計画を全うする上では非常に厳しい人数でありました。みんな御承知のとおり、編纂室には職員がいません。室長と総務課長が兼任ということもあるんですけど、実際、仕事をする職員は配置されておりません。そのあたりのこともあって、編纂委員会の委員が全部皆無の状態です。この大きな理由として、職員もいないところに自分たちは委員としては入れないという、断りのこともあって、まだ新たな委員の選任もされておられません。そのためにこの嘱託の皆さんの仕事も多くなってきたというのも、また責任も負わされたということもあります。そういうことで、本当に支障がなかったのかと言ったらウソになります。ただ、編纂計画の上での仕事は今のところ暮らしている状況です。早く、本当の職員がいて、編纂員をお願いして、そういう本当の形になれるように、またこれからもちょっと内部での検討も必要が出てくるのではないかと考えております。平成26年度の事業については、予定どおりのことをこなしております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） いろいろ御説明があったわけなんですけど、まず、予算計上をしたからには執行ということをや、やっぱり十分できるような体制をやらないといけないと思うんです。予算計上されますと、住民はこれはできるんだなということで非常に期待もするわけですよ、その中で、ですからできない場合はできないような説明もしてほしいなと思うんです。ですから計上された予算についての執行状態というのは、常に把握して進めていってほしいと思うんですけど、最後に村長、その平成27年度の予算執行に向けての、ひとつ決意のほどをお伺いして質疑を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございました。

今、5点ほど質疑がありましたけれども、やはり計画した企画が十分できなかったということで、予算の返還という形になっていきますけれども、その辺についてはやはり、もう少ししっかりと町としても把握をして、その予算執行できるように呼びかけするような方法をしないとけないと、今、そういう思いをいたしました。

それと今、村史編纂室の件でありますけれども、その件についてはですね、やはりこれから世界遺産とか、いろんなそういう大きな事業が出てきますから、根謝銘グスクの文化財としてのそういう準備をするための事務も多くなってきます。その辺についても、やはり編纂室においては、職員の配置につい

でもしっかりとやって、そういう不用額が残らないような形でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第23号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第24号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第26 議案第24号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第24号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第25号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第27 議案第25号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第25号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第26号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第28 議案第26号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第26号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第27号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第29 議案第27号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第27号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第28号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第30 議案第28号 平成27年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 4点ほどお伺いをしたいと思います。

まず、予算書、歳出のほうの50ページ、2款1項5目13節、総合計画策定業務委託料903万5,000円が計上されているんですが、この委託の方法についてお伺いしたいと思います。コンサルタントに委託す

るのか、その辺をお伺いしておきたいと思います。

次に54ページ、2款1項9目13節、これは根謝銘グスクの測量委託業務が1,094万1,000円ということで、文化財指定に向けての測量で非常に前向きになっているということで評価をするわけなんですけれども、この測量時点において、総務課長は御存じだと思うんですが、その根謝銘グスクの隣接する土地の村への譲渡が、平良さんから前に申し出があると思うんですが、その土地まで全部含めて測量なさっていかれるお考えなのか、その辺、お伺いしておきたいと思います。

次に111ページ、6款2項3目林道事業費の15節工事請負費ですけれども、大変残念ながら、工事請負費は費目存置となっているわけです。これは去年の一般質問で私申し上げまして、喜如嘉林道の残っている800メートル分についてのことでお伺いしたわけですけれども、そのときの執行部の説明では平成25年に北部地域の森林業の施政政策方針が県から打ち出されたので、早い時期に再開できる努力をしたいと。そして改修という観点からは、早目の開始を目指し、平成27年度の開始で前向きに検討したいという答弁をいただいたわけなんですけれども、残念ながら費目存置となっております。これは平成27年度内での補正なども考えられるのか、現在、県との調整はどうなっているのか、その経緯についてお伺いをいたします。

そして次、126ページの8款3項1目河川総務費の中の委託料、これは大川河川の基本設計の委託料が4,002万4,000円ということで計上されているわけですけれども、大変、この大川のほうは護岸がもう脆弱になっているために、今回予算計上されていることは大変前向きにやっているし、皆さんの頑張りに敬意を表しておきたいと思います。そこでですね、設計の段階なんですけれども、結局、上流のほうからの施工を要望しておきたいと思うんです。上流のほうはずっと護岸など崩壊して、もう道路に面している下部のほうは侵食されて、これが崩れたら道路まで決壊していく可能性の箇所も大分ございます。私もこれは、河川全部、去年区長と、当時の副村長と3名で現場も踏査したんです。そこでよくこの内容を知っておりますので、ひとつ上流のほうからの整備が可能かどうか。その辺も考慮に入れて計画をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

以上、4点についてお伺いをしておきます。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） お答えします。

50ページにあります総合計画策定業務委託料につきましては、民間のコンサルタントを予定して入札を行って委託する予定をしております。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長兼村史編纂室長。

○ 総務課長兼村史編纂室長（島袋幸俊） 村史編纂のほうに入っています委託料なんですけれども、文化財の指定については当然教育委員会のほうがやるべきものであると思います。今、議員のほうからもあつたとおり、村のほうに、そのグスクの中の土地、個人所有の土地なんですけれども、村のほうに無償で譲渡したいという申し出等もあります。そういう意味で、保護する意味でも、保存する意味でも、やはり地籍堺等をしっかりしなければ、買い上げ、あるいは譲渡、そのあたりが難しいだろうということもあって、県の文化財課、そのあたりとも調整して、そういう測量だったら認められますということも受けて、今、地籍堺の確認、確定する上での必要な測量を今考えております。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） 喜如嘉林道につきましては、現在、工事がとまっている状態なんです

が、県との調整の中で、伐採等を伴わない形での道路改良が可能じゃないかということを相談しています。実際に現道を幅員等についても林道に合うような幅員がありますので、そこで県と調整している分けなんですけれども、具体的な補助金とかが今のところはっきりめどがついていないような状況です。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 質疑にお答えします。

河川整備の委託料の2万4,000円の件ですけれども、今、議員がおっしゃる大川川の委託料でございますけれども、これは一括交付金を活用して平成26年度から開始しております。今回は、大川川ほか9河川ですね、自然環境調査はもう今週で終わりますけれども、それを踏まえて、平成27年度は推進策定計画ですね、地域の、喜如嘉とか、謝名城の主な住民を代表していただいて、その自然の河川を、どういった河川をつくるかということで話してもらって、それを基本に実地測量に入るんですけれども、村としては平成28年度から平成31年度にかけて工事を行う予定でございます。事業費からすると、4億円ぐらいになると思いますけれども、私もですね、議員がおっしゃる上流側ですね、何回もここは足を運んで老朽化した護岸を確認しております。去る7月にも、台風8号でも橋の上流側、護岸側が被災を受けて、先月災害工事が終わったばかりなんですけれども、上流側から早目にしてくれないかという要望なんですけれども、上流側は地権者の用地買収が伴うと思うんです。村と、今の計画では下流側、喜如嘉小学校の前の斜面張りの護岸がありますけれども、そこと中流、上流と3つの段階に分けているんですけれども、今の段階では下流側の斜面張りの工事も進めながら上流もやろうかと思っています。なぜかと言いますと、平成28年度は工事も入っていますけれども、用地買収も入っているわけです。下流側はほとんど用地買収は伴わないと思いますので、そこをまず、下流側を先行しながら、上流側ですね、用地買収を進めた後に工事をやっていこうと思いますけれども、それは平成27年度の策定、ワークショップですね、地域の方々がどういう意見を踏まえるかということにもよりますけれども、それを踏まえて考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 総合計画についての委託料ということで、コンサルタントへということなんですけれども、これは総合計画はやっぱりみずからの計画ということは、コンサルタントに丸投げじゃなくて、やっぱり村民の意見を吸い上げるようなお話をやっていかないといけないと思うんです。ちなみに、うるま市などは、これは市民から公募しているんです。北中城村、伊是名村なども全部そのようにして、地域の住民の声を網羅して、それを基本構想に反映するんだということ、それが本当の基本構想の策定の順序だと思うんです。皆さんが村のいろいろな統計資料をコンサルタントに提供しても、それに基づいたものしか書かないし、あれは作文ですから、作文いろいろして、下手すると、コンサルタントというのは、ほかのところの市町村のものをそのままして、村名だけ変えればいいというような危険性もないかということ非常に心配するわけです。ですからぜひ、委員の報酬は18万円ほど計上されているんですが、それは審議するだけの委員のものであって、実際は公募した委員とかの謝礼金というのは何も見えていないんです、予算。ぜひ、本当は平成26年度の当初ぐらいから進めなければいかんと思いますが、これは1年出たら、恐らく難しいだろうから。自主的にコンサルタントにいくだろうという過程は当然ながら予想されるんです。その辺、できる範囲だけでもいいですから、結局今、区の行政懇談会等もやっておりますし、また平成27年度もやるはずですから、その中でもいろいろ、それも吸い上

げるような何かの方策を考えて、村民の生の声を反映させる基本構想、それに伴う基本計画であってほしいと思います。過疎計画は恐らく、その実施計画にそのまま行かだろろうと思っっているんですよ。ひとつ、村民の声を集約するための方策をどう講じて行かれるのか、その考え方についてお伺いしたいと思います。

喜如嘉林道の件については、今、課長からお話がありましたように、まだ十分煮詰まっっていないようなんですが、これは平成27年度までの過疎計画に乗った事業だったんです。これを確実にするために、やっぱりその調整をして、今度の、平成27年度の年の補正でできなければ、平成28年度から始まる新しい過疎計画に網羅しておかなければ、この道路の開設は頓挫するなと思っっているんです。残り800メートルも、伐採は伴うんですよ、今見てみますとね。今でもどうにかすると、軽トラかは通れるようなんですが、でこぼこしているわけですから、もう改修ということは、舗装すれば、もう苗圃のところまで行けるようになるんですよ。その道路ができると、樹園地を持っているあれだけの広大な村有地払い下げして、今やっっているところ、電気通りにもすぐできますよ、電力通りにもですね。だから農家に対しても非常に助かると思います。一部聞くと周辺の人何かやがや言っっていることも聞こえますけれども、道路開設といたら公共的なものですから、そういう意見は余り耳を貸さないでも私は結構だと思っるんです。生産性の向上の面から、またそれを説得しないといかんと思っるんですがね。その辺、補正予算でできなければ、また過疎計画に持っただけかですね、その辺の考え方を示していただきたいと思っます。

そして大川川の基本計画ですね、今、年間、盆前と正月前には区民で草刈り作業とかいろいろやっっているんです。河川も草刈り作業をしているんですね。でも昇降路がないんです。はしごかけてやったり、昇降路やっっていますから、今、アミガーから上流まで2,600メートルですから、ひとつアミガーのここから上流までのところで、地域住民の意見を聞いて、昇降路の設置場所なども設定して設計に盛り込んでいただきたいと思っるんですが、いかがでしょうか。その答弁を聞いて質疑を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 先ほどの総合計画策定業務委託料については、私は議員がおっしゃるように、やはり住民の声を聞いて、しっかりと住民の意見を反映させるための総合計画をつくりたいという思いです。現在、第4次基本計画の検証を行って、これからしっかりと各課でのそういう見直し、やるべきところは見直ししてやっっていく。ある程度は、委託に持っっていくときの条件として、私のほうからしっかりと村民の声を聞いて、その後その総合計画を委託する。恐らくそれだけは、900万円はかからないと私は思っるんですけども、できるだけ村民でできる。あるいは役場職員でできるものについては、十分自分たちでそういうふうな計画を立てていくというのが私の方針でありますので、ぜひそういうふうな方法で進めてまいりたいと思っます。

それから喜如嘉林道については、そういう状況も踏まえながら、私のほうから直接県のほうに足を運んで要請をしていきたい。先ほどはつきりしなかったんですけども、県との調整ができれば6月議会、あるいは9月議会に補正ができるようにぜひ進めていきたいと思っしております。

それから大川川の整備についても、先ほど議員がおっしゃったように、やはり設計委託を持っっていく前に、地域の状況をはつきりと村のほうから、あるいは地域の区長からそういう状況を聞いて、昇降路とか設置の場所は、やはり地域の皆さんが一番知っっているわけですから、そういう地域の意見を聞きながら整備を進めていく。先ほどありましたように、護岸が風化して、崩れかけている状況がありますの

で、そういうところを優先に整備を進めていくように指示をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

- 議長（平良嗣男） これで前田 孝議員の質疑を終わります。
休憩します。

(午前11時06分)

-
- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

-
- 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

8番 吉濱 覺議員。

- 8番（吉濱 覺） ありがとうございます。

87ページの4款1項6目、説明資料の1番、火葬業務及び機械設備等管理委託料の件です。今回、平成26年度大宜味村、各行政懇談会報告書の中で、8ページに、喜如嘉でのその件で載っています。委託業務について、内容についてちょっと事実と違う明記されておりますが、一応、読み上げてみます。火葬場の委託業務は、以前は村内の人に委託していたが、現在は業者を通して村内の人を雇用しているので、宜野座、本部、国頭あたりも村内の人を雇っているので、ぜひ村内の方を雇用してほしいという表現になっているんですが、今、実際、大宜味村が委託している業者が宜野座村、本部町、大宜味村と火葬場を取り扱っております。それで、その業者は大宜味村の方を雇っておりました。それぞれ宜野座村は宜野座村の人を雇っております。本部町も本部町の方を雇っております。国頭村の表現がありますが、国頭村は直接雇用だと聞いております。いずれは業者委託になるだろうという形になっております。それで去年あたりか、火葬場がとても汚れていると。そうしたら、葬儀する人たちが見るに見かねて、地域の人と一緒にトイレ掃除もみんなやって準備したことがあります。その辺は、地元の人が雇われていないからおろそかになっているのではないかという話で、直接当時の課長にそのことを喜如嘉の住民から言ったと思います。そういう意味も含めて、村長は村内の仕事をぜひつくりたいと。村内雇用をしきりに言っておりますので、特に回答のものについては個人委託にした場合、病気などで火葬ができない場合があるので、民間委託となっております。それは認識しております。そして、何でほかの市町村の火葬場については地元の人が採用されているのに、大宜味村は私が聞いている範囲では複数の人が希望しております。ぜひ新年度から、その辺は地方創生という形で、村長もしきりに村内の雇用効果を出しておりますので、その辺のことをちょっとお伺いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

- 議長（平良嗣男） 村長。

- 村長（宮城功光） お答えいたします。

火葬場委託契約については、毎年度の更新ということですので、今回、更新するときにはしっかりと大宜味村内からの雇用についても呼びかけてもらうように委託業者のほうにはお願をしていきたいと。いわば、強く言うならば、条件の1つに折り込んで委託契約をするという方法も考えてみたいと思っております。

- 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

- 8番（吉濱 覺） 村長、この懇談会の報告書より、踏み込んだ発言だと思います。仕様書の中で

村内雇用をきっちりうたって、ぜひ村内から雇用させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで吉濱 覺議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） それでは123ページです。8款土木費の道路維持費の13節委託料、757万5,000円ですか、この件については、村長も施政方針で触れていた業務だと思うんですが、この業務についてはすごくいい業務だと思っておりますが、事業の概要について、もう少し説明していただきたいと思ひます。

それから先ほど、前田 孝議員も触れていましたが、126ページの大川川の補助事業委託金ですね、この件については、ある程度概要の説明がありましたので、これから平成26年度に行った調査の報告会などをやるつもりがあるのか。また孝議員も触れていましたが、謝名城、喜如嘉あたりで地域の方々の声を聞きながら、その検討委員会をつくったらどうかなと思うんですが、やはり委託しても、そういう方々が昔の風景とか、災害のときの状況とか、あまりわからないと思うので、その地元の声を聞くことが大切かなと思ひます。それで先ほど上流の話もしていたんですが、私は喜如嘉のほうで七滝のほうからの支流のほうも含めてこの業務に入れられないかなというのがあります。前にも一般質問等で取り上げたんですが、支流のほうからも最近土砂が崩れて、土砂も流れたりするんですが、よく立木が流れて、その支流の橋に、真ん中の、橋の支柱があるものですから、そこに流木や土砂等が引っかかって、大雨のときにはそれが農地に入って行って、浸水したり、また農地の表土を剥いだりとかありますので、この機会に支流も含めて検討できないか。この業務に入れられないか、そこら辺をお聞きしたいと思ひます。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 予算書の道路維持費の委託料757万5,000円の内容ですけれども、これも一括交付金を活用して、平成27年度に新しくなる事業なんですけれども、村道が48路線ございますけれども、そのうち21路線に私は絞ったんですけれども、村道ですね、結構、雑木とか高木が生い茂って管理ができない状況でございます。2年前、平成24年度から26年度も災害が結構ありまして、要因は幾つかのメカニズムがありますけれども、高木によって、例えば強風によって枝が揺られて、その反動で根元が揺らいで土砂崩壊等、結構あるんですよ。それで高木ですね、伐採して、村民の安心、安全な道路をやっているかということで計画しております。この委託業務も村道21路線をどういった高木が村道の障害になっているかということ調査します。喜如嘉地区、大宜味地区、塩屋地区、津波地区ですね、4区を本年度で全部調査して、どういった高木、どういった作業で伐採するかというのを計画します。工事におきましては、平成27年度は喜如嘉地区からやりまして、次28年は大宜味、塩屋、津波ということで今計画しております。以上です。

それと次は、大川川の件ですけれども、先ほど言った計画、住民に検討委員会とかやっていたらということで話がありましたけれども、今環境調査は今週末で完了する予定でございます、13日ですね。あしたで完了します。その調査結果を踏まえて、平成27年度は策定推進計画というのがございます。これはワークショップですね、特に大川川の隣接する喜如嘉と謝名城、田嘉里のほうも一部入れたほうがいいのかと思ひておりますけれども、そこの方々を、もう数が多ければいいんですよ。そこの方々を

集めて、大川川をどういった、多自然型河川づくりに持っていくかということを経験調査の結果を踏まえて、議論をしていただきたいと思っています。その議論が固まって、実際にどういったものをつくるかということで実施設計に入っていきます。

次に、大川川の支流のアミガーのほうに流れる川なんですけれども、今のところアミガーのほうは環境調査に入っていないんです。大川川ほか9河川とありますけれども、大川川、饒波川、根路銘川、ほか9河川ありますけれども、アミガーのほうは、支流の河川はちょっと環境調査に入っておりません。ただ、そこから合流する河川はどういった生物がいるとか、生き物がいるかというのは、みんな大体把握しておりますので、それが支流の工事にも反映できるかというのは、また県のほうにもちょっと確認が必要かと思っておりますので、検討させていただきたいと思っています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） まず、道路維持費の委託料のほうから説明がありましたが、これは伐採のみなのか、これまで例えば災害のときの伐採した倒木などは、村有地あたりに積んだりしていたと思うんですが、これからこの事業導入するに当たって、やはり雑木を資源と捉えて、チップ化して堆肥にするのか、そういう事業が、例えば与論島において地域ぐるみ防疫衛生意識高揚対策事業ということで、島中の雑木を集めてチップ化して、堆肥化する事業があったんですけれども、そういうのも参考にして、やはり資源の活用というか、また災害が起こる前の対策にもなると思いますし、またこれが雇用にも結びつくと思います。そういった面で農業、林業の活性化に結びつくのではないかと思います。そういう事業の導入の検討なども含めてもう一度伺いたいと思います。

それから大川川の件ですが、ぜひ七滝の支流のほうも含めていただきたいと思っています。それから検討委員会の件については、ぜひ地域の人を巻き込んで、これから田園風景と親水性のある川づくり、そういうことも含めて、また災害に強い川づくり、氾濫しないような工法でつくり上げて、また地域から感謝されるような事業にさせていただきたいんですが、もう一度、答弁お願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 質疑にお答えします。

先ほどの伐採の件ですけれども、その伐採の資源をどうにか活用できないかということがありましたけれども、私も最初それは強く思っていたんです。その伐採が大量にありますので、一度、村有地のほうに仮置きできないかということで、それは法的に大丈夫なのかなということで、保健所に私、問い合わせしたんですよ。そうしますと、保健所の回答は、この伐採した雑木は村として将来どういったビジョンで使う方針がある、明確にあるのであれば、ある程度の期間放置できますよと。それが無い限りは不法投棄という認識だから、ちゃんとした産業廃棄物の処理場に捨ててくださいということで、今、そういう考えをしておりますけれども、何せ、工事費になりますと、トン当たり1万円ぐらいするんですよ、処分費が。大宜味村に伐採がらを処分する処分場がないものですから、遠く、名護市のほうまで処分しないといけないものですから、運搬費用と処理費だけで結構な費用がかかるんですね、本当はその伐採がらを何か林業とか、そういったものに活用できれば一番いいんですけれども、今のところそういったものがちょっと見出せなくて困っているところなんですけれども、それはまた産業振興課とか、いろいろ検討したいと思っております。

それともう1点、大川川の件ですけれども、支流の件につきましては、再度、県のほうに盛り込みできないかということでちょっと検討させていただきたいと思っています。できないことはないと思います。

同じ川なものですから。一応、県のほうと調整していきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今の伐採木の件なんですけれども、実はこの件については、私も最良の方法を考えておりますけれども、実はこれをですね、癒やしの森に窯が、九連窯できております。そこも今、薪が非常に必要な状況でありますので、4月から焼き始めるんですけれども、そこにぜひ活用できるような方法、あるいはまた林業関係の皆さんに、これを薪としてつくって、再販売というのか、そういう形でできるようなシステムづくりが必要じゃないかと思っております。その辺については、ぜひそういうふうな方法で進めていきたいと考えております。

それからアミガーですか、アミガーの河川、私も災害からずっと何度か、もう10回ぐらい足を運んで見ているんですけれども、やはりせつかくああいう七滝の、そういうすばらしい環境ですから、何とか整備しないとできないなという思いをしております。それをぜひ整備できるような方法で、早いうちにそういう計画を立てて、県に要請をするなり、できる方法で進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 村長から、その雑木の対策について、焼き物等にも利用していきたいということでした。それも含めて、例えば村内にある堆肥工場とタイアップして利用するとか、林業者と、例えば木炭の材料にするとか、いろいろ活用する部分があると思っておりますので、先ほど課長がも言ったように、産業振興課ともタイアップしながら、ぜひこの事業を生かして、この雑木を資源と捉えて活用していただけるように進めてほしいと思います。

それから大川川の件ですけれども、これからも情報を地域に流して、我々地域から聞かれてもちょっと答えることができないものですから、そこら辺の情報を共有化して、地域ぐるみでいい事業にしていきたいと思っておりますので、そこら辺もぜひ検討していただきたいと思います。以上、終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで金城 勇議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 3点ほど確認したいのがありまして、質疑いたします。

早速ですね、この平成27年度予算に、平成26年度に指摘したものが予算に反映されて、スピーディーな対応に評価をいたします。

そこで対応した2点で、経済建設のものについては詳細があるんですが、産業振興課の113ページですか、6款3項2目11節、塩屋集落の越波対策修繕ですね、それとどんな工法をやるのか、その辺をちょっと詳しくお願いしたいと思っております。

あと1点は、農業委員会にちょっとお聞きしたいんですが、この予算の中に、反映する中に予算が見えないものが、その辺を確認しておきたいと思っておりますが、この耕作放棄地対策協議会は、全く別の組織ということで役場とは関係ないということですので、そこが農業委員会内で使っている事務所とか光熱費、あるいはまた消耗品とかはどういうふうな取り扱いをしているのか。例えば役場のものを使用しているのであれば、収入でも賃貸料とかいろいろ入ってくると思うんです。その辺はどうなっているのか。

あと、教育委員会ですね、144ページから145ページにかけて、講師謝礼金とあるんですが、喜如嘉、

大宜味、津波は詳細が書かれているんですが、塩屋小学校が9万6,000円の謝礼金、何も詳細が書かれていないんですが、その辺の中身を御説明お願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） 先ほどの質疑にお答えします。

越波対策として、現在トンブロックを置いているわけなんですが、トンブロックを置いた場合にも海岸への出入りができないような状況になっておりますので、今回、トンブロックを一旦撤去して、現在、海岸におりるのが2カ所ありますので、そこを階段式という形でやって、現在の護岸の高さまで波が越波しないような形で作っていきたいと思っています。階段方式にして、高さを上げていって、それに対して安全対策のための手すり等も設置したいと思っています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 農業委員会局長。

○ 農業委員会局長（宮城久美子） 大城佐一議員の質疑にお答えいたします。

消耗品とか各事業費なんですけれども、これは各それぞれで事業費として組まれております。耕作放棄地についても事務経費が計上されておりますので、それは事業の中でやっております。賃貸料のことなんですけれども、村の事業ということで賃貸料は現状のところ発生しておりません。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 講師謝礼金等につきましては、学校の講師謝礼金で、実際、要求があったものについては、書道とか、そういったものの講師謝礼金で予算計上を受けております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 産業振興課のほうは、これは今の護岸の現場まで持ってきて、そこから階段をつくっていくということですよ。ぜひ、また高さも出るものですから、安全対策にも配慮するような施工をするようにお願いしたいと思います。

それから農業委員会、今の答弁で、村の事業ですから賃貸料は含まれていると言っているんですが、これは12月の私の一般質問の中で、耕作放棄地は村の予算ではありませんとはっきり言っているんです。事業、役場とは関係ありませんと、はっきり会長が答弁しているんです。これは議事録を読んでもください。そういう中で全く関係ないところの団体がやるのであれば、これは賃貸料は必要になってくるんじゃないですか。そうすると、そこに使う光熱費、こういったもろもろのものが収入に入ってくると思います。例えばこれが、ほかの団体全く、この団体がこれ今みたいな感じで役場に入って、いろんな役場のものを使っても問題ないということに、同じようなことになりますよ。その辺、1点です。

あと教育委員会のものは、今、課長のほうから講師、書道とあったんですが、この前、校長先生と話をしたら、学校評価員の関係上、こういった話をしたら、何か塩屋小学校で書道教室が月2回、4月から予定されていて、その書道教室に応募している人が23名ぐらいいて、そこに子供たちもいろいろ含まれて、そういった中で、書道を指導してくださる講師料を要求したら、これを却下された。こういうことを聞いたんですが、今の答弁ではこの講師料は書道ということでありますが、これとの関係はどうなっているか、その辺をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（知念和史） 今、1点のみ、財務のほうからお答えしたいと思います。

先ほど講師謝礼金のほうで9万6,000円のものがありました。当初は39万4,000円の要求がありました。財務課といたしましては、4小学校、生徒人数に応じて報償費、また消耗品等、そこら辺、各学校

の取り組みはあると思いますが、ある一定の平均はとるべきではないかということで査定額から落としております。それで内訳が書かれていないものではありますが、この9万6,000円というのは、やっぱり予算配分はされておりますので、その中で書道の講師の謝礼金なり、そこら辺を支払っております、当初予定しておりましたこの39万円から9万6,000円に落とされた分については、実際に習いに来る人からの徴収で賄ったり、そこら辺をやっていたらいいなというので、平均をとる意味で査定額として落としておりますので、御了承いただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 農業委員会局長。

○ 農業委員会局長（宮城久美子） 大城佐一議員に答えたいと思っております。

確かに耕作放棄地協議会は外郭団体です。これは国の内閣府決定において、その当時、平成21年度、どういうふうに国が、村としてやるかということの問い合わせがあって、村がやりますというふうに回答をしているんですね、その事業をやりますと。じゃあ、誰がやるかということの流れで、産業振興課の、その当時、私が担当だったのでやりました。協議会として、県、国から外郭団体としてやってくださいという形で事業費、もろもろのものがみんな来て消費しております。ガス代も出しております。じゃあ、それにおいて村の、私が持って出たんですけども、じゃあその中で村との賃貸料というのは検討していません。そのまま村が受けるという業務を持って出ているというだけです。それでよろしいでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 財務のほうからありましたように、我々として、今、当初予算で上げております。その中で調整して、講師料のほう9万6,000円とやっていますのでよろしくお願ひします。

（「これは全額書道ですか」と呼ぶ者あり）

○ 教育課長（新城 寛） この辺につきましてはですね、先ほど財務課長が話しましたように、学校のほうで講師、ほとんどが習字のほうで行ってきておりましたが、調整額として、今、9万6,000円。その中で学校のほうで運営していただくということでお願ひしたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 農業委員会の耕作放棄地になぜ、今の答弁では何か役場でもかかわっているというような答弁ですが、私が12月に一般質問をしたときには、全く、これは関係ないということをはっきり会長は言っているんですよ、役場とは関係ないと。関係ないものが役場のものを使用して、これを計上するということは、何かおかしいんじゃないですか。これは議事録を読んでみてください。会長はちゃんと関係ありませんと、予算の関係上と言っているものですからね、なぜこれは計上しないのか。その辺をちょっともう少し調べて、また次にあれしますけれども、もう一度、関係ないということはどういうことなのか、その辺の見解を局長、お願ひしたいと思っております。

あと教育委員会の問題で、先ほど税務課長のほうから、これは習う人から徴収という話があったんですが、この方はボランティアで教えることに対しては徴収しないでやると、だからそこに対して学校側としてはせっかくこういった習字のあれもとらないでやるのに、本人に対する報酬だけは幾らか出したほうがいいんじゃないかと考えて、こういう要求をしたみたいなんです。この要求も、学校も、話に聞くと、そのやはり特別会計というのがあるんですが、今回、何と言うか、閉校式に50万円予定したものが、何か20万円しか配分されていないと。そこに特別会計から使うのも、学校ではまたいろんな、別に使うのもたくさんあるということで、これにはできるだけ特別会計は使わないでどうにかこういった折

衝できないかということでありまして、もし、今、財政はこういういろんな各学校のバランスをとるために配分をやっているということで、これ理解はします、私も。そこを教育委員会としては、教育長、無駄な海外研修は行かないで、こういった地域のために頑張っている人たちに、これは充用するのがこの人材育成基金の目的なんですよ。そういう配慮も全然なかったのか。この辺、教育長答弁お願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 農業委員会局長。

○ 農業委員会局長（宮城久美子） お答えします。

この耕作放棄地協議会の性格上、これは内閣府決定であって、耕作放棄地特別緊急対策交付金という形で、本当に緊急性を要するアベノミクスというところ、現在は発展して、どういうふうにして耕作放棄地を解消するかというのが、とても緊急性があって、村として受けたと思います。しかしながら、これは協議会を立ち上げないと、村と関係なく協議会を立ち上げて、その協議会に対して交付金を支給するというので、性格上、一括交付金のような内容になっております。協議会を立ち上げたところのみ、今、県の耕作放棄地協議会というのがあるんですけども、ここから直接、支払いになります。そういうことです。以上です。

（「村と関係ありませんかという、この件に対しては」と呼ぶ者あり）

○ 農業委員会局長（宮城久美子） そういうわけで、村協議会というのを立ち上げているので、協議会のところに緊急対策という形で入れるというふうに国から指導があり、そこに入ってきます。だから村からの補助金という形では性格上出ておりません。予算化され。

（「関係ないということですよ」と呼ぶ者あり）

○ 農業委員会局長（宮城久美子） はい。村のほうからの予算というものはとっておりません。ほかの市町村は補助金という形で耕作放棄地をあけたところに、方の農家には何パーセントとかという形でやっております。

（「議長、ちゃんとした答弁をさせてもらいたいです。私の質疑は、役場との関係がありますか、ないかとの答弁をお願いしますというんですよ。あるかないか言わせてください。」と呼ぶ者あり）

○ 農業委員会局長（宮城久美子） あるかないかで、先ほどお話ししたように、平成21年度のときには村がやるということになっている。

○ 議長（平良嗣男） ちょっと、ちゃんと挙げてからやらんと。

○ 農業委員会局長（宮城久美子） 現状ですか、現状としては。いいですか。現状としては村と調整やるということもないので、ないです。予算化されておりません。よろしいですか。

○ 議長（平良嗣男） 今言っているのは、関係あるかないかです。

○ 農業委員会局長（宮城久美子） ないです。

○ 議長（平良嗣男） ないんだっらないで。

○ 農業委員会局長（宮城久美子） ないです。

○ 議長（平良嗣男） だから、手を挙げて言いなさい。

○ 農業委員会局長（宮城久美子） お答えします。ないです。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

講師謝礼金の件ですが、これはあくまでも教育課程内の範囲内での講師謝礼金ということで、人材育成基金は該当しないと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 大城佐一議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって、特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。

今、農業委員会局長ははっきり、この耕作放棄地対策協議会は村とは関係ありませんとはっきり答弁したことは、ちゃんとこの議事録に残っておりますので、その辺、関係ないところの使用はどうか。ちゃんと賃貸料も出すべきじゃないかと私は思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長の話、ちょっと声が小さくて何を言っているか全く聞こえませんでした。これは本当に人材育成の目的は、どういうものかというものをはっきり示して、会長が認めるものというものは、本当にこれはもうあなたの大誤解ですからね、これは教育長の大誤解ですから、こういったボランティア的に頑張っている皆さんに幾らか、こういった人材育成のために頑張ってくださいと出すのが私は当たり前と思っておりますので、今後はよく目的と、この趣旨を頭に入れて判断していただくようお願いして終わりたいと思ひます。

○ 議長（平良嗣男） これで大城佐一議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、42ページの2款の人事評価業務委託料の97万2,000円について、これは平成26年5月に改正地方公務員法が公布されて、平成28年の4月でしたか、各自治体で人事評価については義務づけられております。多分、このための委託料だと思うんですけども、それで理解してよろしいですか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） はい、そのとおりです。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） この委託については、例えば各自治体共通なシステムが導入されているのか。それとも大宜味村独自の評価のシステムを組み込んでやるのか、その辺お伺ひしたいと思ひます。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） 基本的なものはあるんですけど、やはり各市町村、あるいは役場内の機構のあり方についても、各自治体まちまちだと思います。それは一緒にはできないと考えております。そのために大宜味村に配慮した、大宜味村らしい、そういうシステムにしていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 前に、期末手当から勤勉手当に名称が変わったときにも、その勤務評価というのをちょっと議論させていただいたことがあるんですけども、やっぱり職員の資質の向上、また公務員としてのあり方、それをまた考えさせられる、考えてもらう1つのきっかけになると思ひますので、人材の育成の観点から村長には、より職員が充実して業務が遂行できるようなことでこの評価を行っていただきたいと思ひますけれども、村長の答弁を伺って質疑を終わります。

- 議長（平良嗣男） 村長。
- 村長（宮城功光） 議員のそういうお話のとおり、やはり個人個人の能力を生かした形で業務を与えるわけなんですけれども、それについては十分にいろんな面から検討して評価をしていきたいと考えております。よろしくお願いします。
- 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。
本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって議案第28号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第29号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第31 議案第29号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題
とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって議案第29号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第30号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第32 議案第30号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題
とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第30号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第31号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第33 議案第31号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第31号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第32号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第34 議案第32号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第32号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第33号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第35 議案第33号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第33号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につ
いては、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しま
した。

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午後12時01分)

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後12時06分)

◎諸般の報告

○ 議長(平良嗣男) これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長
の手にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に仲井間宗利議員、副委員長に金城 勇議員、以上のとおり互選された旨
の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎休会について

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。議案検討のため3月13日は、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって3月13日は、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
大変お疲れさまでした。

(午後12時07分)

平成27年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成27年3月16日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成27年3月16日 午後12時00分)

散 会 (平成27年3月16日 午後12時08分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 会 計 課 長 島 袋 経 子

総務課長兼
村史編纂室長 島 袋 幸 俊 教 育 長 友 寄 景 善

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 課 長 新 城 寛

住民福祉課長 宮 城 豊 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 島 袋 幸 俊

企画観光課長 山 城 均 農 業 委 員 会 局 長 宮 城 久 美 子

産業振興課長 大 城 武 監 査 事 務 局 長 神 里 富 松

建設環境課長 大 嶺 実

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第23号	平成26年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第24号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第25号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第26号	平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第27号	平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

(午後 12時00分)

◎議案第23号～議案第27号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第23号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算、日程第2 議案第24号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第3 議案第25号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、日程第4 議案第26号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び日程第5 議案第27号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 37号

平成27年3月16日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会

委員長 仲井間 宗 利

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第23号	平成26年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第24号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第25号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第26号	平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第27号	平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決 全会一致

(仲井間宗利予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ **予算審査特別委員会委員長（仲井間宗利）** ただいま議題となりました議案第23号から議案第27号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として関係課長等の出席を求め、本日午前10時から審査を行いました。

議案第23号の主な内容は、学校建設事業、沖縄振興特別推進交付金事業等の事業費の減額による約2億7千万円の減額補正で、15件の事業等の繰越明許費、14件の事業等の地方債限度額の補正、一時借入金の最高額を14億円とする、ものとなっております。

議案第24号平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第25号平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、議案第26号平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び、議案第27号平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の4件については、実績等による補正で議案第23号から議案第27号についていずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○ **議長（平良嗣男）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第23号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（平良嗣男）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算について採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ **議長（平良嗣男）** 挙手全員です。

したがって議案第23号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第24号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（平良嗣男）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第24号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第25号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第25号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第25号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第26号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第26号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第26号 平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第27号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第27号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

- 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第27号 平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎散会の宣告

- 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午後12時08分)

平成27年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 平成27年3月20日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成27年3月20日 午後3時00分)

閉 会 (平成27年3月20日 午後3時56分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 濱 覺

4 番議員 金 城 勇

9 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第5号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第9号	大宜味村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案第3号	字の区域の変更について	委員長報告 質疑～表決
3	議案第4号	大宜味村長期継続契約条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案第5号	大宜味村総合計画策定条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議案第6号	大宜味村行政手続条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議案第7号	大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
7	議案第8号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
8	議案第10号	大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
9	議案第11号	大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
10	議案第28号	平成27年度大宜味村一般会計予算	委員長報告 質疑～表決
11	議案第29号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
12	議案第30号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
13	議案第31号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
14	議案第32号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
15	議案第33号	平成27年度大宜味村工業用水道事業会計予算	委員長報告 質疑～表決
16	陳情第3号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書	委員長報告 質疑～表決
17	意見第1号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書	提案説明 付託省略
18		閉会中の継続審査の件 (灌漑施設に関する陳情書)	
		議員派遣の件	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

(午後 3時00分)

◎議案第9号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第9号 大宜味村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例を議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大 議 第 3 9 号

平成27年3月16日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会

委員長 大 城 佐 一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第9号	大宜味村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例	原案可決 全会一致

(大城佐一経済建設常任委員会委員長 登壇)

- 経済建設常任委員会委員長（大城佐一） ただいま議題となりました議案第9号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長兼村史編纂室長及び産業振興課長の出席を求め、3月16日午後4時から審査予定を1時間30分繰り上げて午後2時30分から行いました。

議案第9号大宜味村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例、について報告いたします。

本案は、平成26年度で事業が完了することに伴い当該条例を廃止するものであり、平成27年4月1日の施行日となっております。

本案に対する質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告を終わります。

- 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第9号 大宜味村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 大宜味村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第9号 大宜味村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第3号～議案第8号、議案第10号及び議案第11号の一括上程、委員長報告、
質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第2 議案第3号 字の区域の変更について、日程第3 議案第4号 大宜味村長期継続契約条例、日程第4 議案第5号 大宜味村総合計画策定条例の一部を改正する条例、日程第5 議案第6号 大宜味村行政手続条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第7号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、日程第7 議案第8号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例、日程第8 議案第10号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例及び日程第9 議案第11号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の8件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 4 1 号

平成27年3月17日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 吉 濱 覺

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第3号	字の区域の変更について	原案可決 全会一致
議案第4号	大宜味村長期継続契約条例	原案可決 全会一致
議案第5号	大宜味村総合計画策定条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第6号	大宜味村行政手続条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第7号	大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第8号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第10号	大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第11号	大宜味村こども医療費助成条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

(吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（吉濱 覺） ただいま議題となりました議案第3号から議案第8号及び議案第10号、議案第11号までの8件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長兼村史編纂室長、住民福祉課長、企画観光課長、及び教育課長の出席を求め、3月17日午前10時から審査をいたしました。

まず、議案第3号 字の区域の変更について、を報告いたします。

本案は、塩屋湾外海埋立により新たに生じた土地塩屋念蒲の現学校用地の北側の土地境界線の延長線から安根川河口までの土地を字上原阿根に編入するものであります。

次に議案第4号 大宜味村長期継続契約条例、を報告します。

本案は、地方自治法施行令第167条の17の規定により電子計算機、複写機等の賃借契約を翌年度以降にわたり締結することが適当なもの、さらに、施設の維持管理の業務のうち、警備の業務、設備の運転、点検等の委託契約など7年を超えない範囲内と定めており、平成27年4月1日から施行するとなっております。

次に、議案第5号 大宜味村総合計画策定条例の一部を改正する条例、を報告します。

本案は、大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例の制定に伴い、当該条例と大宜味村総合計画策定条例との整合性を図るための一部改正となっており、平成27年4月1日から施行するとなっております。

次に、議案第6号 大宜味村行政手続条例の一部を改正する条例、を報告します。

本案は、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い大宜味村行政手続条例に「行政指導の方式」、「行政指導の中止等の求め」、「処分等の求め」を条文追加するもので、平成27年4月1日から施行するとなっております。

次に、議案第7号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、を報告します。

本案は、沖縄県人事委員会勧告に基づき改正するもので、職員の給与表の改正、保育士手当の削除、管理職員特別勤務手当を追加し、平成27年4月1日から施行するとなっております。

次に、議案第8号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例、を報告します。

本案は、屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例の事務権限移譲による手数料を追加するとともに従来の手数料も別表形式で改正し平成27年4月1日から施行するとなっております。

次に、議案第10号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例、を報告します。

本案は、4つの小学校の統合校の仮称名「大宜味村統合小学校（仮称）」を「大宜味小学校」に改めるもので平成28年4月1日から施行するとなっております。

次に、議案第11号 大宜味村こども医療費助成条例の一部を改正する条例、を報告します。

本案は、当該条例の第2条第1項第4号に「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条」を加えるなどの改正で、公布の日から施行し、平成27年1月1日から適用するとなっております。

議案第3号から議案第11号まで質疑、討論はなく、全会一致でもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第3号 字の区域の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 字の区域の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○ 議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって議案第3号 字の区域の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第4号 大宜味村長期継続契約条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 大宜味村長期継続契約条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第4号 大宜味村長期継続契約条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第5号 大宜味村総合計画策定条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 大宜味村総合計画策定条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第5号 大宜味村総合計画策定条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第6号 大宜味村行政手続条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 大宜味村行政手続条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第6号 大宜味村行政手続条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第7号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第7号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第8号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第8号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第10号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第10号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第11号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第11号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第28号～議案第33号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第10 議案第28号 平成27年度大宜味村一般会計予算、日程第11 議案第29号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計予算、日程第12 議案第30号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算、日程第13 議案第31号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算、日程第14 議案第32号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算及び日程第15 議案第33号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計予算の6件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 4 4 号

平成27年3月19日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会

委員長 仲井間 宗 利

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第28号	平成27年度大宜味村一般会計予算	原案可決 賛成多数
議案第29号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第30号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第31号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第32号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第33号	平成27年度大宜味村工業用水道事業会計予算	原案可決 全会一致

(仲井間宗利予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長（仲井間宗利） ただいま議題となりました議案第28号から議案第33号までの6件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を、一括して報告いたします。

本委員会は、村長ほか、教育長、関係課長等の出席を求め、3月18日及び19日の2日間にわたって審査を行いました。

また、18日には予算に関連して5か所の現地調査も行いました。

議案第28号 平成27年度大宜味村一般会計予算は、総額で49億4千1百16万円であり、主に、小・中学校建設費、沖縄振興特別推進市町村交付金事業などにより、対前年度8億7千78万9千円増額の21.4%の伸びとなっております。

本案に対する質疑の内容について説明いたします。

根謝銘グスクの調査等があるが今後、学芸員の配置等は考えていないか、に対し、学芸員など専門的な知識のある者の配置を考えていきたい、との答弁でした。

次に、大宜味村地域耕作放棄地対策協議会は、村と関係ないと言っているが規約で事務局を農業委員会に置くとしている、村への使用料等を支払わなくていいのか、に対し、必要なら協議会で検討します、との答弁でした。

次に、財務規則第23条に予算執行状況の報告がある、万全な体制で行ってほしいが、に対し、執行状況が確認できるようしっかりとやっていきたい、との答弁でした。

討論はなく、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、総額で7億1千3百15万2千円であり、対前年度8千7百98万9千円増額の14.1%の伸びとなっております。

議案第30号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、総額で1億3千6百70万7千円であり、対前年度1千6百18万6千円減額のマイナス10.6%となっております。

議案第31号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、総額で2千3百44万8千円であり、対前年度7百43万9千円増額の46.5%の伸びとなっております。

議案第32号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、総額で3千4百98万2千円であり、対前年度4千円増額となっております。

議案第33号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計予算は、公益的収入6百87万5千円、支出5百44万9千円で対前年度それぞれ1百83万4千円及び1百83万5千円の増額となっており、収入と支出の差額、1百42万6千円は長期前受金戻入の額となっております。

さらに、資本的収入5千円、支出5千円は費目存置の積み上げによるものとなっております。

議案第29号から議案第33号についてはいずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、工業用水道事業会計予算を除く、5会計の予算総額は、58億4千9百44万9千円で、対前年度9億5千3万5千円増額の19.4%の伸びとなっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第28号 平成27年度大宜味村一般会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第28号について討論を行います。討論はありませんか。

8番 吉濱 覺議員。

（8番 吉濱 覺議員 登壇）

○ 8番（吉濱 覺） 議案第28号 平成27年度大宜味村一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

私は、平成27年度大宜味村一般会計予算について、3月定例会の最も重要な議案だと認識しています。しかし、「議案第28号 平成27年度大宜味村一般会計予算」の校舎、体育館建築費等が計上されており、「小学校統合、中学校移転地結の浜の安全な環境づくりについて」一般質問をしました。教育長の答弁によると、沖縄県津波被害検討委員会が出した津波被害想定による情報や文部科学省は安全性、防災機能を強めるべきとする趣旨の緊急提言をこれまでの住民説明会で使用したと説明しております。

ところが教育長の答弁の説明資料を求めたところ、東日本大震災直後の平成23年6月、大宜味村立学校の望ましいあり方検討委員会は最終報告を提言。平成24年12月に、村立学校適正化総合基本計画案が教育委員会で承認され、村長と議会へ報告。平成24年1月に、村立学校適正化総合基本計画の住民説明会をしていると記載されています。大宜味村議会、平成25年12月定例会に沖縄県津波被害想定調査の結果から算出した学校建設地の浸水深は約90センチ、沈下量40センチを含む。文部科学省は安全性、防災機能の強化を進めるべきとする趣旨の緊急提言の資料を提出しています。その後の平成26年3月定例会で、村立学校設置条例を決定するまで住民説明会で使用していなかったことを証明しているようなものです。東日本大震災関連の情報を教訓としなかった事業推進は、村民を愚弄し、安全を無視したことは許せるものではありません。村長は、津波避難困難地域という地図があり、大宜味村は全く困難場所ではない位置づけで、5分以内で十分避難することが可能という根拠の資料を求めたところ、津波浸水予

想図、浸水深1センチから30センチ未満で、沈下量40センチを含まないが提出されました。津波困難地域という地図があり、大宜味村は全く困難場所でない位置づけで、5分以内で十分避難することが可能だという根拠がないことを証明しているようなものです。平成26年10月に、文部科学省が国の公立学校を対象に実施した津波による浸水が予想される学校数の調査結果が発表され、沖縄県の浸水予定校は全国で2番目に多く、海に囲まれた島嶼県特有の課題が浮かび上がり、東日本大震災から3年以上が過ぎても一部で取り組みがおこなわれている実態がうかがえます。県教育庁施設課は、グラウンドの一部が浸水するだけでも浸水予定にカウントされ、実際には校舎まで被害が及ばないところもあるためと説明しています。

また、村内の学校には、グラウンドの一部が浸水するだけで実際に校舎までは浸水が及ばない学校もあります。結の浜は災害の安全に対する根拠が曖昧であり、避難経路には浸水深約2メートルの結の浜地内の道路や浸水深約4.5メートルの国道を横断しなければならないなど、安全についての問題があります。小学校統合、中学校移転地、結の浜の安全な環境づくりについて、琉球大学島嶼防災センター等の公的研究機関による検証する必要があると考えられます。東日本大震災の津波による死亡事故をめぐり、遺族が施設の管理者側に賠償を求めた訴訟の判決は、責任の所在については管理者側に適切な状況収集を行い、津波の発生を予想できたかという予見可能性の有無が重要な焦点となっていました。本校舎建築は、津波の襲来を予見可能性があるのは誰の目に見ても明らかです。

したがって、本村の未来を担う子や住民の命を守るためにも反対せざるを得ません。どうか小学校統合、中学校移転地結の浜の安全な環境づくりを推進していくためにも、本議案に対する各議員の良識ある賛同をお願い申し上げ、反対の立場としての討論を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。

2番 新城一智議員。

（8番 吉濱 覺議員 登壇）

○ 2番（新城一智） 議案第28号について、賛成の立場で討論を行います。

本年度、平成27年度大宜味村一般会計予算は、総額で49億4,116万円、過去最大の予算となっております。

反対者からの学校建設に対する懸念は私どもも感じているところではありますが、津波については避難経路の確保は村当局からもしっかりとした設置の話がありました。

また、本予算には社会福祉、あるいは各特会への繰出金、さまざまな要因が盛り込まれております。村民の福祉向上を考えると、本予算は議会から議決して、執行部によりよく執行させるのが議会の役割だと考えております。

よって、議員各位の本予算への賛同をお願いし、賛成の立場の討論といたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第28号 平成27年度大宜味村一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

- 議長(平良嗣男) 挙手多数です。

したがって議案第28号 平成27年度大宜味村一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第29号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第29号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

- 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第29号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第30号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第30号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

- 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第30号 平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第31号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第31号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第31号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第32号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第32号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第32号 平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第33号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第33号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第33号 平成27年度大宜味村工業用水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第3号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第16 陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員

を求める陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 4 2 号

平成27年 3月17日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 吉 濱 覺

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理 番号	受 理 年月日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措 置
3	平成27年 2月19日	安全・安心の医療・介護の実現と 夜勤改善・大幅増員を求める陳情 書	採 択	意見書の送付 が妥当との意 見	地方自治法第99条 の措置

(吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(吉濱 覺) ただいま議題となりました陳情第3号について、3月17日午前10時から審査を行った結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第3号については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するため地方自治法第99条の規定により意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告いたします。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第3号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書は、採択することに決定しました。

◎意見案第1号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第17 全員発議により提出されました意見案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。宮城辰徳議員。

(5番 宮城辰徳議員 登壇)

○ 5番(宮城辰徳) 意見案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年3月20日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

提出者 宮城辰徳 大城佐一 新城一智 仲井間宗利 金城 勇 前田 孝 安里重和 吉濱 覺

賛成者 東 武久

提案理由 安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師・看護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう国に要望するため。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書

厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについて(5局長通知)」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取り組みについて(6局長通知)」の中で医療従事者の勤務環境改善のための取り組みを促進してきました。また、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項に関わるワンストップの相談支援体制(医療勤務環境改善支援センター)を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善をすすめるために支援するよう求め、予算化しています。

しかし、国民のいのちと暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっています。そのため、労働実態は依然として厳しくなっており、安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師・看護師・介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は、喫緊の課題となっています。

「医療機能の再編」を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能は確保したうえで労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められています。2015年度には第8次看護職員需給見通しが策定されますが、これを単なる数値目標とするのではなく、看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師・看護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。

記

1、看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、

労働環境を改善すること。

- 2、医師・看護師・介護職員などを大幅に増員すること。
 - 3、国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
 - 4、費用削減のための病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年 3月20日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○ 議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって意見案第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第1号について討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○ 議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって意見案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件

○ 議長（平良嗣男） 日程第18 委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

経済建設常任委員会委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

- 議長（平良嗣男） 日程第19 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いません。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

平成27年 3月20日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

開催時期	研 修 名	派遣人数
4月	沖縄振興拡大会議	1名（議長）
5月	北部市町村議長会定例総会（金武町） 県町村議会正副常任委員長実務研修会	1名（議長） 6名
7月	北部市町村議会議員研修会及びスポーツレク大会 （恩納村） 所管事務調査（県内）	全議員 全議員
8月	北部市町村議長会定例総会（伊平屋村） 県町村正副議長・正副委員長研修会	1名（議長） 8名
10月	県町村議会議長会定例総会（那覇市） 県町村議会議員、職員研修会（那覇市）	1名（議長） 全議員
11月	町村議会議長全国大会（東京都） 北部市町村議長会視察研修（兵庫県） 北部三村議会連絡協議会研修会（国頭村）	1名（議長） 1名（議長） 全議員
12月	北部市町村議長会定例総会（本部町）	1名（議長）
平成28年 2月	県町村議会議長会定期総会 県町村議会議員、職員研修会	1名（議長） 全議員
3月	北部市町村議長会定例総会（北部会館） 現地調査	1名（議長） 全議員

派遣目的：町村議会議員の資質向上に資するため。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第2回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（午後 3時56分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員